

Title	自由党静岡事件に関する新資料： 鈴木音高外八名国事二関スル供述書
Sub Title	New materials on the case of Liberal party in Shizuoka prefecture, 1886
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka) 寺崎, 修(Terasaki, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.2 (1982. 2) ,p.72- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820215-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

自由党静岡事件に関する新資料

——鈴木音高外八名国事ニ関スル供述書——

手塚 豊
寺崎 修

ここに紹介する資料は、現在、国立国会図書館憲政資料室が所蔵する「牧野伸顯文書」中にふくまれている一連の綴り⁽¹⁾で、自由党静岡事件の関係者である鈴木(山岡)音高、湊省太郎、宮本鏡太郎、広瀬(麩)重雄、山田八十太郎、荒川太郎、島森友吉、松村弁治郎、小池勇の合計九名の国事に関する供述書ならびに警察訊問調書十四通である。この文書は、かつて昭和二十六年十一月、国立国会図書館で開かれた憲政資料展に展示されたこともあった。

自由党静岡事件は、明治十七年、岳南自由党の鈴木音高、湊省太郎などが遠陽自由党の中野二郎三郎、山田八十太郎などと結び、明治政府打倒、高官暗殺の陰謀を企て、静岡の周辺においてその軍資金集めのために強盗を行い、そのことから計画が露見し、ついにその目的を達しないままにおわつた自由党暴動事件である。

事件関係者の一斉逮捕は、明治十九年六月十二日にはじまり、関

係者たちは、東京はじめ、静岡、浜松、名古屋などの各地で逮捕され、いづれも警視庁「第二局ノ留置檻」⁽⁴⁾に収監された。事件関係者としてここに収監された小池勇の自叙伝によると、この時、彼の隣室には村上佐一郎が、「二、三ヲ隔ツル対房」には湊省太郎が、「其次」には山田八十太郎が、それぞれ収監されていたこと、また、ここで「密ニ村上ト言ヲ通シテ数年来ノ秘策尽ク発露セシヲ聞き、事件関係者は、すでに陰謀計画が明るみにでていることを知っていたこと、⁽⁷⁾さらに、そのため小池は、警部森沢徳夫より「国事ニ関スル主義目的手段等明細ナル陳述書ヲ認ムルコトヲ命」じられるままに、「最早何事も隠閉スベキコト」がないと考え、これに応じたこと、⁽⁸⁾そしてこのことについては、「中野・宮本・山岡・鈴木・広瀬其他⁽¹⁰⁾、三人ノ人モ亦同ク書シ」て、これに同様に応じたこと⁽⁹⁾等々がわかる。

右の「小池勇自叙伝」にみえる「国事ニ関スル主義目的手段等明細ナル陳述書」に相当するのが、ここに紹介する「鈴木音高外八名国事ニ関スル供述書」である。そのことは、次のことから判明する。

(一) 供述書のそれぞれの宛先が「警視庁第二局御中」（鈴木音高国事犯罪申立書）、「警部武東晴一殿」（湊省太郎上申書）、「東京警視庁第二局詰警部武東晴一殿」（宮本鏡太郎上陳書）、「御掛り警部武東晴一殿」（山田八十太郎書取書）、「警視庁第二局警部森沢徳夫殿」（小池勇上申書）となつてゐること、

(二) 供述書の日付が、いずれも七月九日から七月十七日までの間となつており（もつとも、湊省太郎上申書の日付は、六月十一日となつてゐる。しかし、一斉逮捕がはじまつた六月十二日以前にそれが書かれる筈はないから、これは、七月十一日の誤記であると思われる）、その日時と、関係者が警視庁の取調をうけていた時期（六月中旬―七月下旬）と矛盾がないこと、

(三) 例えば、「鈴木音高国事犯罪申立書」に、「不肖音高カ国事ニ関シ非望ヲ抱クニ至リタルモノハ……」とみえてゐることと、その内容が、まさに「小池勇自叙伝」のいう「国事ニ関スル主義目的手段」を詳細に述べたものであること、などである。

しかし、前掲「小池勇自叙伝」にみえてゐる「中野（二郎三郎―筆者註）ならびに「鈴木（辰三―筆者註）」の兩名の陳述書は、本資料中にはみあたらない。また、明治二十年七月六日・絵入自由新聞に「名倉良八起立して裁判長に向ひ昨年七月十五日附を以て武藤警

部に宛て警視第二局へ請願致しました事の書類云々」とあるから、名倉についても陳述書があつたと思われるが、これまた本資料中にはみあたらない。これら中野、鈴木、名倉らの陳述書がなぜ本資料中に綴られていないのか、また、それらがいまもなお、どこかに現存するのか、あるいはすでに亡失したのか、その辺の詳しい事情はわからない。

ところで、この「国事ニ関スル供述書」は、十九年九月にはじまる東京輕罪裁判所の予審法廷、さらに二十年七月二日にはじまる東京重罪裁判所の公判のいづれに対しても、証拠書類として、ついに提出されないうまにおつた。警視庁が、それらの書類を隠蔽したからである。そのことは、二十年七月六日の公判の模様を報道した同月七日・絵入自由新聞の記事に「弁護士武藤直中氏裁判長に対し被告中野次郎三郎の請願に依り同人が曩に警視第二局へ差出したる国事犯自白書と題する書類……当法廷に御廻送あるか但は謄写を許されたしと申し出しに同警部（森沢警部―筆者註）の仰には成程其書類は紙数四五十枚もありし者にて本職も三四枚程閲覧したが別段必要の文面とも認めされは不用物に属し何へか失うたれば裁判所へ差廻す事も出来ねば謄写させる由もなしとの事なり」とあること、および同じくこの日の公判を報じた同月七日・同新聞の報道に「被告名倉良八より願出たる書類の儀に付き……武藤警部に付て何がひしに該書類は秘密書類ゆえ焼棄したりと云々」とあることなどからわかる。また、このことにつき、前掲「小池勇自叙伝」は、次のごとく述べてゐる。

裁判長モ亦政治上ノ弁論過激ニ涉ラハ傍聴ヲ禁セサルヲ得ス、兎角穩カナラヌ事故、能ク思慮スベシト注意セシ故、然ラバ警視庁ニテ認メタル国事犯罪ニ関スル陳述書ヲ取寄セ閱覽ノ上篤ト参考アリタシト請求セシニ、其翌日、警視庁ヨリ右書類ヘ一切焼棄タリト回答セシ旨達セラレ、抑モ何ノ為メニ焼棄テタル乎ト頗ル其回答ヲ怪ミシカ、強ヒテ論弁ヲ試ムルモ到底無益ト断念シテ一語ヲ発セス、裁判官ノ判定ニ一任セリ警視庁が「焼棄タリ」と虚偽の回答を行い、あえて「国事ニ関スル供述書」を法廷に提出しなかつたのは、いうまでもなく、被告を国事犯ではなく、常事犯(強盜罪)として処断したかつたためである。内乱罪の適用をあくまで回避しようとする当時の政府の方針からみれば、そうした警視庁の不可解な行動も当然ありうることといわねばならない。

これまで、自由党静岡事件の全容については、すでに、村本喜代作「慶安騒動と静岡事件」(昭和三十四年)、村上貢「静岡事件参画者小池勇の半生」(昭和三十八年)、手塚豊「自由党静岡事件判決書」(昭和四十一年)、同「自由党静岡事件裁判小考」(昭和四十二年)、村本喜代作「静岡事件の全貌」(昭和四十三年)、原口清「明治前期地方政治史研究」下巻(昭和四十九年)等々の諸文献⁽¹⁴⁾によつて、その大体が明らかになつている。とくに、軍資金調達のための強盜事件の解明は、その判決書の利用によつて、飛躍的に進展し、それは、その真相解明がもつとも進んだ分野といえるだろう。⁽¹⁵⁾

しかし、静岡事件の関係者たちが、いかなる政治的主義・主張を

抱き、また、いかなる陰謀事件を計画したのか、その詳細な究明になると、いまだそれは、不十分な段階にあるといわざるをえない。「国事ニ関スル供述書」の内容が全く不明であつたことのほか、事件関係者たちが、その公判廷において、彼らの真の企図を陳述せず、国事犯らしい所信の表明は、ほとんど行わなかつたこと、さらに、裁判所側もこの事件を国事犯事件ではなく、単なる強盜事件として処断しようとしたこと⁽¹⁶⁾などが、結局は、彼らの政府転覆・高官暗殺計画の全貌をつみ隠すことになつたのである。そのことは、原口清氏が「法廷においても政治に関する行為についてはいつさいふれられることはなかつた。したがつて、静岡事件の裁判記録からは、被告らの政治的主義・主張について何ら知ることはできない」と述べておられる通りである。⁽¹⁷⁾

したがつて、警視庁における被告らの供述書は、事件の全貌を解明する上で、欠くべからざる資料であり、その探索は、多年、多くの研究者たちが試みてきたところであつた。例えば、原口氏が「ここ二〇年来右の文書の発見に心がけたが、徒勞に終つている」と述べ懷されていごとく、その発見は、待望久しいものであつたといえるのである。まさに幻の資料であつた。

最近、私たちは、国立国会図書館憲政資料室所蔵資料中にふくまれている前述の「鈴木音高外八名国事ニ関スル供述書」と題する一文書こそが、右に述べた幻の警視庁文書であることを確認した。ここに、自由党静岡事件に関する新資料として、その全文を覆刻、紹介する所以である。

なお、本資料には、これまであいまいであつた自由党静岡事件のそもその発端、あるいは事件関係者の鈴木音高、湊省太郎らが中野二郎三郎、山田八十太郎らと盟約を結ぶ経緯、さらには、その盟約の内容、彼らの拳兵計画の全容、そして拳兵計画から暗殺主義への転換事情等々の諸問題を解明する上で、寔に貴重な新事実が多数述べられているほか、これまで研究者の間で論議の的となつている「一般的大動乱」計画の存否に関する問題についても、その存在を裏づけるに足るきわめて注目すべき証言が数多くふくまれている。

当時、各地に続発した自由党関係諸暴動事件が互いに何らかのつながりをもつて計画されたのかどうかという問題については、それを肯定する説⁽²¹⁾、連繫への願望は存在したが、事実としては存在しないと⁽²²⁾する説などがあり、いまだ学界において定説をみないが、私たちは、今回、本資料が明るみとなつたことによつて、そうした二説のうちの前者、すなわち、当時各地に続発した自由党関係諸暴動事件が、一連の「一般的大動乱」の部分的暴発であつたとみる見解が、一層、有力になつたものと考へている。

しかし、静岡事件そのものの詳しい経緯、あるいは、飯田事件、名古屋事件、加波山事件などの諸暴動事件と静岡事件との関係等々に関する詳しい考証は、他日にゆずり、ここではとりあえず、それらの問題の解明のための一資料として、これを紹介するのみにとどめたい。

(1) この綴りは、警視庁保存文書と思われるもののコンニャク版で、全部で六九葉におよんでいる。

(2) 国立国会図書館編「憲政資料展示会目録」・昭和二十六年・四九頁。

(3) 手塚豊「自由党静岡事件裁判小考」・法学研究第四十巻五号・昭和四十二年五月・二二頁—二三頁。

(4) 第二局は、司法警察を担当した(明治十九年五月四日・勅令第四二号「警視庁官制」第四二条)。

(5)(6)(7) 岐阜県高校社会科教育研究会多治見支部郷土史部会編「小池勇自叙伝」(二・完)・歴史評論第九〇号・昭和三十一年十一月・五一頁。なお、この「小池勇自叙伝」は、その後、村上貢編著「自由党激化事件と小池勇」・昭和五十一年・一二頁以下に、その全文が収録されている。

(8)(9) 前掲「小池勇自叙伝」・歴史評論第九〇号・五二頁。

(10) この時取監された伊藤仁太郎(痴遊)は、のちに、「事件の掛りは、森沢徳夫と、武東晴一と、此二人であつたが、もう一人、警部補位のものゝ居た」(伊藤痴遊「獄中生活」八八頁)・痴遊雜誌第二巻二号・昭和十一年二月・四〇頁)と述べている。この時期すなわち明治十九年七月前後の「官員録」で、警視庁第二局の在職者を明示するものは、残念ながらみることができないが、明治二十年四月「官員録」によると、警部補で第二局の在職者は、斎藤利貞、下条友衛、野島弥太郎、別府親輔の四名である(二六九枚表)。伊藤痴遊のいう「警部補位のもの」は、その中の一人かも知れない。

(11) 明治二十年七月十二日・静岡大務新聞の報道も同様である(枝村三郎「静岡県の自由民権運動」・昭和五十六年・五九頁)。

(12) 前掲「小池勇自叙伝」・歴史評論第九〇号・五三頁。

(13) 被告を国事犯ではなく、常事犯として処断しようとした当時の政府の方針については、手塚・前掲「自由党静岡事件裁判小考」・法学研究第四十巻五号・三六頁―三七頁参照。

(14) なお、自由党静岡事件に関する諸文献の詳細については、手塚・前掲「自由党静岡事件裁判小考」・法学研究第四十巻五号・一頁―三頁、横井香織「静岡県自由民権運動関係文献目録」・静岡県近代史研究叢書二・昭和五十六年八月・七一頁以下参照。

(15) 自由党静岡事件の判決原本は、戦災によつて失われ、その内容は全く不明であつたが、昭和四十一年一月、手塚が明治政史所載(大正十五年六月二日、三日、四日、五日・静岡新報)の記事からその復元を行い(手塚豊「自由党静岡事件判決書——統・明治法制史料雑纂(八)——」・法学研究第三十九巻一号・七〇頁以下)、はじめてその全容を明らかにした。なお、静岡事件判決書の覆刻は、その後四回行われている。まず、村本喜代作「静岡事件の全貌」(昭和四十三年・一〇三頁―一一五頁)が、手塚・前掲「自由党静岡事件判決書」をそのまま収録し、その後、静岡市編「静岡市史・近代史料」(昭和四十四年・七七頁―七七九頁)ならびに静岡県警察史編さん委員会編「静岡県警察史」上巻(昭和五十三年・一一六三頁―一一七三頁)が、北海道の自由民権運動研究家故田野外吉氏所蔵の判決書写本によつて手塚が校訂増補した判決書を相ついで収録した(前掲「静岡市史・近代史料」・七七九頁、前掲「静岡県警察史」上巻・一一七三頁)。さらにまた、最近出版された前掲「静岡県史」上巻(六四頁―六九頁)は、前掲「明治政史掲載記事」をそのまま抜萃、覆刻した判決書を紹介している。しかし、前掲「明治政史掲載の判決文」には、かなりの脱落があり、きわめて不十分な資料である。前述した田野氏所蔵の判決書写本は、そうした脱落箇所もかなり補綴されているので、目下のところ、それがもつとも判決原本に近

いものと思われる。

(16) 手塚・前掲「自由党静岡事件裁判小考」・法学研究第四十巻五号・一頁以下。

(17) 手塚・前掲論文・法学研究第四十巻五号・三九頁以下。

(18) 手塚・前掲論文・法学研究第四十巻五号・三五頁―三七頁。

(19) 原口清「静岡県の自由民権運動」・静岡県近代史研究叢書二・昭和五十六年八月・九頁。

(20) 原口・前掲「明治前期地方政治史研究」下巻・四二三頁。

(21) 例えば、「自由党史」下巻(岩波文庫本)・昭和三十三年・一一〇頁―一二二頁、関戸覚蔵編「東睡民権史」・明治三十六年・五八四頁―五八六頁、田岡嶺雲「明治叛臣伝」(青木文庫本)・昭和二十八年・一三〇頁、静岡県警察部高等警察課「静岡県政党史」・大正十五年・七頁―八頁など、戦前の諸文献のほとんどは、この見解を採用している。終戦以降、この見解を「小池勇自叙伝」の記述をもとに、はじめて積極的に肯定されたのは、村上貞氏である(「静岡事件」参画者小池勇の半生)・歴史評論第一五四、一五六号・昭和三十八年六月、八月、「自由党激化諸事件と一斉蜂起論——小池勇関係史料を中心として——」・歴史評論第三一〇号・昭和五十一年二月)。手塚は、この村上説に同調し(手塚・前掲「自由党静岡事件裁判小考」・法学研究第四十巻五号・九頁)、また、家永三郎氏も「私は手塚さんのいうことだから信用する」というわけではありませんけれども……『自由党史』の記事をただ作りばなしときめてかからず、もつと具体的にその裏づけをとつていくことが今後の課題ではないかと思ひます。最近の、地域に根をおろした一連の研究を拝見しますと、そこに全体的な、中央による計画や指導によるものでないにしても、下の方で相互の連絡があつたのではないかと思われる事実があらちに見うけられますので、やつぱりこれらの諸事件が散

発的偶発的事件であつたとはいえないような気がします」(家永三郎「思想史からみた群馬事件」・藤林伸治編「ドキュメント群馬事件」・昭和五十四年・一九八頁―一九九頁)と述べ、この見解にふかい関心を寄せられている。なお、小池喜孝氏は、静岡事件には言及されてはいないが、富松正安、仙波兵庫らを中心に「関東一斉蜂起」の計画があつたことを主張されている(小池喜孝「秩父風」・昭和四十九年・二〇四頁―二一〇頁)。

(22) 例えば、小池・前掲「秩父風」に対する書評において、江村栄一氏は、「この書の大胆な問題提起は、関東一斉蜂起論である。……だが従来知られていたこれらの資料から関東一斉蜂起論を裏証することは、なお困難ではなからうか。一斉蜂起(拳兵主義)が語られたことを示す資料はかなりあるが、それと実行(ないし準備行為)は別である。後者の事例の発掘を待望せざるを得ないのが現状だと思う」(江村栄一「地域に根ざした民権研究書」・歴史評論第二九六号・昭和四十九年十二月・六〇頁)と慎重な意見を述べられ、また、原口清氏は「伝えられる『一般的大動乱』計画なるものの内容は、飯田、静岡両事件被告の間に具体的拳兵計画のある程度の合意の進捗を推測できる程度であり、他の事件の場合にはそのような推測さえも無理である」(原口・前掲「明治前期地方政治史研究」下巻・四七七頁―四七八頁)と述べておられる。

前註

- (1) 濁点の有無については、不統一であるが原文のままとした。
- (2) 漢字については、現在一般に使用されているものに、氏、丁などの合字については、トモ、コトなどに、それぞれ改めた。
- (3) 誤記、脱漏と判断される箇所は、行間に()を附して註記し

自由党静岡事件に関する新資料

た。
(4) □ は、判読困難の文字、あるいは汚損などのため不明の文字である。

(5) 島森友吉の第一回および第二回調書、松村弁治郎の第一回調書はみあたらない。なぜ、それらが欠落しているのか、その理由はわからない。

(6) 「書目」中にみえる題名と実際の題名との間には、異同があるが、原文のままとした。ただし、題名を全く欠く場合、もしくはそれに準ずる場合については、「」を附して、筆者が適宜これを補つた。

鈴木音高外八名国事ニ関スル供述書

書目

- | | | |
|---|-------------|----|
| 一 | 鈴木音高国事犯罪申立書 | 巻冊 |
| 一 | 湊省太郎上申書 | 巻冊 |
| 一 | 宮本鏡太郎上陳書 | 巻冊 |
| 一 | 広瀬重雄開陳書 | 巻冊 |
| 一 | 湊省太郎参考調書 | 巻冊 |
| 一 | 宮本鏡太郎参考調書 | 巻冊 |
| 一 | 広瀬重雄参考調書 | 巻冊 |
| 一 | 山田八太郎書取書 | 巻冊 |
| 一 | 荒川太郎参考調書 | 巻冊 |

一 島森友吉口供

宥冊

一 松村弁治郎口供

宥冊

一 小池勇意見書

宥冊

明治十九年七月十八日

警部 森 沢 徳 夫

警部 武 東 晴 一

国事犯罪申立書

静岡県士族

鈴木音高

右鈴木音高カ茲ニ天賦ノ良心ニ懇ヘ其本善ノ性ニ帰リ明治十四年以降経歴セル事実ニ依リ国事犯ヲ構造セル顛末自白スルコト左ノ如クシ

一 不肖音高カ国事ニ関シ非望ヲ抱クニ至リタルモノハ明治五年民選議院設立ノ議起リテヨリ民間其説ヲ唱導スルモノ陸續輩出シ一転シテハ大阪ノ愛国社トナリ再転シテハ国会期成同盟会トナリ以テ全国一致ノ与論ヲ奮起シタルノ時ニアリトス是レ実ニ明治十四年ニシテ音高カ今日縲紲ノ辱シメヲ受ケ凄風慘雨ノ中ニ呻吟スルニ至リタルノ基源ナリ

眼ヲ放ツテ明治十四年ノ当時ヲ回視スルニ其前年来各地ノ有志者ハ東駆西馳颯風沐雨以テ同感全志ノ士ヲ糾合シ国家ノ元氣ヲ振作シ天下ノ与論ヲ興起セント財産ヲ抛チ恩愛ヲ絶チ統々トシテ出京シ朝夕ニ大政官ノ門ヲ叩クモノアレハ夕ヘニ元老院ノ扉ヲ推スモノアリ其情其態ヲ目撃スルモノニシテ苟モ国民タルノ性格人類タルノ感情

ヲ具有スル以上ハ孰レカ奮ツテ之ヲ賛シ之ヲ助ケサルモノアラシヤ是レ不肖音高ノ政治上ニ関シ啜々容ルノ始メナリトス是時ニ当テヤ新聞未タ民間ニ洽カラス演説未タ各所ニ盛シナラス其着手スヘク興起スヘキノ事業ハ一ニシテ之ヲスト雖トモ先演説以テ民心鼓舞スルニ如カスト東海沿道ニ於テ遍ク国会ノ開設セサルヘカラサルコト政權ニ参与セサルヘカラサルコトノ理ヲ説キ又以テ當時政府ノ処置ヲ非難シ大ニ人心ヲ激昂シタリト信セリ然ルニ其歳晩ニ至リ開拓使官有物払下一件ニ関スル議論俄然トシテ湧出シ国会論ト併立シテ社会ノ一問題トナリ以テ大ニ政府ヲ刺撃シ遂ニ其十月十二日ヲ以テ国会開設ノ聖詔ヲ發布セラレ聊カ四方ノ民心ヲ慰諭セラレントセリ然ルニ当時社会ノ進歩ハ今日ノ度ニ昇騰セス各地ノ有志家モ亦近年ノ如ク思想ノ精密ヲ加ヘス或ハ堅固ナル小部分ヲ除クノ外ハ其一時已ムヲ得サルノ手段トシテ当局官吏カ咄嗟ノ間ニ偽造セル一廃紙ヲ以テ畏クモ聖文武ナル我天皇陛下ノ聖詔ナリト妄信シ各自安堵行李ヲ美装シテ傲然郷里ニカヘリ爾後半歳許ノ間ハ政治上ノ事復タ殆シト語ルモノナキニ至レリ然リ而シテ其寂靜ヲイタシタルノ原因ハ二アリ一ハ其偽詔ヲ甘受シテ異議ナキモノト一ハ其政府当路ノ官吏カ常ニ放恣専横ナルノミナラス擅マ、ニ聖旨ヲ矯メ上ハ陛下ノ至明ヲ掩ヒ下ハ人民ノ輿望ヲ塞キ奔操ノ暴ヲ行ヒ檜倫ノ虐ニ做ヲヲ看テ駭愕措ク処ヲ失シ姑ク処世ノ方法ヲ討究シタルモノトノ兩者ナリシ噫夫レ不肖音高カ此時ニ當リテ如何ナル感情ヲ発起セシカト問ハ、其兩者ノ中駭愕措ク処ヲ失シ姑ク処世ノ方法ヲ討究シタルノ一人ナリキ時ニ明治十五年ニシテ表面ハ一時其偽詔ヲ甘諾シタルモノ、如ク

広く同志ト謀リ自由党ノ組織ニ賛成シテ之ニ加盟シ茫然明治廿三年ヲ待ツノ顔色ヲ表示シタリ然レトモ其内部ニ到ツテハ憤懣止ム能ハス將サニ罅隙ノ乘スヘキアラハ大ニ其腕臂ヲ伸張セント想ヘリ然ルニ其歳八月家計ノ都合ニ依リ居ヲ駿河ノ静岡ニ占ムルコトトナリ遂ニ之ニ移住シタルモ元來充分ノ資産アルニアラサルヲ以テ坐食スル能ハス幸ニ少シク法律ヲ学ヒタルコトアルヲ以テ代言試験ヲ受ケテ代言人トナリ訴訟事務ニ従事シタルモ其本心ヲ省ミルトキハ政治上ニ對シ一大不平ヲ抱クモノニシテ五官ノ視聆ニ舐ル、者一モ以テ其意ニ適セス悉ク邪惡言フニ忍ヒサルノ感アリ是ヲ以テ代言事務ノ如キモ唯其体面ヲ裝フノ用ト旁ヲ衣食ノ幾分ヲ補助スルトノ為メナレハ敢テ深ク之ニ注慮セサリシ而シテ其專務トスル処ハ広ク海外ノ人ト交通シ多ク内地ノ志士ト結盟シ旃レニ加フルニ演說ヲ盛ニシ新聞ヲ隆ナラシメ全国ヲ拳ケテ共同シ以テ政治上ノ一大改革ヲ行ハンコトヲ希図セリ蓋シ當時末タ腕力ニ依リ政府ヲ顛覆スルノ決心マデニハ至ラサリシナリ此間ニ於テ明治十五年モ空ク暮レ明治十六年トハナレリ然ルニ其前年來福島県ニ起リタル枉暴土木ノ事ヨリ我親愛スル同党ノ志士数名囚獄ノ中ニ繫カレ治罪ノ法律アルニモ拘ハラス其人ヲ待スル殘虐殆ント言フニ忍ヒス彼ノ一晷一夜雪中ニ直立セシメタルカ如キ或ハ拷詰打撲シテ鮮血迸リ皚然タル堆血為メニ紅ヲ呈スルカ如キ妄誕極リナキ涅槃圖中ニモ未タ其暴虐ヲ視サルノ暴虐ヲ明治十五年及十六年ノ間ニ看ルニ到レリ豈ニ啻ニ其レノミナランヤ我カ同党ノ人ニシテ拷訊ノ為メニ其性命ヲ損シ空ク怨恨ヲ地下ニ吞ムモノアリト是レ蓋シ當時新聞紙ノ明カニ報導シタル所ニシテ決シテ

自由党静岡事件に関する新資料

蔽フ可カラサルノ事蹟ナリトス然ルニ其獄ヤ二派ニ分レ一ハ国事犯ナリトシテ我同党ノ志士五六名ヲ処罰シ數十百ノ嫌疑者ハ漸次放免セラレ他ノ一方ハ常事犯トシテ結落シ曩キノ狂暴ナル挙動ノ結果ハ唯天下ノ志士ヲシテ憤激セシメ一般ノ蒼生ヲシテ驚愕セシメタルニ過キス嗚呼其地方長官及ヒコレニ從フ所ノ官吏ノ暴行失錯ノ如キハ彼我ノ感情ニ關係無キ他邦人ヲシテ評セシムルモ我日本帝國ノ歴史上ノ汚点ナリトスルハ敢テ多言ヲ要セスシテ明カナル所ナリ事實既ニ斯ノ如シ故ニ我政府ハ如何ニ情実緣故ヲ以テ成立スルモ之ニ就テ適當ノ処分ヲ為サ、ルヘカラス而シテ此政府ノ処分如何ハ大ニ天下人心ノ關係スル処ナルヲ以テ不肖音高等モ屈指刮目シテ之ヲ待チタリ

噫嘻何ゾ計ラン其暴行失錯ヲナシタル処ノ官吏ハ愈進テ頭位ニ昇リ苟モ人民ノ安寧ヲ希図シ權利ヲ保全セント欲スルカ如キモノハ尺ク黙斥セラレ独リ彼ノ福島ノ事ノミナラス一般ノ形勢ヲ觀察スルニ一官吏若シ暴ヲ行ヘハ全政府ヲ拳ケテ其暴ヲ遂ケシメントシ加フルニ言論出版ヲ抑圧シ集会結社ヲ牽制シ紙幣ヲ濫發シテ重稅ヲ收斂シ政略ヲ秘密ニシテ賢良ヲ誣害シ人民トノ契約ニ違背シテ屢々德義ノ信ニ反キ姦商ト結托シテ市利ヲ壟斷シ内膏血ヲ搾取シテ外歐米ニ諛ヒ条約改正セズシテ國權蹂躪セラレ実ニ憂世愛國ノ志士ヲシテ憤慨已ム能ハザラシム然リ而シテ政府カスノ如ク暴虐ナルコトノ最モ著大ノ証拠ヲ拳クレハ彼レ甚タ国会ノ開設ヲ厭忌シ只管專制ヲ熱望シタルモ時運ノ止ムヲ得サルヨリ之ヲ十年ノ後ニ開クベシトノ窮策ヲ構ヘ愈之ヲ開設スルノ期ニ至ラハ不法言フニ忍ヒサル欽定憲法否擅定

七九 (二〇五)

憲法ヲ発布シ苟モ人民ヲシテ政權ニ関与スルナカラシメ若シ国会ニシテ政府官吏ト意見ヲ異ニスルアラハ彼ノ憲兵ノ暴力ヲ用フルハ勿論陸海軍ヲ拳ケテ之ニ當リ以テ其新設セル国会議場ニ鮮血ヲ漂スノ策略ヲ取ラントスルノ思想ナルコトハ彼ノ專制武斷ノ聞ヘアル独逸政略ニ模倣セント吸々タルニ依リテ明白ナリトス況ンヤ其国会開設ノ期ニ近クニ随ヒ益々言論出版ヲ抑圧シ集會社ヲ牽制シ峻刑酷罰ヲ増発シテ以テ天下ノ口筆ヲ撲滅セシメントスルニ於テヤコレ上ハ陛下ヲ蔑ロニシ下ハ人民ヲ虐スルモノト謂ハスシテ何ソヤ又政府ハ嘗テ人民ニ對シ地租ノ事ニ就キ雜種稅式百万円ニ登^月レハ地租ハ百分ノ一ニ減スルトノ盟約ナシタルニアラスヤ業已ニ雜種稅額ハ其十倍ノ度ニマテ達シタリ知ラス地租ハ何レノ時ニ百分ノ一ニ減シタルヤ又明治十八年ニハ地租ノ改正ヲ為スコトヲ誓ヒタルノミナラス曩キニ雜種稅云々ノ事アルニモ不拘擅マ、ニ其契約ニ違反シテ地租ハ百分ノ二ケ半ヲ以テ定額ト為ストノ布告ヲ為シタルニアラスヤ斯ノ如ク言論出版集會社ヲ抑圧シ加フルニ屢々人民トノ契約ニ違背シタルコトハ掩フヘカラサルノ事實ニアラスヤ而シテ其搾取シタル重稅即チ吾人ノ膏血ヲ以テ國家ノ經濟如何ヲモ顧ミス濫リニ公園溫泉ヲ華美ニシ以テ外人ニ阿諛シ其哀ヲ買ツテ以テ外交条理ノ主義ト為サント欲スルカ如キモ亦蔽フヘカラサルノ事實ニアラスヤ其他奸商ト結託シテ市利ヲ蠶斷スルカ如キニ到ツテハ殆ント枚挙スルニ違アラサラントス嗚呼斯ノ悲境ニ際會シ苟モ天下ノ志士ヲ以テ自カラ任スル人ニシテ誰レカ袖手傍觀スルニ忍ンヤ是レ明治十五年及十六年二ケ年間ニ於テ發起シタル感慨ニシテ其十六年ノ末ニ到リテハ斷

然腕力ヲ以テ政府ヲ顛覆スルニアラズンハ他又方略ナキコトヲ発見シ茲ニ初メテ其決心ヲ為シタリ時ニ恰モ好シ静岡人真野真徳^{岡人ハ}慨家ニシテ平生品行方正清貧自カラ居ル般モ友誼ニ厚シ^{頗ル廉}且詩文ヲ善クシ擊劍ニ長ス郷党ヲ以テ其潔白ナルヲ稱ス^{同湊省太郎^{博聞強記最モ}}弁舌ニ長ス幼ニシテ神童ノ名アリ長スルニ及ンテ傲然細事ヲ顧ミス常々^{等モ亦慨然}兩權ノ振ハサルヲ敬シ早ク自由党ニ入り奔走尽力カス地方黨員中聲名アリ^{等モ亦慨然}トシテ時事ニ感スル所アリ大ニ同志ヲ四方ニ募リ以テ為ス所アラントスルニ會ス於是乎不肖首高モ胸中ニ蝸聚スル千感万慨ヲ吐露シ深ク相結盟シテ以テ多ク同志ヲ募リ現政府ヲ顛覆シテ其構成組織ヲ破壊シ上ハ皇室ヲ泰山ノ安キニ奉シ下ハ公益ヲ千歳ニ伝ヘント区々ノ心天下ノ重キヲ以テ自カラ任シ眇々ノ軀敢テ万艱ノ衝ニ當ランコトヲ期セリ故ニ爾來此五尺ノ体軀ハ我有ニシテ我有ニアラサルノ思アリシナリ花開花落チテ明治十六年モ憂憤中ニ消ヘ將サニ新歲ヲ迎ヘントスルニ當リ百方苦慮同志ヲ募集セントスルモ事頗ル重大ナルノミナラス輕拳事ヲ誤リ笑ヲ當代ニ取リ恥ヲ後世ニ流スカ如キハ不肖首高等力最モ警戒スル所ナレハ随テ其人ヲ得ルコトモ甚タ至難ニシテ漸ク其十二月迄ニ滋賀県人西村藤三郎^{性磊落不羈小節ニ拘ヘラス奇骨特}事ニ尽力シ自由黨員ニ加ハリ各地ニ演^{行履々人ヲシテ感歎セシムルニ因}説等ヲナシ早ク世人ノ知所トナル^{性頗ル淳良素朴ニシテ風}居殊ニ溫柔ナリ故ニ此隣悉ク其人ト為リヲ稱ス然トモ能ク其心意ヲ觀^{ニ動俟ヲ以テ稱セラルル}察スルニ事ニ當テ剛毅時ニ燕人張良ノ風ヲ顯ヘス故ニ同盟中ノ名アリ^{ノ兩人ヲ得}タリ然リ而シテ此事タル性命財産ヲ抛擲シ骨肉ノ恩愛ヲモ絶チタルモノナレハ同志ノ外天下復タタニ語ルヘキモノナク此五人ノ交情ハ膠漆モ膏ナラス常ニ相會シテ人ヲ得ルノ手段方法等ヲ討究セリ此間西村藤三郎ハ京地方及其郷里ニ向テ全志募集ノ為メ出發セリ

時既ニ明治十七年一月トハナリヌ然ルニ不肖音高ハ從來政治上ノ事ニ奔走シ且早く自由黨員ニ加リタルヲ以テ我全國同盟中ニ於テ相識ルモノ頗ル多ク其往來ノ有志者若クハ行旅ノ書生等ニ托シ常ニ同盟一体ノ利害休戚等ニ関シ氣息相通スルモノ樓指スルニ違アララズ故ニ其甲乙ノ人ト為リ如何モ予メ之ヲ知得セリ時ナル哉其一月ノ中旬我同盟員ナル浜松ノ中野二郎三郎(容儀端正ニシテ性頗ル穎敏風ニ國事ニ熱心シ慷慨悲憤ノ士ナリ)ナル者静岡ニ來リ邂逅一杯ノ末談偶々國事ニ涉リタルニ彼モ亦國家ノ為メニ死ヲ願ミサルノ大丈夫ニシテ嘗テ其計畫アルノミナラス既ニ二同盟アリト是レ實ニ音高等カ欣躍措ク能ハサルノ益友ナルヲ以テ堅ク相締盟シ苦楽ヲ俱ニシ生死ヲ与ニスヘキヲ誓ヒ猶數日一同會合シテ其同志募集ノ方法及ヒ之ニ関スル費用ノ支出等ニ付反覆討究シ遂ニ左ノ數項ヲ決定セリ

一 広ク同志ヲ募ルニハ一地方ニ僻在スヘカラス宜シク都會輻湊ノ地ヲ撰ミ常ニ同盟兩三名ヲ置クコト

一 各地有志ノ交際其他同志ノ會合ヲ便利ナラシムル為メ東京ノ中央ニクラブヲ設立スルコト

一 明治十七年三月東京ニ開會スル自由党ノ大会ニ臨席シ以テ一般ノ形勢ヲ視察シ傍ラ各地方ヨリ出京シタル有志ヲ訪尋シ其人ノ性質如何ヲ鑑査シ以テ吾党ニ加盟セシムルコト

一 我党ハ革命ノ事ニ慣熟セス加フルニ化学的ノ作用ニ依リ爆発物ノ製造ニ巧ミナラス故ニ同志中ノ撰拔ニ依リ一兩輩ヲ米仏等ノ國ニ派遣スルコト

但同盟中米仏人等ニ交際アル者ノ紹介ニ依リ容易ニ其目的

自由党静岡事件に関する新資料

ヲ達シ得ルノ心算アレバナリ

一 前各項ノ目的ヲ達スル迄ノ費用ハ新ニ東京ニ於テ得タル所ノ同志ト連合シ仮リニ數千若クハ數万ノ金ヲ強奪スルコト

一 政府顛覆及其拳ニ着手スルノ計策如何ニ到リテハ其際ニ於テ協議決定スヘク予メ其胸算ヲ吐露スルヲ戒ム

以上數個ノ決議ヲ為シタルハ明治十七年一月下旬ヨリ二月上旬マテノ間ナリシ然ルニ自由党ノ會議其期ニ迫ルヲ以テ中野二郎三郎及音高ノ兩名其撰ニ當リ二月中旬彼ノ重任ヲ負ヒテ出京シ銳意奔走其人ヲ得ルコトニ汲々タルモ容易ニ人ニ語ル可キ事ナラサルヲ以テ同感ノ志士幾數名ノ多キアルモ充分之ヲ搜索スルコト能ハス然リト雖トモ幸ニ社会氣運ノ形向ヲ視察スルニ當時人心概ネ政府ヲ怨望シ事アラハ奮テ起タントスルノ氣象ヲ含有スルコトヲ亮知シ得タリ加之ノミナラス茨城県人富松正安仙波兵庫ノ兩人ヲ得又仙波兵庫ノ斡旋ヲ以テ群馬県高崎ノ人深井卓爾伊賀我何人ノ同盟連絡ヲ得猶其四人ノ同盟者數十名モ与ニ事ニ當リテ勃興スルノ盟約ヲ整ヘ後更ニ深井伊賀ノ同盟中費金強奪ノ事ニ付既ニ実験アルモノ數名アルヲ聞知シ其人ヲ借ランコトヲ依頼スル為メ音高ハ三月中旬高崎ニ到リ同地ノ有志ニ面會シ仙波兵庫ト与ニ之ヲ依頼シタルニ異議ナク承諾ヲ得タルヲ以テ直ニ東京ニ歸リ其人ノ到ルヲ待チタリ然ルニ音高等不幸ニシテ其協議探索ノ聞ク所トナリ為メニ伊賀深井等モ人ヲ派スル能ハサルニ到リ數日ノ苦艱モ万般ノ画策モ空ク一朝ノ烟霧ト化シ去リ終ニ赤手郷里ニ歸ラサルヲ得サルノ不幸ニ陥リ止ムヲ得ス後來ヲ約シ氣息ヲ通スルコトヲ誓ヒ三月下旬ヲ以テ東京ヲ發シ帰県ノ途ニ就キタ

リ(此前真野真悠モ亦来ル音高)此時ニ当リ栃木県人宮本鏡太郎ナル者東京ニ遊フニ遇フ傳々其人ニ就テ其心胆ヲ鑑査スルニ剛胆不屈ニシテ心腸鉄石ノ如ク之ニ加フルニ平素品行方正容儀峻格彼ノ徒ヲニ詩ヲ賦シ文ヲ弄シ翻々虚飾ヲ事トスルノ輕浮書生ヲシテ愧死セシムルノ風アリ是レ寔ニ從來望ミヲ属スヘキノ一丈夫ナリト思料シ中野ト議シテ之ヲ説カント欲シ音高等カ満腔ノ熱血ヲ濺テ其赤心ヲ吐露シタリ宮本ヤ其人ト為リ既ニ斯ノ如シ安ソ奮テ之ニ加盟セサランヤ終ニ一死以テ国ニ殉センコトヲ誓ヘリ故ニ音高等カ滯京中先ツ其模様ノ概略ヲ報告セシムル為メ宮本ヲ静岡ニ遣リ尋テ音高等ハ帰県セリ嗚呼一探偵吏ノ為メニ胸算総テ且吾シ空ク帰県シタル者ナレハ音高等カ憂悶実ニ喩フルニモノナク焦心痛首徒ラニ日月ノ消ユルヲ歎シ時々暴酒以テ纒ニ鬱ヲ遣リ在再其六月トハナリヌ其月ノ中旬ニ至リ東京ヨリ我同黨員ナル奥宮健之来ル奥宮ハ曾テ知ル所ノ人ナリ依テ之ニ語ルニ胸中ノ秘事ヲ以テス奥宮モ亦大ニ之ヲ賛成シ且彼モ亦其企謀アルヲ以テ多ク其人ヲ得シカ為メ沼道到ル処ニ有志ヲ訪フト因テ熟議數日爾後全人カ到ル処ニ於テ得タル同志ハ音高等ト互ニ相通牒スヘキコトヲ約シ参尾ノ地ニ向テ出發セリ其事未タ幾許ナラサルニ愛知県名古屋ノ人村上左一郎(愛知県ニ於テ有名ナル自由党員ニシテ老練家ト聞ヘアリ)及ヒ静岡県人ニシテ當時名古屋ニ在ル広瀬重雄(夙ニ自由主義ヲ執リテ國事ニ奔走シ兼慨家ノ名アリ)ノ兩個来ル蓋シ奥宮ノ介助スル処ニハアラサリシナリ村上広瀬ハ与ニ我黨員ニシテ兩個トモニ湊省太郎ト相識ル然ルニ彼等兩人モ亦胸中蓄フル所アルモノ、如シ談偶々國事ニ渉ルニ及ンテ其説略

合シ終ニ与ニ俱ニ現政府ヲ顛覆スルノ議ヲ誓ヒ且此兩個ノ紹介ヲ以テ静岡県人清水綱義(性行篤実ニシテ夙ニ県下一般ノ知ル所ナル戊辰)ヲ加盟セシメタリ而シテ其村上清水ハ与ニ戰闘等ノ実験アルノミナラス村上ハ明治ノ初年愛知県ニ於テ重職ニ居リ清水ハ西駿ヨリ遠州地方ニ至ル迄道家ノ聞ヘ頗ル高ク人望亦俗間ニ超出シ兩個トモニ老練家ナルヲ以テ我壯年輩ト強柔相和シ以テ事ヲ執ルニ至ラハ必ラス大過ナカルヘキヲ信セリ是時岐阜県人小池勇(シテ性行謹活発有為ノ士ナリ)ナル一壯士亦加盟ス湊省太郎広瀬重雄ノ紹介ニ依ルコト明治十七年六月中ノ事ナリシ其歳七月ニイタリ屢々同志相会シ将来ノ方向等ヲ討議ス然レトモ資金ナキヲ以テ進退如何トモスル能ハス加之ナラス同志中生来ノ書生等ニシテ頗ル感慨アルハ留メテ之ヲ寄食セシメ徐ニ之ニ説クニ政府顛覆ノ事ヲ以テスルニ皆奮然トシテ之ヲ賛成シ与ニ生命ヲ國家ニ致サント云フモノ幾數名ノ多キニ登リタリ然レトモ此輩ハ朝夕ニ誓ヒタルコトハタニ之ヲ忘レ其分合実ニ常ナラス所謂支離散乱收拾スヘカラサルモノナリ於是乎音高等謂ヘラク如斯規矩ナキ結合ハ終ニ事ヲ破ルノ基ヒナレハ宜ク之ヲ離散スル能ハサルハ勿論決シテ我同盟ヲ脱スルコト能ハサラムルノ方法ヲ講究スヘシト即チ言フニ忍ヒサルノ一苦計ヲ案出セリ嗚呼噫嘻此苦計ノ為メニ今ヤ我同志十數人ハ身ニ玉名ヲ抱キナカラ終ニ天下無用ノ廢物トナルニ至リ其身ハ空ク点淡タル鉄窓欄裡ノ人トナリ永ク妻子ト相見ルコト能ハサルノミナラス其父兄子弟ヲシテ天下亦頗ナキニ至ラシメ生キテハ醜辱ノ緒

奴トナリ死シテハ汚名ヲ後世ニ流シ終天復々都会ノ花月ト相見ルコトヲ得サルニ至ラシメタリ其苦計トハ何ソヤ曰ク我同盟ニ入ルモノハ必ラス一タヒ強盜ヲ行フヘキコト是ナリ議者或ハ云ハン此事タル甚タ殘虐ノ所為ナリ唯同盟ヲ離散セシメサルノミナレハ他豈ニ方略ナカランヤト是レ実ニ皮相ノ謬見ナリト謂フヘシ試ニ身親シク其地位ニ立チ其艱難ノ衝ニ當リテ看ヨ元來其企圖スル所ハ政府ニ對シ非常ニ大罪人ナラスヤ若シ同志中其約ニ背クモノアルモ何ヲ以テ之ヲ責ムルコトヲ得ンヤ況ンヤ近年國事ニ関シ政府カ派スル所ノ秘密探偵ナルハ真個ノ有志者ヨリ卻テ熱心ノ厚キヲ假粧スルニアラスヤ若シ計策茲ニ出スシテ他豈ニ方略アラシヤ然リ而シテ一タヒ此苦計ニ陥リタルモノハ進テ我党同志ト与ニ性命ヲ國家ニ殉スルコトヲ得ルモ退テハ醜汚極リナキ強盜ノ名ヲ取ラサルヲ得サルヲ以テ所謂進ムコトヲ知テ退クコトヲ知ラサル石心鉄腸ノ真男子ヲ造出スヘシト其議遂ニ決定シ七月十一日ヲ以テ同志ノ会合ヲ促シタルニ同十三日マテニ相会スルモノ八人(清水村上深小池宮本広瀬鈴木辰三及ヒ音高ノ八人)依テ清水綱義ノ宅ニ於テ其議ヲ發シタルニ各自異議ナク同意シ其夜直チニ之ヲ執行シタリ是レ音高等カ生來第一回ノ強盜ヲ試ミタルノ時ナリ蓋シ此レ以前ニ於テ屢々費金強奪ノ議論アリタレトモ音高ハ断然之ヲ排撃シ巨大ノ金額ヲ得ラル可キ確定ノ目的アルニアラサレハ濫リニ舉行スヘカラストノ宿説ヲ以テ他ノ同志ニ反對シタリシモ今ヤ同志ノ離散ヲ止メ真正ナル志士ヲ得ントスルニハ此方法ニ如カサルコトヲ發見シ遂ニ之ヲ執行スルニ到レリ故ニ此際ニ於テ第一ノ目的ハ同志ノ離散ヲ止ムルト互ニ猜疑ノ念ヲ消滅セシムルトニアルヲ以テ充分ノ金ヲ得ル

自由党静岡事件に関する新資料

コトハ後日ニ譲リ専ラ危険ヲ避クルコトヲ勉メ清水ノ指示ニ從ヒ堂々タル大丈夫數名カ一小矮屋ニ押入リタルモノナリ爾來我カ同志ヲ得ント欲シ専ラ社会ノ形状ニ注目スル折柄越後高田ノ志士赤井景韶向キニ重辟ニ触レテ囚獄ノ中ニアリシモ憤懣ノ情自カラ禁スル能ハサルヨリ故大久保參議ヲ暗殺セル島田一郎等ノ連類トシテ終身刑ニ処セラレタル松田克之ナルモノト石川島監獄署ヲ脱シタル後独リ赤井ノミ各地ニ流寓シ音高方ニ來リ托スルニ一身ノ事ヲ以テス其情ノ憐ムヘク悲ムヘキハ音高等カ迂文拙筆ノ能ク尽ス所ニアラサルナリ依テ直ニ其請ヲ諾シ宮本鏡太郎鈴木辰三等ト計ヲ議シ暫ク之ヲ静岡ニ留メ以テ音高等カ宿望ヲ説示シ宜シク身命ヲ全フシテ一方ノ用ヲ為スヘキコトヲ論誠セシニ景韶素ヨリ國事上ノ犯罪人ニシテ我党ノ志士ナレハ悦喜シテ其用ヲ為サンコトヲ誓ヘリ然レトモ未タ何事ヲモ舉行セサリシ前ニ於テ彼レ不幸ニシテ同年八月大井橋畔ニ拿捕セラレ今ハ既ニ憤怨冥府ノ客トナレリ

赤井景韶ノ捕ヘラル、ヤ音高等陰謀ノ發覺スルナキヲ保スヘカラサルヲ以テ戰々競々ノ思ヒアリシモ幸ニ發覺ノ憂ヘナク聊カ愁眉ヲ開キタリ然レトモ我同志ノ氣脈ヲ通センコトヲ約シタル群馬高崎有志ノ如キ照山俊造(三木)ナル者ヲ謀殺シタリトノ嫌疑ノ為メニ逮捕セラレ又其報未タ耳底ヲ去ラサルニ忽チニシテ茨城県加波山ノ事件起リ我同志ナル富松正安以下ノ志士モ終ニ獄窓ニ繫カレ令ヤ其性命ノ有無モ予知スル能ハサルノ不幸ニ陥リ又其十二月ニハ愛知県ト長野県トノ獄並起リ該地ノ有志ハ勿論我党ノ同志募集ノ為メ名古屋ニ赴キタル広瀬重雄湊省太郎等ノ如キモ皆捕縛セラレ其後湊ハ八十有餘日ヲ

八三 (二〇九)

經テ出獄シタルモ広瀬ハ遂ニ高等法院ノ属託ヲ受ケタル長野重罪裁判所ノ公判庭ニマテ引出サレ審問ノ末辛ニシテ無罪ノ人トハナレリ是レヨリ先キ静岡人小林喜作(性米温良ニシテ度量宏闊嘗テ国会議員タル其叔父前テ四方ノ有志ト交リ百万ノ財産ヲ消耗シタル)前島格太郎(前島豊太郎ノ長子ニシテモ毫モ屈撓セズ益々固執ニ熱心スルノ人ナリ)前島格太郎(温厚ノ性質ヲ具ヘ最モ忍耐ニ富ム臥ニ其父ト共ニ民権ヲ主張シ新聞社ヲ興シ財)等モ亦暗ニ我党ノ計画ヲ産ヲ掘ツテ四方ノ有志ト交リ頗ル熱心家ノ聞ヘアリ

補助シ各有志家ヲシテ我党ニ加盟セシメンコトヲ尽力ス又高橋六十郎(性頗ル剛毅ニテ胆量獨大最モ国語專ニ熱心ナル壯士ナリ)等モ我党ニ加盟ス村雨案山子モ亦同盟ス(三州豊橋ノ人性行放蕩ニシテ夙ニ国事ヲ憂ヘ自由黨員ニ加)荒川太郎(愛知県名ス)盟シ各地ノ有志ト交リ党中其人トナリヲ稱スルモ多シ

ナリ雖キニ参与ノ職ヲ奉シタル荒川貞英氏ノ長子ニシテ最モ義氣ニ富ミ擊刺ニ長ス早ク固執ヲ憂ヘ自由主義ヲ執リテ動カス名古屋第一ノ壯士ナリ

モ亦加盟ス蓋シ村雨ハ中野二郎三郎ト同盟シタルモノニシテ中野ノ通報ニ依リ加盟ヲ諾シタルモノナリ荒川ハ湊広瀬ノ紹介スル所ナリ広瀬重雄湊省太郎カ獄ニアルノ中ニ於テ明治十七年ハ既ニ暮レ十八年トハナレリ然ルニ其一二月中ハ我同志中最モ親密ナル湊等二人獄ニアルノミナラス村上左一郎ノ去就モ明カナラサルヲ以テ音高等ハ最モ警戒ヲ加ヘ世間ニ向テハ専ラ尋常一様人タルノ觀ヲ示メセリ然ルニ其三月ノ中旬音高等不幸ニシテ右手ヲ折傷シナカク静岡病院ニ在リ四月ニ至リ退院シタルモ未タ一身ノ自由ヲ得ス為メニ万般ノ感情ニ就キ頗ル心神ヲ勞スル中其五月ニ鈴木辰三カ安倍川ニ於テ捕ヘラレタルコトヲ聞キ猶一層ノ苦辛ヲ加ヘタルモ耐忍撓マズ自カラ神氣ヲ鼓舞シテコレニ当タレリ然レトモ其辰三ノ捕ヘラレタルハ如何ナル原因ナリシヤヲ詳カニセス何トナレハ我同党一体ハ明治十七年ノ終リニ於

テ百万苦心ノ末確定セル目的ニ依リ費金ヲ得ント欲シ強盜ヲナシタルモ皆其目的ヲ達スル能ハス確立セル目的ヲ有スルモノニシテ猶且然リ況ンヤ無目的ナル強盜ニ於テテヤ到底普通ノ強盜ニ依リ費金ヲ得ント欲スルハ謬妄ノ見解ニシテ之ヲ得ルコト能ハサルノミナラス一度モ之ヲ得サルコトヲ憾ミ暴挙濫発スルニ至ラハ終ニ強盜ノ為メニ大事ヲ誤ルヤモ知ル可カラス故ニ明和十八年ヨリ断然之ヲ廃止シ他日數多ノ同志ヲ得テ一挙事ヲ為スニ至ラハ都会ノ中央ニ於テ數万金ヲ得ルモ亦甚タ難カラサルヲ以テ同志募集有志交際等ノ費用ハ各自ノ勤勉ニ依リテ之ヲ支出スルコトトナシ強奪ノ挙ハ一時之ヲ廃絶スルニ如カストノ議ヲ決シ静岡ニ在ル有志ハ勿論浜松ノ中野二郎三郎ニモ之ヲ通報シタルモノナレハ辰三カ強盜ヲナサントスルカ為メニ捕ヘラレルヘキ所以ナケレハナリ

然レトモ斯ク同志中失敗ノミ多ク初メ之ヲ高崎ニ失シ之ヲ加波山ニ敗リ名古屋長野ニ破裂シ此冬即チ明治十八年十一月ニ於テ又大阪ニ発覺シタリ嗚呼悲哉此等夥多ナル憂世ノ志士ハ時ニ其目的ノ如何ニ不拘若シ我党カ臂ヲ奮ツテ起ツニ至ラハ其帷幄ノ人タルハ勿論或ハ銳鋒利刃ヲ執リ或ハ銃砲爆彈ヲ持シ以テ前面ノ敵ニ当ルヘキモアリシニ不幸ニシテ前後ニ倒レ既ニ我日本全国中彼等ノ意志ヲ継クヘキモノハ音高等數人アルノミナルニ皇天我党ノ至誠ヲ容レス目前偉大ノ計画アル今日ヲシテ空ク強盜罪ノ為メニ數年ノ苦辛ヲ水泡ニ屬セシメタリ何ソ其レ我党ニ殃スルノ斯ノ如ク甚シキヤ嗚呼我党ノ性命ハ殆ント數年前ニ於テ而國家ノ為メニ抛擲シタリ或ハ之ヲ獄ニ下タシ或ハ之ヲ死ニイタスモ何ノ哀ミカコレアラン唯歎惜措カサル処ノモ

ノハ事中途ニシテ捕ラヘラレ空ク強盜ノ汚名ヲ取ラントスルニア
ナリ想フテ茲ニ至レハ神氣モ為メニ喪失シ豪氣モ為メニ滅絶セント
ス又独坐幽囚ノ裡感タマ／＼爰ニ至レハ情迫リ神昏シ胸腸ハ鉄磔ヲ
以テ压榨セラレ頭腦ハ鉄椎ヲ以テ打撃セラルノ思ヒアリ若其レ我同
志数名カ尋常強盜ノ汚名ヲ甘受シテ其刑ニ服罪スルトセンカ其同志
一般ノ父母兄弟ノ感情果シテ如何ソヤ又音高ノ如キ父母六旬ニ近ク
特トニ慈母ハ平素多病ニシテ身体羸弱其世ニ在ルノ日モ亦甚タ永カ
ラサルヘシ然ルニ音高等カ尋常強盜ヲ為シタリトノ凶信ヲ伝ヘ醜報
ヲ耳ニシタランニハ其狀其態果シテ如何シ一念此ニ至ル毎ニ飲食モ
咽ヲ下タラス心腸モ將サニ寸断セントス今又之ニ反シ音高等カ今回
ノ所為タル憂國ノ至情誤ツテ爰ニ至リシモノナリトセハ大ニ其悲泣
ノ情ヲ異ニスルノミナラス聊カ以テ其心神ヲ慰スルニ足ラン乎是レ
音高等カ素志実情ナルヲ以テ改メテ情ヲ具シテ自白スルノ已ムヲ得
サルニ至レルモノナリ請フ以下明治十八年ノ歳尾ヨリ十九年音高等
逮捕ニ逢フ迄ノ事實ヲ開陳セントス

明治十七十八ノ兩年ハ我党全体ニ対シ頗ル苦辛ヲ与ヘタルノ歳ナリ
又數多ノ同志ヲ失ヒ悲憤ニ堪ヘサルノ歳ナリ然レトモ事中途ニシテ
廃絶スヘカラス既ニ一罪ノ頭上ニ墮落セントスルモノアリ逡巡遲疑
スルハ実ニ我党ノ得策ニアラサルナリ故ニ明治十九年力遅クモ二十
年ニハ断然政府顛覆ノ手段ヲ決行セサルヘカラサルコトヲ議定シ明
治十八年十二月ニ於テ先ツ不肖音高老人出京シ更ニ同意ヲ募ルノ任
ニ当レリ尋テ湊宮本モ出京シ百方尽力シタルヲ以テ數多ノ志士ヲ発
見シタリ然レトモ未タ実ヲ以テ之ヲ説クニ及ハス専ラ諸士ノ性行及

自由党静岡事件に関する新資料

其宿論ヲ聆取シ反覆拾覆シテ能ク其人ト交リ異日事ヲ拳クルニ至リ
唐突同盟セシムルノ方略ヲ取ラント心裡ニ規定セリ蓋シ其他ノ雜兵
ノ如キハ東京中又ハ各地ニ於テ一瞬間ニ數千人ヲ得ルコト決シテ難
キニアラサレハ別ニ之レカ為メニ心志ヲ勞セサルナリ何トナレハ我
党若シ事ヲ拳クルニ至ラハ爆發物ノ作用ニ依リ驚天動地ノ大活劇ヲ
演出シ駭愕度ヲ失ハシメ以テ暴民ヲ鼓動スルノ手段ヲ取ルヘケレハ
ナリ

顛覆ノ拳近ク之ヲ執行スルノ胸算確定セル已上ハ人ヲ得ル難キニア
ラスト雖トモ其何ノ時ニ於テ暴発スヘキカハ頗ル同志ノ頭腦ヲ痛マ
シムル所ナリ然レトモ同志中中野二郎三郎及外二三士ノ如キハ本年
内(即チ明治十九年)ニ聖上必ラス箱根ノ離宮ニ行幸アルヘシ然レハ數日
前ヨリ同志漸々其治道ニ埋伏シ畏クモ之ヲ道ニ擁シ奉リ突然爆發物
ヲ投シテ其侍衛ノ臣ヲ追ヒ陛下ヲ箱根ノ離宮ニ奉シ以テ檄ヲ四方ニ
飛ハシテ以テ天下ニ号令セハ大事立ロニ成ラン宜シク其事ニ決スヘ
キナリト此議論大ニ同盟ノ賛成ヲ得其會議ノ為メ明治十九年六月三
十日各東京ニ会合シ七月中ニハ之ヲ議定スヘキノ約ヲ決セリ然レト
モ不肖音高ハ深ク其意ヲ賛成スル能ハス何ントナレハ其事少シク淺
謀輕拳ナルノミナラス仮リニ之ヲシテ一時陛下ヲ離宮ニ奉スルノ僥
倖ヲ得セシムルモノトスルモ陛下ノ玉体ニ頗ル危殆ヲ来タスヘケレ
ハナリ若シ其レ過テ陛下ノ玉体ニ危害ヲ及ホスカ如キコトアラハ我
党何ノ面目アツテ復タ天下ニ立ツコトヲ得ンヤ是レ断シテ行フヘカ
ラサルノ事ニシテ音高カ賛成セサル所以ナリ故ニ其七月ノ会合ニ於
テハ一層規模ヲ遠大ニシテ計画ヲ精密ニシ以テ他ノ方法ヲ執ルヘキ

八五 (二二一)

コトヲ議定スルノ思想ナリシ而シテ其他ノ方法トハ一各地有志ノ連合ヲ謀ルコト一軍人軍屬ヲ同盟セシムルコト東京中ハ勿論各地トモ職人工夫車夫等ノ総轄ヲ為シ最モ人望アルモノヲ同盟セシムルコト(但シ革命ノ舉ハ多ク暴民ノ贊成ニ依リテ成ルモノナレハナリ)

外国人トノ交際ヲ親密ニシテ内外応援ノ計策ヲ為スコト等ノ動議ヲ提出シ必ラス勝美ヲ期スルノ謀略ヲ取り彼ノ一敗地ニ塗ル、モ以テ一身ヲ潔フスルニ足ルト謂フ如キハ國ヲ憂フルノ至情ニアラサルコトヲ説明セント思ヘリ蓋シ其中野已下ノ論議ノ如キ未タ同盟一般ノ評決ニ係ルモノニアラサルヲ以テナリ

以上列記スル事實ニ依リ潜カニ東京ニ会合セント計リタルニ去ル六月十二日ヲ以テ不肖音高ハ拘引セラレ主タル画策ハ(船橋)且吾シ從タル強盜罪ノ為メニ空ク幽囚獄裡ノ人トナレリ然ルニ音高カ恠訝ニ堪ヘサルモノハ陰謀既ニ成ルト雖トモ未タ其事ニ着手セサル以前ニ於テ強盜罪ノ發覺シタル是レナリ其レ我党ハ其性命ヲ国家ニ委シ骨肉ノ親情ヲモ絶チタルモノナレハ仮令如何ナル慘處ノ拷訊ヲ受タルトモ我レ強盜ヲ為シタルトノ白状ヲ為スモノアルヘカラス況ンヤ抽テ、自カラ其罪ヲ訴フルモノアラシヤ又況ンヤ平常同志相警戒スルハ頗ル嚴密ナルニ於テヤ然ラハ即チ本件ニ付同志カ逮捕ニ逢フノ原因ハ抑モ何ソ恐ラクハ其レ我同志ノ間ニ出沒スル探偵伯ノ所為ナランカ若シ然ラスシテ無証拠無原因ノ獄ヲ起シタルニ音高等同志ノ堅固ナラサル為メ今日ノ結果ヲ得タリト謂ハ、又何ヲカ言ハン是レ音高カ且暮千思万考スル所ナリ

此獄ヤ事中途ニシテ發覺シ今日ノ悲境ニ沈淪シタルモノナレハ音高

等一身ノ為メニ謀リ絶ヘテ社会ヲ顧ミサルニ於テハ尋常強盜ノ刑罰ヲ甘受シ国事云々ノ如キハ之ヲ告白セサルベシ此レ自カラ其身ヲ潔フスルノ手段ナレハ音高ノ如キモ其方法ニ從ツテ可ナルカ如シト雖トモ深ク社会ノ將來ヲ考究シ能ク親族ノ關係ヲ精査スルトキハ決シテ尋常強盜ヲ以テ終ルヘカラサルコトヲ覺知スヘシ今其理由ヲ略説スレハ音高等数名ノ同志ハ皆自由黨員ニシテ自由主義ヲ執ルモノナリ加之ノミナラス少ク社会ノ知ル所ト為リタルモノナリ万一此等人ニシテ尋常ノ強盜ヲ為シタルトシ名古屋ノ獄ト云ヒ加波山ノ獄ト云ヒ又我同志ニ至ル迄皆尋常強盜ノ刑ヲ甘受スルノ決心ナラシメハ社会ノ人我自由党ヲ目シテ何トカ云ハン且我党ノ獄ノ如キモ世人必ラス之レニ冠セシムルニ旧自由党云云ノ名ヲ以テスルハ炳乎トシテ明カナル所ナリ若シ斯ノ如クナラシメハ後來社会ノ人ハ我自由党ナル者ヲ目シテ尋常風盜草賊ノ集合ナリトシ爾後真正ナル政党組織ノ場合ニ於テ非常ノ影響ヲ蒙ルヘキハ論ヲ俟タサル所ニシテ是レ社会ノ將來ニ對シ黙止スル能ハサルトコロナリ又其親族ノ關係ニ至ツテハ頗ル一般ノ名譽ニ関シ其影響スル処亦ニ尠少ナラサルナリ以上二箇ノ理由アルノミナラス今日ノ結果ハ国事ニ原因シタル者ナルコトハ本件發現ノ事實ニシテ我同盟一般ノ本志ナルヲ以テ敢テ虚妄ノ事實ニ依リ其本心ヲ矯ムルコトヲ為サ、ルナリ

前二叙述シ来リタルノ事實ハ明治十四年以降音高カ経歴シタルコト並ニ其十六年ニ於テ始メテ非望ヲ抱キテ今日ニ至リタルコトヲ筆記セシモノナリ而シテ明々白白毫毛殘ス所ナキナリ噫嘻暗澹タル獄裡百感胸ヲ衝テ終夜眠リヲ為サス俯シテ兩三年以降ノ事蹟ヲ回顧スレ

ハ唯一時ノ流行ニ熱狂シ偏頗ノ見解ヲ以テ社会ニ処セントシタルヲ識リテ免カレサルモノアリ殊ニ同志中互ニ相疑フ者アルカ如キニ至ツテハ実ニ今日ノ敗ヲ取ルノ原因ナリト謂ハサル可カラズ是レ不肖

上 申 書

静岡県

湊 省 太 郎

音高カ良心ノ命令ニ従ヒ其事実ヲ詳叙シタルモノナリ若シ後進ノ人亦以テ微意ノ万一ヲ裨補スルニ足ル可シ又退テ我党同盟ノ人々ヲ觀察スルニ各尋常ニ卓越スルハ勿論謹爾世ニ処スルニ至テハ其榮達期スヘカラサルモノニシテ皆堂々タル大丈夫ナリ然ルニ命運拙ク茲ニ失敗ヲ取ル定数ノ然ラシムル所亦如何トモスル能ハス唯今日ニ至リテハ慚悔ノ外ナキナリ

本文ニ掲クル所ノ外吾同盟ノ趣旨ヲ賛成シ同意ヲ表シタルモノノ及ヒ一片ノ通知ヲ得ハ直チニ会合スルモノノ等幾数名ノ多キアリタレトモ

明治十八年五月鈴木辰三カ捕ニ就キタル時其關係ノ及ハンコトヲ恐レ住所姓名ヲ記載シタル帳簿等悉ク灰燼トナシタリ故ニ今日之ヲ挙示スルコト能ハス

又書中文意頗ル過激ニ涉リ暴論ニ失スルトノ嫌ヒナキ能ハス然レトモ當時ノ意向ヲ写シタルモノニシテ今日ノ思想トハ異ル所アルモノナリ

右事實ヲ具シテ自白仕候尤モ胸中勃々文其意ヲ尽サス殊ニ繫囚自由ヲ得サルノ身添刪熟考ヲ加フルノ暇ナキヲ以テ行文錯雜視ルニ忍ヒサルモノアラン幸ニ其旨趣ノアル所ヲ諒知セラレンコトヲ請フ 謹言

明治十九年七月九日 右 鈴 木 音 高
警 視 庁 第 二 局 御 中

今回自分共ノ被告事件ハ連累二十余人ノ多ニ出テ且ツ其事タル他ニ期ニスル所アルヲ以テ万止ヲ得サルヨリ執行セシノ義ニテ尋常一般財産ニ対スルノ罪ヲ犯シタル者トハ大ニ異ナルヲ覺エ候ニ付テハ其精神ノ現存スル所其計画ノ手続等自分於テ記憶仕候廉々ヲ上申仕以テ自分共ノ行為大ニ他ニ期スル所アルヲ御洞察被下度存候然レトモ敢テ憐ヲ請ヒ其刑ノ寛ナランヲ希望仕候義ニハ万々無之今回ノ事件ハ即チ自分於テノ発議ニシテ夫ヨリ甲ニ進メ乙ニ説キ遂ニ二十余人ノ上ニ出テタル義ニテ概シテ之ヲ言フ時ハ自分ノ為メ他ノ二十余人法律上ノ罪人ト相成候様ノ情実モ有之且ツ其中知命以上ノ老人モアリ又自分等ノ意ヲ知ラスシテ単ニ進メテ因テ共犯タリシモノモアリ身以テ他ノ被告ニ対シ氣ノ毒ノ情モ有之候ニ付其刃ヲ篤ニ御賢察被下自分ニ充分ノ刑ヲ与エ他ノ被告エハ何卒寛大ノ御処分有之候様御取計偏ニ希望仕候因テ手続書左ニ

自分義ハ徳川旧幕下ノ士ニシテ文久三年二月十三日ヲ以テ旧江戸本所緑町四丁目ノ自邸ニ生レ王政維新有テ明治戊辰ノ時今ノ徳川從三位家達公ニ随從シテ静岡ニ移住セリ當時自分ハ未タ十歳ニ至ラサルヲ以テ諸般ノ事明ニ之ヲ知ル識ナク只上野ノ戰爭ト旅行ノ酸辛ヲ嘗ムルヤトノ疑ヲ起セシ迄ニ有之爾來讀書ニ習字ニ聊カ普通ノ学科ヲ

修メ耳稍文字ノ利ヲ聴キ目少ク学事ノ益ヲ覚エ加フルニ事々物々其利害損益ヲ感スルニ至リ世人ノ伝フル所ト道路ノ説ク所トヲ聞キ疑フヘキモノアルヲ以テ老翁老媪ニ付テ之ヲ尋ネ大ニ感スル所アリ然レトモ未タ政治ノ件国事ノ^(まま)点於テ感覺ヲ發セシニ無之只単ニ徳川政府ニシテ依然旧ノ如クンハ我モ亦如是ノ酸辛ヲ嘗メテ此土地ニ來ルノ事ナカルヘキヲ知り一意明治政府ヲ怨望スルノ心ヲ生シタリ其後何人ノ起草セシヤ今日ニ於テハ判断記^(まま)聽セサレトモ掃寄集ト題スル十數冊ノ写本ヲ完読シ初メテ彼ノ米國ノ大使「ハルレス」ノ來航ヨリ人心洶々攘夷鎖港ノ議論各藩ニ勃興シ國內騷擾遂ニ大政ヲ奉還等ヲ初メ淀伏見ノ一事之レカ根拠ニナリ徳川慶喜公ハ朝敵ノ汚名ヲ蒙リシノコト且又會津其他ノ戰爭等ニ至ル迄ノ事實ヲ詳細ニ知了シ之ニ加フルニ其時ノ童謡俚言マデヲ了解シ漸クニシテ當時ノ事實ヲ明シテ蓋以テ明治政府ノ下ニ立ツノ不快ナルヲ覺エ頓ニ怨望ノ心ヲ軋シテ復讐ノ念ヲ生シ為ニ機ヲ見テ變ニ応シ旧怨ヲ復サントノ意ヲ定メタリ是即チ明治六七年ノ頃ト覺ニ降リテ明治ノ十年西南ノ大罪ノ時ヨリ偏ニ眼ヲ新聞紙ニ説ク所ニ注キ大ニ明治政府初年ヨリノ失政ヲ悟リシテ以テ益々進ンテ其実ヲ探ランコトヲ求メテ光陰ノ贊エルヲ知遂ニ明治十四年ノ十月ニ至リタリ然ルニ其月十二日ヲ以テ三条太政大臣ハ特ニ奉勅以テ国会開設ノ聖詔ヲ頒布セリ此時ヨリシテ心ヲ政治ノ一点ニ傾ケ志ヲ国事ノ一方ニ尽シテ我国前途ノ光榮ヲ見ント望ミシニ何ゾ凶ラン要路ノ大臣ノ為ス所ハ尽ク自分予想ノ外ニ出タリ密ニ自分一己ノ望ニ遠セサルノミナラス明ニ天下ノ人心ハ之ヲ希ハサルヲ知レリ因テ明治十五年ノ際出京ナシ知己朋友ニ付テ意見ヲ尋

ネ益々以テ最初ノ意想ノ交換スヘカラサルト明治政府ノ其政當ヲ得サルヨリ天下人民非常ノ困苦ヲ受クルヲ以テ社会万民ノ為之ヲ顛覆^(まま)ゼンバアルヘカラサルヲ天地神明ニ契フテ決意決心仕候前述ノ如ク明治政府ニ怨望ヲ懷キシハ既ニ明治六七年ヨリ起リシコトナリト雖モ是單ニ復讐主義ニシテ政治上ニ於テ明ニ意見ヲ異ニセシノ事ニアラス所謂一己ノ私怨ニ過キサルモノト雖明治十五年ニ於テハ天下万民ノ為メ社会衆庶ノ為明治政府ヲ覆滅セスンハ国民ノ權利幸福ヲ増進スルコト能ハサルヲ断然覺知仕候義ニ有之候故ニ二三ノ知己友人ニ計リ且ツ又特ニ一書ヲ草シテ某公ニ奉呈シテ徳川旧幕下ノ土カ維新ノ時各藩ノ下ニ屈セシヲ以テ今ヤ奮起天下ノ先ヲ為シ明治政府改革ノ^(旗か)矯矢ヲラスンハアルヘカラサルヲ期セシカ共ニ其言容レラレス大ニ望ヲ失ヒタリ因テ思ラク此事タル極メテ難シ且ツ単ニ人ヲ徳川幕下ノ士ニ得ンヨリモ寧ロ進ンテ広ク同志ヲ募リ共ニ与ニ為スアラント直ニ静岡ニ帰レリ此間政府ノ為所ヲ見聞スルニ一以テ人心ニ適セス要路大臣ハ自假勝手ノ事ヲ行ヒ朝令幕改ハ其常ト為リ苛法酷律ハ其比ヲ見ス加之私利私欲ヲ恣マ、ニシテ国帑ヲ空乏テラシムル等実ニ我國二千五百年ノ歴史上未ダ曾テアラサル所ニシテ股紂ノ害政ニ勝ル万々ニシテ查列斯ノ暴略而ノ害モ決シテ此上ニ出テサルヲ知ル況ヤ明治ノ初年ニ於テ下サレタル五ヶ条ノ御盟文ニ背反スルニ於テヤヤ而シテ彼レ大臣ノ為ス所ヲ明々之ヲ記スル時ハ其數値ノミナラス筆紙ノ尽ス所ニアラサルヲ以テ大綱ヲ指シ之ヲ略言シテ三ヶ条ト為ス其一ニ曰ク压制暴戻人民ノ艱難ヲ思ハサル事其二ニ曰ク驕奢逸遊國家ノ危急ヲ顧ミサル事其三ニ曰ク殘虐專横臣子ノ本分ヲ

忘レタル事即チ是ナリ以上ノ三ヶ条ハ実ニ彼レ大臣ノ免ルヘカラサ
 ル所ニシテ大逆無道天地共ニ之ヲ怒リ鬼神決シテ之ヲ許サス況ンヤ
 愛國憂世ノ士ニ於テヤヤ如此ノ罪惡アルヲ以テ彼レ大臣ヲ誅戮シテ
 下正義ヲ立ル志士仁人ノ魁ヲ為スアラントセンカ前回既ニ人ヲ得ル
 ニ於テ失敗ナシタルヲ以テ容易ニ之ヲ他ニ計ラス独リ焦心苦慮痛嘆
 大息ノ外ナン之ヲ竹馬ノ親朋ニ談センカ概ネ官吏タリ之ヲ同窓ノ学
 友ニ語ランカ尺ク教員タリ言フニ難クシテ計ルニ安カラス空ク時日
 ヲ送リシカ遂ニ静岡馬場町ノ住真野真休其人ヲ発見シタリ同人ハ勤
 王濟世ノ志深く如何ナル艱苦モ堪ユルノ士タルヲ知ルヲ以テ以テ端ヲ
 求テ計ラントスルノ時静岡通研屋町ニ於テ練武館ト称スル一屋ヲ造
 営シ劍槍術ヲ練磨スルノ所ト為シ真野真休実ニ其主幹タリ明治十六
 年十二月中旬ヲ以テ開館式ヲ行ヒ自分モ招待ヲ受ケタルヲ以テ心窃
 ニ之ヲ喜ヒ一篇ノ祝辞ヲ送リテ真休ノ心ヲ挑ミタリ其略ニ曰ク鋤ヲ
 荷フテ田ニ耕スノ陳勝ハ其心農ニアラサルナリ竿ヲ持シテ流ニ釣ルノ
 呂望ハ其意魚ニ非ルナリ蓋シ処ヲ得サレハ釣ノ力モ之ヲ用ユル能ハ
 ス時ヲ得サレハ万丈ノ才モ之ヲ施ス能ハス傭耕者ト為リテ傍人ノ笑
 ヲ受ケ独リ垂釣翁ト為リテ我妻ノ怒ヲ来ス然レトモ心自ラ期スル所
 アリ意窃ニ思フ所アリ嗚呼燕雀惡シテ鳴鶴ノ志ヲ知ラン婦女豈ニ丈
 夫ノ意ヲ悟ランヤ(中略)嗚呼秦時ノ傭耕者ハ害政ヲ憤リテ其骨ヲ
 砂磔ニ晒シ周代ノ垂釣翁ハ盟主ヲ助ケテ斯民ヲ塗炭ニ救フ明治十六
 年ノ劍客諸君ハ此傭耕者ニ対シ何等ノ感覺ヲ發スルヤ此垂釣翁ニ対
 シ何等ノ思想ヲ有スルヤ(中略)正ニ是凄々タル秋色ハ林影ト共ニ
 薄ク冬景ハ落葉ト同シク厚シ上薄クシテ下厚シ時ナル哉時ナル哉時
 (まほ)

自由党静岡事件に関する新資料

失フヘカラス諸君深ク思フ所ナシ謹祝ト述ヘタリ然レトモ當時真休
 ノ思想果シテ如何ナリシカ之ヲ推知スルニ由ナカリシカ明レハ明治
 十七年一月自分鉛木音高方ニ居在ノ時真休來リ自分ハ別室ニ在シカ
 真休音高其外二三ノ友人杯酒ノ間時事ヲ談論スルヲ聞クニ真休ノ議
 論独リ衆ニ超エ自分ノ意ニ符合スルノミナラス前日ノ祝詞ヲ以テ挑
 ミタルハ幾分ノ功ヲ奏セシヤトノ感起リシヲ以テ喜悅ノ余リ其席ニ
 陪シ故ニ真休ノ論ニ反対シテ弁駁ヲ試ミシカ堅ク取りテ聞カス其精
 神ハ歴々トシテ言語形容ニ顯レ自分曾テ思考セシニ違ハサルヲ以テ
 心中之ヲ喜ヒ居タリ然ルニ真休ハ薄暮ヲ以テ帰途ニ昇リシヲ以テ直
 ニ追蹊札ノ辻町ニ於之ニ及ヒ誘テ共ニ青樓ニ登リ酒間人ヲ斥ケ兩々
 対酌猶真休ノ意見ヲ確メテ後自分ノ思想ヲ詳細ニ告ケ符節ヲ合スル
 ノ思ヒアルヲ以テ相見テ一笑共ニ事ヲ為スノ約ヲ結ヒ且ツ特ニ古歌
 ノ心しらぬ人は何ともいはいへ身をも惜まじ名をも措まじトイフ
 ヲ書シテ真休ニ示シ此意ヲ以テ事ノ為スアラシテ誘フニ其夜ハ別
 レ猶明日前記ノ練武館ニ於テ亦兩人懇話數刻ヲ経タリ此時真休ハ孝明帝
 崩御ノ時大逆無道
 ヲ行ヒタル者ニシテ今頭費ニアルモノハ彼三条実美ナルヲ以テ自ら審フテ之カ任ニ当リ意
 断行ノ時ハ我三条ノ首ヲ得ヌンハ彼ニ我ノ頭ヲ与エン君果シテ予定ノ如ク彼ノ首ヲ得
 ハ地下先帝ニ拜賜ヲ請ヒ去々我國ニ正義ヲ執ル者即チ臣真野真休ノ如キ人ヲ以テ敬慮ヲ慰
 メラレンヲ奏上セリト涙ヲ揮フテ明言セリ自分ハ現時大臣ノ内第一ニ誅スヘキ者ハ伊藤ニ
 シテ第二ニ魯スヘキ者ハ即チ自分カ彼レ大臣ヲ誅戮セントノ計画ヲ他人
 ニ告ケテ同意ヲ得タルノ第一ナリ而シテ真休ハ自分ニ告グルニ鉛木
 辰三ノ精神衆ヲ出テ共ニ計ルノ人ナルヲ保証シテ同意者タラシメン
 ヲ以テス依テ帰途同行辰三ヲ訪ヒタリ尤モ自分於テ當時辰三ニ親密
 ノ交誼アラサルヲ以テ席上ノ談話普通ノ事ニ過キスシテ去リシカ後

八九 (二一五)

数日ヲ経テ真徳告クルニ辰三ノ慥ニ同意セシヲ以テセリ後又数日ヲ経テ真徳ト共ニ鈴木音高ヲ賤機山ニ伴フテ語ルニ前議ヲ以テシテ亦同意者タラシメタリ抑モ自分カ第一ニ真徳ニ計リシ所以ノモノハ古著ヨリ我國歴史上ノ習慣トシテ時ノ執政者ニ対シ意見ヲ協ハサルヨリ及テ加フルニ至ルハ吏官其事ノ是非如何ヲ推究セシテ直チニ取リテ以テ賊ト書シ其志等ニ至リテハ施ヲ朝敵ト為スカ如キ弊アルヲ以テ自分等ノ事タル単ニ彼レ大臣ニ止マリテ天皇陛下ニ対シ奉リ秋毫モ不敬ヲ為スノ意ナキハ固ヨリ明々々々神明ノ知ル所ナリト雖後來ノ習慣万一自分等ヲ目シテ 天皇陛下ニ対シ奉リ大不敬ヲ行ハントノ意ナリトノ疑アラハ実ニ臣子ノ本分ヲ失シ三千余万ノ同胞ニ向ヒ又何ノ顔アリテ括然タルヲ得サル事ナラス死シテ瞑目スル能ハサルヲ以テ勤王濟世ノ士即チ真野真徳ヲ第一ニ撰ヒ而シテ此事タル水火モ辞セス刀劍モ懼レズ銃意奮勵事ヲ遂ケントスル精神アル人ニアラサレハ能ハサルヲ以テ精神堅固ノ士即チ鈴木辰造ヲ第二ニ撰ヒタル所以ナリ以上ハ其人ノ内部ニ止マリテ外形ニ顯レカタク若シ世人ヲシテ自分等ノ所挙ヲ只一ノ復讐主義トナシ明ニ政治上ノ事ナラサルトノ疑ヲ免セシムル時ハ大ニ自分等ノ意志ニ背反スルヲ以テ當時音高ハ旧自由黨員ノ名簿ニ加名シ居ルハ問ハスシテ明治政府ト意見ノ同シカラサルヲ知り是政治上ノ主義ヨリ来リシ事ニアラサレハ能ハサルヲ以テ旧自由党ノ士即チ鈴木音高ヲ第三ニ撰ヒタル所以ナリ以上ノ四人一致結合シタルヲ以テ画謀議ノ為メ酒肴ヲ携ヘ四人同行又賤機山ニ登リテ種々談議ヲ為シ遂ニ東京及各県ノ同志者ニ計リ一ハ各府ニ於テ兵ヲ拳ケ一ハ東京ニ於テ彼レ大臣ヲ誅戮シ彼此時

ヲ期シテ各地共ニ事ヲ為サントノ事ニ定メ且ツ浜松ノ中野二郎三郎ヲシテ同志者タラシメシ事ヲ議シテ相分レタリ此時自分等四人宮ヶ崎町モノニ逢ヒタリシカ何レノ如ク行クノ見込ナルヲ問ヒシヲ以テ賤機山ノ運動ノ為ト答テリ而シテ知ラス識ラス同行遂ニ登山ナシタリシカ自分等四人ヲ尋常遊行ニ非ラズト思ヒシヤ西村ハ故ヲニ數十歩ノ外ニ至リ放歌高唱ナシ居 如是既ニ論議熟スト雖モ奔走尽力セントスルニハ勢多額ノ金員ヲ要セサルヘカラスト雖各自ニ於テ分担ノ力無ク且又他ニ金員ヲ得ルノ好方法ナキヲ以テ辰三ト協議不得止民財ヲ借ルノ一事ヲ案出シ右□英雄豪傑事ヲ成スニ当リ細瑾ヲ顧ミスシテ大功ヲ遂クルノ古著ヲ學フニ決シタリ然レトモ故ナク民財ヲ借ルハ為シ能ハサル耳ナラス罪ナキ良民ヲシテ困難ニ陥ラシムルハ忍ヒサル所ナルヲ以テ銀行会社ノ如キ一時多額ノ金ヲ失フモ左ノミ究スル事ナキ所又ハ平素高利ヲ取リテ貧民ヲ苦メ又ハ不正ノ行為ヲ以テ富貴ヲ貪リ世間一般嫌惡スル者ノ財ヲ借ラント定メタリ是即チ自分等カ今回被告事件ト為ルノ遠因ナリ尤モ賤機山会合ノ時自分單身之カ任ニ当リ仮令囚虜トナルモ得タル金員ヲ以テ他ノ諸氏ニ於テ事ヲ為サハ可ナラスヤトノ議ヲ呈出セシカト暫ク見合セノ方然ルヘキトノ事ナルヲ以テ其時ハ黙シテ止ミタルモ到底他ニ策ナク徒ニ夫カ為時日ヲ送ルハ素志ニ非ルヲ以テ特ニ辰三ニ謀議セシ所以ナリ此ヨリ前自分思ラク古来ヨリ俠客ト称スル一種ノ社会ハ學力智識ハ充分ナラサルモ約束ノ事ハ死スルモ変セス其所挙タル一以テ身ヲ輕ンジテ名ヲ重ニスルヲ專一ト為シ頼ムニ足ルノ人ナキニシモ非ルヲ以テ此時ヲ以テ彼ト交リ自分等ノ計画ニ同意セシメハ大ニ力ヲ得ルノ事アラン然レトモ交ヲ為スノ媒ナク思考ヲ費セシカ会マ浅井

滿治力任俠ノ風ヲ學シテ彼社会ニ交際アルノミナラス就中静岡伝馬町ノ某ニ親密ナルヲ以テ此ヲ媒トシ彼ヲ同意セシメント欲シタリ果シテ然ルニハ滿治ヲシテ先ツ同意セシムルニ若カスト再三説クニ前議ヲ以テシ且ツ又同時ニ木原成烈ヲ進メ遂ニ兩人ヲシテ諾ノ一字ヲ唱エシメタリ但シ成烈ヲ滿治ト同時ニ承諾セシメシハ自分ノ望ハ滿治ニナクシテ却テ他ニアリ加之滿治ハ少ク輕躁ノ風ヲ免レサルヲ以テ成烈ヲシテ終始注意抑制セシメントノ苦心ニ出テタルモノナリ然リ而シテ成烈滿治ヲ伴ヒ辰三ト共ニ明治一七年二月下旬静岡二番町大塚大次郎方ヲ襲ヒ第一着ノ手段ヲ実行セリ此時自分ノ目的ハ當財産ヲ得ル之一点ニ在ラス彼レ滿治ヲシテ幾分カ謹慎ノ心ヲ起サシメ且ツ目的ノ計画ヲ口外セシメサラントノ亦苦心ヨリ出テタルモノナリシガ事ヲ成スハ天ニアルカ自分ノ計画ハ彼ノ懲罰例ナル一種特別ノ苛酷ナル法令ノ為メニ大ニ齟齬シタルヲ以テ爾後滿治ニハ決シテ何事モ談セス就中民財ヲ借ルノ一事ハ大塚方ニ於テ多額ノ金ヲ得サルヨリ意ノ進マサルヲ口実トシテ中止スルヲ以テ同人モ亦断然再ヒ為スベカラサルヲ告ケタリ當時中野二郎三郎ハ事ヲ以テ静岡ニ来リタリ因テ前約ノ如ク真悠ハ二郎三郎ニ談シテ同意セシメタルヲ以テ真悠辰三音高二郎三郎及ヒ自分ノ五人ヲ議スルカ為メ静岡江尻町清泉亭ニ会合セリ是即チ明治十七年二月廿四日ニシテ自分カ辰三等ト第一着ノ手段ヲ行ヒシハ同日ナリ居ル数日音高二郎三郎ハ旧自由党ノ會議ニ列スルカ為メ出京シ亜テ真悠ハ三条旧太政大臣ニ請願ノ事アルヲ以テ亦出京セリ然ルニ栃木県人宮本鏡太郎ナル者疾ニ此志アリ同志ヲ求ムルカ為メ出京為シ居シカ不凶真悠等ニ会合一見旧ノ如

自由党静岡事件に関する新資料

ク遂ニ其事ヲ以テ静岡ニ来リ爾後相互ニ好方法ヲ考案ノ折広瀬重雄ハ愛知県尾張国知多郡半田村至誠館ニ於テ村上左一郎小池勇ノ兩人ト特ニ謀リ其御該県同志者ノ姓名ヲ持シテ自分ノ許ニ来リテ意志ノアル所ヲ尋スルヲ以テ自分モ亦静岡地方ノ計画ヲ詳話シテ鏡太郎辰三等ニ引合セ且ツ自分ハ愛知県ノ景況ヲ知ランカ為六月上旬ヲ以テ発程浜松ニ於テハ中野二郎三郎山田八十大郎此時中野ハ既ニ東京ヨリ歸リ直ニ山田ヲ同意セシメタルノ後ナレハ中野ノ紹介ヲ以テ山田八十大郎ニ面会セリヲ訪ヒ三河ニ於テハ村上左一郎尾張ニ於テハ村松愛蔵祖父江道雄美濃ニ於テハ小池勇以上ノ諸氏ヲ訪問シテ小池方ニ滞留スルノ際重雄ヨリ清水綱義モ亦同意シタリ而シテ左一郎モ来リ居ルヲ以テ此時ヲ期シ一同集会大ニ計ル所アルヲ以テ勇ト同伴速ニ綱義方エ来ルヘキノ書状達シタルヲ以テ直ニ立テ落合村ノ綱義宅ヘ至リ當時集会セシモノハ宮本鏡太郎鈴木辰三鈴木音高村上左一郎小池勇広瀬重雄並ニ主人タル清水綱義及自分ノ八人ナリ真悠ハ故アリ喜作モ當時ハ同意者ノ一人ナリシモ是亦会セス蓋シ此会合ハ重ニ民財ヲ借ルノ一事ナルヲ以テ兩人来ラザリシナリ於是共ニ民財ヲ借ルヘキニ定メ且ツ特ニ為ス得ル所ノ金員ハ一切清水綱義之ヲ保管シ入用ノ都度其所以ヲ証明シテ同人ヨリ受取ルヘキニ定メ其夜即チ明治十七年七月十三日ヲ以テ右ノ八人一隊ト為リ石川イト方ヘ赴キ爾之ヲ実行セリ是本件被告タルノ濫觴ヲ作りシモノナリ清水高忠ハ七月十四日テ十一日ハ未タ同意者ノ一人タラス石川イト方ヲ終リ辰三鏡太郎音高ノ三人ハ静岡ニ左一郎ハ藤枝ヘ余ハ綱義方ヘカヘリ其翌夕即チ十四日ヲ以テ高忠ヲ加ヘ五人一隊トナリ実行セリト欲セシカ果サス其後再三往来頻ニ手ヲ下シタル然レトモ良心ニ恥ツルヨリコトハ調書ニ明カナルヲ以テ今茲ニ之カ記載ヲ略ス

充分ノ力ヲ尽ス能ハサルニ因ルカ予定ノ功ヲ奏スルヲ得サルヲ以テ

自分ハ東京ニ出テ、計画スル所アランヲ欲シ其月十六日ヲ以テ出京
 宮本鏡太郎ノ紹介ニテ築地ナル有一館ニテ故福田一郎故平尾八十
 吉等ト屢々謀議前途大ニ望アルヲ以テ一旦帰国事ヲ遂ケントスル
 モ不測ノ障害アリシカ為メ事皆水泡画餅ニ属シ嘆息ノ外ナカリシ
 ナリ時加波山ノ事件アリ又埼玉ノ暴動アリテ人心何トナク恟然タル
 ヲ以テ中野二郎三郎ハ昼夜兼行静岡ニ来リ辰三並自分ニ付テ此時ヲ
 失ハス事ヲ為スヘキヲ進メテ去ル因テ兩替町攪眠社ノ樓上ニ於テ真
 愆辰三喜作並自分ノ四人相議シテ前議ノ通り隣県ト合シテ挙兵一ハ
 埼玉ニ応シ一ハ各県ヲ促シ又特ニ東京ニ於テハ二三ノ大臣ヲ誅戮ナ
 シ明治政府改革ノ先鞭ヲ着セント決定シ喜作ハ東駿並安倍郡ノ人々
 ヲ説キ自分ハ浜松並愛知ノ有志ニ計ルアラントノ目的ヲ以テ十一月
 ノ上旬浜松ニ至レリ 此ヨリ前数度浜松ニ往来且実行セシノ事アルモ調
 書ニアルヲ以テ冗長ニ渉ルヲ恐レ茲ニ記載セス 於是中野
 山田其他ノ諸氏ニ前議ヲ話シ愛知県ノ動靜如何ヲ報スルヲ約シタリ
 小山徳五郎安立國太郎名倉良八川村孫一等ハ中野ヨリ説キ得テ同
 意ヲラシメ數度往来ノ際ニ於テ面会ノ上共ニ事ヲ為スヲ約シタリ 夫ヨリ名古屋ニ着
 シ前記村松祖父江ノ外八木重次江川甚太郎其他ノ人々ニ付テ計画謀
 議ナシ居リ尤モ広瀬重雄ハ九月ノ頃宮本鏡太郎ハ村上左一郎ト共ニ
 十月ノ末名古屋ニ来リ居ルヲ以テ衆相合シテ一トナリ彼ニ説キ此ニ
 進メ就中愛知県ノ同志者ノ軋轢ヲ仲裁セント試ミタリ 愛知縣ハ三河尾張
 兩案山子ノ輩ハ一箇孤立ニシテ共ニ自分等ノ事ニ關係ナキモノナリ 然ルニ十二月
 ノ上旬尽ク一時引致サレ自分ハ翌明治十八年二月十九日ヲ以テ放免
 トナリ數日ヲ経テ内藤六四郎ノ紹介ヲ以テ荒川太郎ニ面会シ且ツ同
 人ノ宅ニ於テ病痾ヲ養ヒ問ヲ以テ自分等ノ計画ヲ話シ遂ニ共ニ与ニ

スルヲ結約シタリシカ既ニ前議ヲ尽セシノ人ハ尽ク獄窓ニ呻吟シ亦
 如何トモナスヘカラス名古屋ニ於テハ実ニ前議ノ尋ヌヘキモノナキ
 ヲ以テ三月中旬同所ヲ發シ其月三十一日静岡ニ帰着喜作辰三等ニ前
 約ノ如何ヲ問フニ如何ノ事情ノアルアリテ然ルヤ事皆予定ノ如クナ
 ラス遂ニ挙兵ノ一事亦尺ク水泡画餅ニ属シタリ 此間前々ヨリ計画謀議セシ
 事動ハ大ニ前日ノ如クナラス四顧人ヲ恐レノ風ヲ生ジ小林喜作ハ更ニ放擲シテ意トセシ
 広瀬重雄ハ松本ノ獄裡ニ坐馳シ宮本鏡太郎ハ栃木ノ郷里ニ歸省シ寧ニ人ナク望ヲ失フノミ
 ナラス當時ノ有様ハ殆ソト謀議セサルノ日ト同シク加フルニ鈴木辰三ノ
 不時ノ事ヲ来タセシヲ以テ知ラス識ヲ前議中中止ノ姿ヲ現出セリ而シテ 四月中
 旬ヨリ自分ハ數十日病床ニアリテ起ツ能ハス 此間荒川太郎ハ名古屋ヨリ高
 橋六四郎ハ西村藤三郎ト共
 ニ東京ヨリ同シク静岡ニ来リシカ當時自分ハ病痾尤モ繁
 悩ノ時ニシテ百事悉ク注カサリシヲ以テ尺ク忘却セリ 病少ク快方ニ向ヒタルハ
 七月ノ下旬ナルヲ以テ又立テ長野県ヘ赴キ村松広瀬八木江川等ノ公
 判ヲ傍聴セリ幸ニシテ広瀬ハ無罪放免ナリタルヲ以テ相伴フテ掃途
 ニ昇リタリ 前述ノ如ク自分ハ真野真愆鈴木辰三ノ兩人ト約セシノ最初ハ只々誅戮ノ事
 ヲ決シ其後中野二郎三郎ト清泉亭ニ会ヘシ時又小池広瀬等ト清水綱義方ニ集マリシ
 ヲ前議ヲ確定セシカ十七年ノ暮ヨリ十八年ノ又中旬マテ自分名古屋ノ監獄ニ拘留中尽ク
 前計画ハ破レ從テ人心旧ノ如クナラス又ハ約束ヲ背クノ者アリ或ハ障ヲ生スルモノアリ
 テ四分五裂百事破綻ニ帰シタルモノニシテ爾后即チ広瀬重雄ト長野ヨリ同伴掃途ニ昇リシ
 シ云々ヨリ以下今日マテノ有様ハ更ニ計画謀議ヲ尽セシ行々相語テ曰ク今ヤ四分五
 裂約セシノ人獄窓ニ苦シムモノ多クシテ残ス所二三ノ人ニ過キス此
 内志ヲ變セシノ傾アルモノアリ約ニ違フノ事アルモノアリ如此ナル
 以上ハ百年ノ永キヲ待ツモ事成ルヘカラス変心違約ノ輩ヲ責ムルモ
 益ナシ彼等良心アラハ内心ニ恥ツルアラン好シ我々ハ同志中ノ同志
 ヲ撰シテ断行ナシ一ハ以テ天下人民ニ正義ヲ執ル者アルヲ知ラシメ

一ハ以テ違約愛心ノモノニ一針ヲ与ヘ天下ノ先ヲ占メテ快ク死ナン
ノミシシヤ我々ハ既ニ言フニ忍ビサルノ事ヲ行ヒタルモノナリ又何
ノ顔アリテ世ニ立ツヘケン為スヘキノ事ナク遂クヘキノ望ナクハ
明ニ自首以テ其処分ヲ受ケン然レトモ公敵前ニアリ宜ク今月今日ヲ
以テ死タルモノト為シ進シテ望ヲ果スベシ前議ハ尽ク水泡ニ属シタ
ルモ此事ハ決シテ画餅ニ帰セシムヘカラスト両心相決シテ美濃ニ出
テ小池勇ニ面シ告グルニ此事ヲ以テス勇異議ナク共ニ与ニスルヲ答
タリ夫ヨリ名古屋ニ出テ、荒川太郎ニ意ノ如何ヲ尋タルニ太郎モ亦
異議ナキヲ以テ広瀬重雄小池勇荒川太郎並自分ノ四人ハ一致合シタ
リト雖トモ猶他二人ヲ求ムルノ所前記宮本鏡太郎ハ京阪及信越地方
漫遊ノ帰途浜松ニ在ルヲ聞キ一封ヲ飛シテ自分ノ達スルヲ待ツヘキ
ヲ告ケ広瀬重雄荒川太郎等ハ漸次出京ノ途ニ昇ルヘキヲ約シ明治十
八年十二月廿四日名古屋ヲ出發シテ翌廿五日浜松ニ至リ山田八十太
郎方ニ於テ宮本鏡太郎ニ面會シテ広瀬小池荒川等ト更ニ約セシノ事
ヲ告ケテ自分等ノ決心ヲ示メセシニ彼亦奮然快ト呼^(主)テ共ニ為スヘ
キヲ答フ因テ又中野二郎山田八十太郎等ニ話シテ如何ヲ問フニ
最モ同意賛成ナスニヨリ速ニ其準備アラランヲ請フト由是宮本鏡太郎
ト相共ニ廿六日ヲ以テ浜松ヲ發シ廿七日静岡ニ着シ真野真徳ニ面會
シテ彼ノ猶前議ヲ執ル否ヤヲ問クニ秋毫モ異心ナキヲ以テ他日ノ約
ヲ結ヒ其夕清水港ヨリ乗船廿八日ヲ以テ横浜ニ達セントセリ如此至
急ヲ要スル所以ノモノハ既ニ数人ノ結合スル以上ハ猶予慮スル時
ハ亦水泡画餅ニ属スルノ事ナキヲ保シ難ク迅雷耳ヲ掩フニ及ハサル
ノ速ナルヲ学フニ若カス且ツ十二月廿三日ニ於テ内閣ノ大改革アリ

自由党静岡事件に関する新資料

世人刮目其如何ヲ見ントスルノ時旁以テ門閥ニ付スヘカラサルニヨ
リ羽毛ノアルアレハ一飛東京ニ出テントスルノ心アリト雖如何セン半
途病起リ困苦究リ無キヲ以テ豆州下田港ニ上陸ナシ病ヲ養ヒ漸クニ
シテ明治十九年一月廿七日ヲ以テ着京セリ因テ直チニ東京有志輩ノ
有様ヲ見聞スルニ彼ノ大阪事件ノ為メ彼ノ内閣改革ノ為メ殆ント五
里霧中ニ在リテ東西ノ如何ヲ探知スルニ苦シムモノ、如ク静坐閉目
シテ雲散霧消白日青天ヲ待テ其正邪曲直ヲ分タントスル者ノ如シ自
分モ亦思ラク而シテ彼レ大臣ヲ誅戮セントスルハ其人ヲ怨ムニアラ
スシテ其政ノ悪キヲ以テ万不得止ノ断行ヲ為スモノナリ彼レ大臣ニ
於テ前非ヲ改悟シ人民ノ艱難ヲ思ヒ国家ノ危急ヲ顧ミ且又特ニ純忍
ノ節ヲ尽シテ明ニ天皇陛下ニ對シ奉リ臣子ノ本分タル正道ヲ致スノ
心ヲ持シ压制暴戾ノ法令ヲ施サス驕奢逸遊ノ為業ヲ為サス其殘虐專
横ニシテ大逆無恐ノコトナカラシメハ何ヲ苦ンテ刃ヲ加フルノ極端ニ
走ルヘキ今伊藤伯ノ總理大臣ト為リテ首相ノ地位ニ立チ從前情実縁
故ノ政略ヲ改メテ公明正大ノ途ニ出テハ我十八年ノ罪惡ヲ責メスシ
テ俄然心ヲ翻シ明ニ伊藤伯ヲ奉戴セン宜ク其如何ヲ探リ其正鵠ヲ得
テ以テ為スアラント午後道路ノ伝フル所ト衆人ノ説所ヲ尽ク注意記
憶セリ然ルニ此時二説アリ甲ハ曰ク伯ハ文明的ノ人ナリ単ニ任政ヲ
行フニアラス從前ノ政略ハ幾分カ同僚御附合ノ姿アルヲ免レス今日
群ヲ離レテ諸大臣ノ上ニ出テタル已上ハ豈ニ旧ノ如ク苟且偷安ノ政
ヲ執ル、モノナランヤ情実縁故ノ跡ヲ去リテ天下万民ト死生ヲ共ニ
シ藩閥ノ弊ヲ破ルニ奮勵セラル、決シテ疑ヲ容レス我國政令ヨリ面
目ヲ改ムルコトアラン賀スベシ賀スベシト乙ハ曰ク今回ノ改革亦表面

九三 (二一九)

ノ改革ニ止マリテ好結果ヲ望ムベカラス伊藤伯ノ總理大臣タル三條公ノ太政大臣ニ於ルカ如キノコトナント雖トモ同ク虚飾物タルモノニシテ内閣ノ実権ハ却テ某大臣ノ手裏ニアリ況ヤ力ヲ極メテ專制政府ノ実ヲ維持セントスルニ於テテヤ憂ヲベシト以上ノ二説ハ當時市街ノ間ニ流転スル所ナリト雖トモ其ノ當ヲ得ス何トナレハ伊藤伯ノ文明的ノ人タルハ甲説ノ如ク相違ナキモ專制政府ヲ維持セントスルノ実アルハ伊藤伯ノ學生ノ希望ニシテ乙説其當ヲ得タリ今伊藤伯ノ心裏ヲ推究スレハ彼伊藤伯ハ狡猾ノ才智エ文明的ノ事実ヲ以テ掩ヒ表裏反覆進シテ總理大臣ノ地位ヲ保テ退テハ一身一己ノ安楽ヲ貪ラントノ私利私欲ニ外ナラサルモノナリ抑伊藤伯ノ未ダ惣理大臣タラサル其名ハ參議兼宮内卿タルモ其実ハ諸參議ノ上ニ出テ、兩大臣ヲ凌クノ風アルハ猶故大久保參議カ内務卿タルノ多時名望一身ニ集マリ岩倉公ノ如キモ袖手傍觀ノ傾アルト一般陰然実力ハ伊藤伯ノ手裏ニアリ況ンヤ明治ノ十年木戸公ノ死スルヤ伊藤伯遂ニ公ノ冠ヲ戴キ明治十一年大久保公ノ斃ル、ヤ伊藤伯ハ亦公ノ履ヲ穿チ而シテ後岩倉公ノ卒スル伊藤伯亦直チニ公ノ服ヲ着シタルニ於テテヤヤ既ニ木戸公ノ冠ヲ戴キ大久保公ノ履ヲ穿チ且ツ又岩倉公ノ服ヲ着シテ頻々欧米遊ビクラツトストーン氏ノ政略ヲ真似ビスマーク公ノ手段ニ心酔シ或ハ李鴻章ノ鼻息ヲ窺ヘ又ハ虚無党ノ勢力ニ驚キタル等他大臣ノ決シテ無キ所ニシテ彼伊藤伯ノ独リ恣ニスル処ナリ參議ニ列スルノ時猶且ツ然リ何ノ況ンヤ内閣總理大臣トナルノ日ニ於テテヤ或ハ黒田伯西郷伯ニ憚ル事ナキニシモアラサルモ彼伊藤伯ニシテ我カ国家ノ為我人民ノ為メ且ツ又特ニ

天皇陛下ノ所為ヲ考ヘ

公明正大ノ政ヲ執ル何ノ難キコトカコレアラン然ルニ改革後其令其律之ヲ數フルニ暇ナキノ多ニ至ルモ公明正大ノ点ヲ見出スヘキノ科条ハナクシテ却テ压制暴戻ノ極ニ至ルヲ覺ユルヲ以テ愈々躊躇ナスヘカラサルヲ知ルト雖トモ如何セシ私病痾ノ為メ數十日ヲ病辱ニ送レリ此間広瀬重雄荒川太郎ノ両氏前後ニ上京シ且ツ美濃ノ人島森友吉ナルモ未モノモ荒川広瀬ニ兵器金員ヲ支給スルヲ約束シタルコトヲ覺知シテ然レトモ未タ少數伊藤伯ニ望ム処アルヲ以テ病間一篇ノ書ヲ草シ稿成ルニ及ンテ淨書ヲ宮本鏡太郎ニ托シ四月十日ヲ以テ私邸ニ至リ奉呈セントスルモ執事某受理セサルヲ以テ直ニ郵便ニ付シ内閣ニ送呈セリ該上書ノ草押取相成タルニ付別ニ明記セサレトモ其要旨ニ至リテハ自分精神ノアル処アリ其ヲ以テ左ニ折略之ヲ記載ス尤モ御神収ノ草稿ハ又改メテ奉呈セルヲ以テ少シク相違アリ略ニ曰ク(前略)閣下宜ク民心ノ帰スル所ヲ見テ其政ヲ行ヒ人意ノ赴ク所ヲ案シテ其法ヲ布キ憂ハ天下ノ人ニ先チテ憂エ樂ハ社会ノ者ニ後レテ案ミ閑公ノ吐哺握髮ヲ学シテ天下志士ヲ懇待セハ徳ヲ慕フテ皆閣下ノ為ニ配セシヲ希ヒ怨ヲ解テ皆閣下ノ為ニ役セラレンコトヲ望ミ(中略)若シ之ニ反シテ区々ノ情実ト些々ノ縁故トニ依リ閣下ノ明ヲ掩フ者閣下ノ命ヲ矯ルノ者アリテ上下相通セス千里隔絶タラシムルカ如キアレハ衆庶ノ失望果シテ如何ソヤ敬札ノ念ハ畏懼ノ念ト為リ愛慕ノ情ハ怨恨ノ情ト變シ不呈ノ徒ヲ出スモ計ルベカラス不呈ノ徒ト記シタルハ人辭ナキ自カ瓦ニ角内閣總理大臣ニ奉ル書ナルヲ以テ該字ヲ使用シタルモノニシテ且正義ノ士文章上書シ難キヲ以テ不得止不逞ト記シタルモ今日ニ至リテハ彼伊藤伯ヲシテ不逞ニシテ他ノアラスシテ彼自ラ代名詞ナルカト解ラザリテ大笑セシムルハ實ニ遺憾ニシテ正義ノ士ト明記セサルヲ千万後悔ノ外無之候ナリ噫々(中略)一度人心離散シテ衆望他ニ転スルノ時ニ至レハ万ノ陸海軍千警察官豈ニ能ク之ヲ鎮圧スルヲ得ンヤ何ノ況ンヤ一令一律ノ之ヲ左右スル

ヲ得サルニ於テヤ又況ヤ英魯普仏ノ我國ニ對スル外其交ヲ誘フ骨
肉ノ如内其志ヲ取ル虎狼ノ如ク間アレハ之ニ乘シ隙アレハ之ニ及ホ
サントスル形跡ハ昭々乎トシテ夫明カナルニ於テヤ宜シク造次ノ
間之ヲ怠ルヘラカス顛汗ノ際豈之ヲ忽ニスベケン毫厘ノ差千里ノ大破
綻ヲ來シ一國ノ体面ニ関スル少ナシトセス彼ノ印度ノ滅亡之ヲ既往ノ
笑話ニ付スルモ緬甸ノ顛覆豈ニ馬耳東風トナスヘケンヤ東洋各國ノ
困難一ニ何ゾ茲ニ至ル内既ニ乱レテ外亦之ニ亞キ災害外ニ至ラハ其
罪果シテ誰ニカ帰セン問ハスシテ知ル我大日本帝國政府ノ内閣總理
大臣ノ罪タルヲ嗚呼亦恥シカラスヤ閣下之ヲ熟慮セヨ今ヤ天下ノ人
民ハ皆閣下カ公明正大ノ政ヲ執ル、事ヲ憂ヒスシテ情実縁故ノ跡ヲ
断タサルヲ憂フ是他ナシ閣下ヲ信スルノ深キ所以ナリ各省ノ大臣ハ
賢明ノ人ヲ以テ之ニ任スルヲ希ハスシテ閣下カ首相ノ地位ニ永ク立
タンコトヲ希フ是他ナシ閣下ニ望ム所以ナリ甚キニ至リテハ閣下カ
首相ノ地位ヲ永遠ニ保持セラル、ヤ否ヲ見テ我我國政ノ盛衰ヲトセン
トスルモノ、如シ仰申願クハ閣下亦非常ノ英斷ト非常ノ忍耐トヲ以
テ一刀兩斷明ニ情実ノ政ヲ全廢シ其令其律皆閣下公明ノ心ヨリ出テ
、衆心ヲ慰セラレンヲ是省一人ノ私言ニアラス三千七百万人民ノ懇
望スル所ナリ(中略)且ツ又特ニ省ノ閣下ニ希望スルノ要点ヲ陳述
セシメラレンコトヲ切ニ希フ所ナリ(下略) 特ニ閣下ニ希望スルノ要点云々
ハ自分カ伊藤伯ニ對スルハ畢生
ノ希望ニシテ彼レ伊藤伯ニシテ當時拜謁ヲ許シ自分ノ希望ヲ聞カレシハ必ラス整千果シテ
然ルカ亦乃公ノ□□リ云々ニ□□託發セラル、ヲ分ルト雖トモ千里□□亦止ヲ傳ス所
謂一片ノ内心徹底セサルモ誰ヲ怨ミ誰ヲ
尤ナン黙シテ止マンノミ大息痛嘆ニ□□以上ハ即チ上書ノ要点ニシテ奉呈セシ
後四十余日ヲ經過スルモ自分ノ希望達セサルヲ以テ愈々決心事ヲナ

自由党静岡事件に関する新資料

スノ準備中前記島森友吉ハ既ニ上京シ居タルヲ以テ約ノ如ノ兵器金
員運搬ノ為メ五月下旬ヲ以テ発程セリ 尤モ再ヒ第二ノ上書ヲ奉呈スルノ見込
カ愈々決心セシ後アルヲ以テ奉呈セス然レトモ斷行ノ前ニ當リテ彼ノ島田一郎等カ作為シ
シ軒蓋狀ニ做ヒ伊藤井上阿大臣及ヒ三条ヲ誅戮セシムハアルヘカサルノ旨趣書ヲ彼レ三
大臣外ニ広ク天下ノ人就中同志ノ號ニ送呈スルト同時ニ一刀誅戮ノ而シテ自分ハ駿
見込ナリシヲ以テ廣瀬ノ草案代用スルノ見込ニテ之ヲ當時奉呈セス
遠等ノ同志ノ上京ヲ促シ且ツ島森友吉ノ準備如何ヲ視察スルカ為メ
彼ノ地ニ至ルノコトニ定メ夫々用意ヘタルヲ以テ六月十二日尔船途
ニ昇ルノコトニ決シ十日ヲ以テ宮本鏡太郎廣瀬重雄荒川太郎ト會議
愈々衆上京斷行ノ時ハ前約ノ如ク小池勇中野二郎三郎山田八十太郎
真野真徳ノ四人外我ニ四人合計八人ヲ以テ心ヲ一ニシカヲ合セ天下
ノ為社会ノ為メ一刀彼ノ大臣ヲ誅戮スヘキヲ約シテ相分レ其翌六月
十一日ノ夜木挽町壱丁目ヲ通行ノ警視庁第二局詰ノ巡查広岡某氏外
数名ノ為メニ引致サレ午後引統テ今回被告事件ノ御尋問ヲ蒙リタル
処ニ有之候也 但シ今回被告ノ内上原春夢潮湖伊介室田半二ノ三人ノ内上原潮湖ハ義ニ
間諜ナキヲ以テ本文ニ記サス又平沢幸次郎ナル (まま)
モノハ一面諜ナン右潮湖伊介モ知人ニアラス 右ノ通記臆ノ件ニ上申仕候特ニ
上申仕候ハ荒川太郎島森友吉更ニ今回被告事件ニ関係ナキ者ニ付其
辺篤ト御承引被下度存候此段付記上申仕候也

明治十九年六月十一日 被告人 湊 省 太郎
警部 武 東 精 一 殿

上 陳 書

栃木県土族當時在警視第二局留置所囚宮本鏡太郎上言ス生ヤ素ト飄々タル一書生ト雖トモ思フ民情ノ傾向ト施政方向トニ注シ日本政府ハ二三大臣ノ玩弄物ニシテ表ニ濫リニ聖天子ノ英旨ト称シ維新革命ノ功ニ誇リ虎狼ノ勢力ヲ恣ニシ三千七百万ノ人民ハ或ハ怒リ或ハ憂へ或ハ嘆シ或ハ怨ミ或ハ悲ムラモ省ミス益々暴威ヲ振ヒ猛虎ノ怨ヲ擅ニシ重斂苛税^(キキ)至ラルナク己レ利益トナルノ場合ニ於テハ一朝ニシテ敵刑ヲ設ケ酷律ヲ施キ以テ蒼生ヲ苦シマシムルニ至テ生謂ラク專制政体一日モ置クヘカラス宜ク速ニ奸党ヲ退ケ政体ヲ改革セサルベカラスト於是一身ノ利一家ノ榮ヲ冀ハス憤然決起シテ東西ニ奔走シ広く交際ヲ天下有志ニ求メ悪政改革スベキノ計議ヲナスコト茲ニ數年然リ而テ彼ノ十七年ノ運動(今回被告事件ノ強盜犯ヲ云フ)ニ至テモ決シテ偶然ニ起リシ事ニアラス常野駿遠三尾濃信諸州ノ有志ト通謀シ時期相待テ同時ニ義軍ヲ起シ一挙シテ生等ガ居常敵視スル日本悪政府ヲ顛覆セントシタルニ源因シテ其運動ヲ為スノ資ヲ集メンカ為メ乃チ変則ノ事ニ及ヒ最初鈴木音高中野次郎^(カ)三郎溱省太郎等ト約シ尋テ同志ヲ糾合シ地ヲ駿遠ノ二州ニ限リ強盜ヲ行ヒタルニ悉ク失敗シテ期スル処ノ資ヲ得サルニ及ンテ茨城栃木福島ノ壯士輩ハ時期急迫宇都宮ニ於テ事ヲ拳ケント書翰數々ナリト雖トモ生ハ當時病褥ニアルノミナラス駿遠三尾資金之シク且ツ未タ機密相通セサルノ時ナレバ生又書ヲ載シテ之ヲ止ムルモ肯セズ終ニ加波山ノ事起ル生等力胸中愈々急ナリ駿ヨリ尾ニ達スル道程大凡五十余里或ハ悲風ニ縋リ或ハ凄雨ニ浴シ或ハ昼伏夜行以テ大ニ計畫ヲ急ニス然ルニ科ヲ

サリキ又浪越ニ事破レ三尾濃信威ク縛ニ就ク此時ニ当リ駿遠単リ事変ナキヲ幸トシ最終ノ一局金指銀行ヲ襲撃シ大ニ資ヲ得タランニハ直チニ同志ヲ集合シ上京以テ大奸党ノ根拠ヲ撲滅セン若シ又不幸ニシテ失敗シ得ル処ナクンハ暫ラク止マン而已ト議之レニ決シ即チ十七年十二月廿六日夜ヲ以テ挙行スルヤ事全ク失敗ス嗚呼遺憾ナル哉天未タ生等ヲ助ケズト乃チ去テ東京ニ出ツ京地又談スルノ人ナシ於是故郷宇都宮ニ歸リ十七年度ノ事完ク畢ル

前書陳弁スル如ク生等ガ被告事件タル悪政改革ノ為メ行ヒタルモノナレトモ之レ確實ナル証拠アルニアラス只生等力意中ハ斯クナリシト云フニ過ギザレハ今回ノ被告事件ヲシテ強テ国事ノ上ニ及ホサズ単ニ強盜罪ヲ受刑センノミ而シテ生ガ故郷ニ歸リテモ国事上ニ付テノ憂慮ハ瞬間モ胸衷ヲ離レズ彼ノ大井新井小林稻垣等カ大阪ノ事変生亦識ラサルニアラス議協ハサル処アルヲ以テ関セズ生ノ意天下ノ有志ニシテ地方ニアルモノ国事上ニ就テノ考策ハ如何ト之ヲ試ミンタメ昨十八年中ニ於テ東山北陸五畿ノ有志ニ接シ其共ニ運動ヲナスモノ少キヲ嘆息シ生ノ胸中大ニ決スル処アリ遠州浜松ニ滞在スルヤ中野山田湊等ト議論符合スル書以テ特ニ溱ト約シ本年上京セシ以來捕ニ就クノ間ニ在テハ生等ガ心中何ノ点ニ向テ運動ヲ試ミント欲シタルカ視ルベキノ事跡ナキニアラズト雖トモ是レ今回ノ被告事件ト殊別ナルヲ以テ敢テ自ラ進ンテ言フヲ要セス然レトモ特ニ之ヲ又被告事件トシ訊問ヲ受クルニ至テハ陳フルニ事実ヲ以テセン否ラザルニ自ラ言ハバ之レ強テ今回ノ被告事件ヲ弁護スルニ過クルノ謗ナキヲ得ン因テ書サバ嗚呼古來傑士ノ事跡ヲ視ルニ其半途ニシテ

失敗スルモノハ実ニ言フニ忍ヒサルモノアリ生又何ヲ歎恨ミン此上
ハ一日早く同類ノ尋問ヲ終ヘ片時モ速ニ予審ニ附セラレ次テ刑ヲ受
ケ赤衣ノ客トナツテ渺々タル蒼海ノ一孤島ニ鬼トナランカ又事変ノ
生シ来テ期セサルノ大赦ニ逢ヒ再ヒ白日ヲ仰カンカ又ハ病症ノ為メ
ニ非常ノ死ヲナスカノミ三点中ニ踰躅役ニ就カントス右陳スル^(まま)以所
ノモノハ生ノ糾問已ニ局ヲ結ビシト思考シ書シテ以テ貴官ノ参考ニ
供セントス文ノ拙劣ナルハ生ノ天質ナレハ其レ或ハ語句ノ不敬ニ涉
ルアルモ咎ムルコトナクンバ幸甚

明治十九年七月十五日

東京警視庁第二局詰

警部 武 東 晴 一殿

頓首謹白

右 宮 本 鏡 太 郎

広瀬重雄 国事管見

余嘗テ東京ニ遊学シテ専ラ漢籍ヲ修メ余暇アレハ新聞紙ヲ読テ政治
思想ヲ起シ明治十二年静岡ニ赴キ函右日報ノ編輯記者トナリ論説起
草ヲ担当シ又明治十四年静岡ヲ辞シテ名古屋ニ遊ヒ愛知日報ノ編輯
人トナリ或ハ同志相謀リテ経世新誌ナル政談雜誌ヲ発行シタルコト
アリ且ツ明治十二年以来政談ニ熱心シテ東奔西走シ其間交際ヲ天下
ノ志士ニ結テ互ニ研究琢磨シタレバ非才浅学ナリト雖トモ国事上聊
カ経歴無キニアラズ因テ僭越ノ罪ヲ願ス意見ノ大略ヲ左ニ開陳ス

国事管見

国体 第一

自由党静岡事件に関する新資料

上古鴻荒ノ世ニ於テハ史籍未タ備ハラサルヲ以テ事跡ノ詳ナルハ考
フ可カラズ人皇第一代神武天皇ガ至武ノ威力ヲ以テ所在ノ醜慮ヲ誅
戮シ中洲ヲ平定シテ鼎ヲ大和国ニ定メ給ヒシヨリ海内全ク静寧ニ帰
シ皇統連綿トシテ今上皇帝陛下ニ至ル迄其間凡ソ二千有余年治乱興
廢アリテ景状素ヨリ一ナラズト雖トモ惡逆不正ノ野心ヲ懷テ非望ヲ
覬覦シタル者ハ道鏡及ヒ将門ノミ以テ我国人民ノ古来王室ヲ尊崇シ
国体ヲ保護スルノ良心厚キヲ見ルニ足ル可シ蓋シ我国人民ガ此ノ良
心ノ堅固ナルヲ以テ為メニ皇統断絶患ヘ無ク王室危険ノ恐レナク
從テ金甌無欠ノ国体ヲ維持シテ今日ニ至リタルハ実ニ無比ノ美事ニ
シテ宇内万国ニ向テ揚々誇示スルニ足ル可シ左レハ自今以後益ス此
ノ国体ヲ維持シテ億万斯年ニ至ルモ變更ナキヲ期スルハ天皇陛下ニ
忠ナル所以ノ道ニシテ又国民本分ノ義務ナリ故ニ国内百歳ノ後若シ
逆暴ノ徒アリテ畏レ多クモ王室ニ向テ危害ヲ加ヘントスルガ如キコ
トアラバ国民相率ツテ之レヲ責ム可シ政府ハ又敵ニ国典ヲ以テ之レ
ヲ処罰ス可シ是レ国民ノ最モ当サニ体認ス可キ一大要事ナリ因テ首
款ニ此ノ数文字ヲ記ス是レ余カ国事ニ付テ管見ヲ陳ブルノ順序ヲ正
フスルカ為メナリ

国権 第二

国権トハ即チ一国ノ実力本分ニシテ(立法行政司法ノ三權相集合シ
外国ニ対シテ之レヲ国権ト云フ)其伸縮強弱ハ大ニ一国ノ安危存亡
ニ關係スルモノナリ我国王政維新ノ前ニ於テハ海外ノ交際ナキヲ以
テ国権ヲ談スル者ナシ嘉永癸丑ノ歲米使來航シテ交通貿易ヲ開キ王
政復古シテ明治政府ノ立チシヨリ始メテ外交ノ狀況ヲ知り国権ノ何

物タルヲ解スルニ至レリ今爰ニ外交ノ沿革順序ヲ筆セント欲スレドモ冗長ニ渉ルヲ以テ姑ラク之レヲ省略シ近年緊要ト認ムルモノヲ論スベシ回顧スルニ我國數年以前支那及ヒ朝鮮ノ二國ト前後數回疊障ヲ開キ殆ソト干戈ニ訴ヘテ曲直勝敗ヲ決セントスルノ場合ニ臨ミタル事実ハ世人ノ能ク知ル所ナリ就中朝鮮ノ如キハ佞令ヒ頑陋粗暴ニシテ未開野蛮ナルニモセヨ我國ニ向テ無礼ヲ極メ不敬ヲ加フルノミナラズ突然暴動シテ我國皇帝陛下ノ使命ヲ帶ビタル官吏ヲ殺シ或ヒハ人民ヲ害スル等其残忍暴戾殆ソト名状ス可カラス実ニ惡ム可キノ最モ甚シキ者ナリ總テ獨立國ノ權利及ヒ交際ハ彼我互ニ枉屈セザルヲ以テ目的トスルニアルノミ故ニ彼レ言論ヲ以テセバ我レ亦言論ヲ以テ接ス可シ彼レ腕力ヲ以テセハ我レ亦腕力ヲ以テ対スヘシ而シテ其接待ノ間ニ於テ他國大小強弱ヲ論セス決シテ一步ヲ讓ル可ラズ是レ蓋シ至当ノ条理ナリ左レバ彼ノ明治七年ニ於テ西郷隆盛江藤新平板垣退助等が大ニ征韓ノ議ヲ主張シタルモ其意見ノ行ハレザルガ為メニ冠ヲ掛テ纏ヲ濯フテ故山ニ歸リ西郷江藤ノ二人ハ悲憤慷慨ノ余リ遂ニ叛旗ヲ翻ヘシテ空シク非命ニ斃レ板垣ハ自由主義ヲ唱道シテ同士ヲ天下ニ求メ隱然政府ト反対ノ地位ニ屹立シ今日ニ於テ尚ホ其主義ヲ変ゼサルハ蓋シ偶然ニアラサル也爾後朝鮮ノ屢々我國ニ無礼加ニ我國權ヲ毀傷シタルハ前記ノ如ク甚シキモノアリ是レ實ニ我國ノ体面ニ關係スル大事ニシテ決テ不問ニ措ク可カラザルモノナリ即チ前ニ述ベタル如ク彼レ既ニ腕力ヲ以テ我レニ當ル我亦腕力ヲ以テ彼レニ対スルノ止ム可カラサル場合ナルベシ故ニ我國ニ於テ愛國ノ志士ハ彼ノ朝鮮ノ為メニ國權ヲ毀損セラレタルヲ惱リ兩國紛擾ノ

談判ヲ俎豆ノ間ニ結了シ僅々ノ償金ヲ得タルヲ喜バスシテ却テ此ノ事件結了ニ不満ヲ懷キ其曲直ノ確立ヲ干戈ニ訴フルニ至ラザリシヲ憾ムノ状アリ余モ亦此ノ流ノ志士ト同感同論ニシテ殆ト符節ヲ合セタルカ如シ夫レ我國ハ人民衆多ニシテ土壤膏油ナリト雖トモ元來東洋ノ一孤島ニシテ幅員廣大ナラサル小邦ナリ此ノ小邦ニシテ歐米ノ強大諸國ト對等ノ權利ヲ保タントスルニハ一種非常ノ計畫ナカルベカラズ扱テ其一種非常ノ計畫トハ何ゾヤ曰ク近隣ト遠遠トヲ問ハズ強弱ト大小トヲ論セズ苟モ我國ニ對シテ無礼ヲ加ヘ國權ヲ毀損スル者アラバ毫モ寬假スルコトナク直チニ征伐シテ我が有トナシ以テ我國ノ富強ヲ計ル是レナリ此ノ事タル聖人君子ノ道德主義ニ依テ論スルトキハ天地ノ公道ニ背キ自然ノ正理ニ戾ルガ如シト雖トモ一タビ眼ヲ万国交際ノ狀況ニ注テ弱肉強食ノ掠奪世界ヲ実見スルニ至ラバ余ガ所謂一種非常ノ計畫モ亦万々止ムヲ得ザルヲ知ルベシ況ンヤ朝鮮ノ如キハ其亡狀前後數回ニシテ我國權ヲ毀損シタルノ事實アリテ存スレバ我問罪ノ師ヲ出シテ彼レヲ征伐吞併スルハ公道正理ノ認可スル所ナルニ於テヤ且ツ夫レ朝鮮伐シ可キノ説ハ愛國志士ノ宿願持論ニシテ天下ノ公議ヲ論亦殆ト会同一致ノ状アリ是レ畢竟我國權ヲ伸張シ且ツ我國ノ富強ヲ計ラントスルノ熱心アレバナリ然ルニ我明治政府ハ如何ナル事情アルカ又何等ノ見ル所アルカハ知ラザレトモ外交政略ハ常ニ因循不活発ノ傾向ヲ生出シ朝鮮処分ノ如キ彼ノ西郷隆盛等ノ志ヲ繼テ國權ヲ張り国力ヲ富マスノ英斷妙策ニ出ツルコトナク又天下一般愛國志士ノ意見議論ヲ採用セズ藩閥寡人政府ノ獨斷專決ヲ以テ僅々ノ償金ニ満足シ自ラ許シテ勝ヲ俎豆ノ間ニ制シタル

モノトシ揚揚得意ノ色アリテ却テ国權ヲ縮小シ天下一般ノ人望ヲ失ヒタルハ実ニ政府ノ一大過誤ニシテ浩歎大息ノ至リニ堪ヘザルナリ(記シテ玆ニ至リ怒髮冠ヲ衝キ双眼朱ヲ灌クヲ覚ヘス) 投筆茫然良久矣抑モ政府ガ朝鮮ヲ処分スルニ当テ寛大ニ失シ過誤ヲ致シタル所以ノモノハ強テ其談判官吏ノ短才不智ナルニ歸ス可カラズ畢竟公議与論ヲ採用セザルニ原因スルモノナレバ全ク藩閥寡人政治ノ罪ナリト謂フベシ此ノ如ク政府ノ過誤アルガ為メニ国權ノ全体ヲ挙ゲテ殆ト外國碧眼兒ノ蹂躪ニ供シ条約改正既ニ其期ヲ過グルモ未ダ改正ヲ奉行スル能ハス從テ裁判収税ノ二大權(即チ域外法權)ヲ回復スルノ道ナキハ是レ亦慨歎ノ至リニ堪ヘサルナリ此ノ如クニシテ国權ヲ伸張セントスルハ百年河清ヲ待ツト一般ニシテ到底其望ヲ達シ得可キ者ニアラサレハ政府ハ宜シク爰ニ猛省シテ外交政略ノ立義ヲ一転シ公議与論ニ依テ其方向ヲ決定シ兼テ外國ニ向テ毫無モ畏懼逡巡スルコトナク正理公道ニ則リテ英断果決スルノ豪胆ナカルベカラズ是レ(まき) 外交上国權ヲ伸張スルニ於テ最モ注意スベキ要点ナリ一國ノ政府タルモノ須ラク拳々服膺スベシ

政体 第三

政体ハ種々アリト雖トモ之レヲ大別スルトキハ君主政治ト人民政治ノ二種ニ過ギズ然リ而シテ人民政治ト称スベキ者ハ唯共和政体ノミニシテ其他ハ皆君主政体ナリ蓋シ諸政体中ニ於テ尺善尽美ト称シ多ク開明國ニ行ハル、モノハ立憲政体及ヒ共和政体ノ二者ニシテ之レニ勝レル者アラサルナリ我國ニ於テハ如何ナル政体ヲ採用シテ実益アルカラ考フルニ我國ノ成立ハ國体第一ニ於テ述ベタル如ク欧米諸

外國ト異ナリテ金甌無欠ノ國体ヲ維持シ来リ皇統連綿トシテ未タ曾テ断絶シタルコトナシ故ニ政体ハ宜シク君民同治ノ立憲政体ヲ採用スベシ是レ蓋シ公議与論ノ希望スル所ニシテ又實際実益アルベキヲ確認スルナリ然ルニ百年ノ後若シ万一我國体ヲ變更シ王室ヲ廢シテ共和体制ヲ建テントスルカ如キ狂人アラバ実ニ無比ノ國賊ナレバ鼓ヲ鳴ラシテ之レヲ攻メテ可ナリ余ガ公議与論ト共ニ善美ナル立憲政体ヲ採用シテ帝國ノ実益ヲ得ント欲スルハ畢竟勤王報國ノ赤心有ルニ因ルナリ豈偶然ナランヤ

政治 第四

政ハ正ナリ物ヲ正フスルノ義ナリ治ハ國ヲ治ムルノ意ナリ余ガ政治上ノ意見ヲ精細開陳スルトキハ多クノ日月ヲ費シ浩辯ナル一部ノ書ヲ著述セサルヲ得ス因テ細条小目ノ議論ハ全然之レヲ省キ専ラ大体ニ付テ開陳スベシ徳川幕府倒レテ明治政府立チ百般ノ政弊ヲ改革シテ開明ノ点ニ進歩シ殊ニ聖明ナル天皇陛下ハ王政維新ノ初メニ當リ天地神明ニ誓テ五条ノ御誓文ヲ発セラレ明治八年四月十四日ニ於テ立憲政体ヲ建ルノ詔アリ又明治十四年十月十四日ニ於テ國會開設ノ勅諭アリテ我々人民将来ニ自由幸福ヲ得ントスルノ境ニ近キタリ然ルニ何ソ凶ラン天皇陛下ノ聖意ト我々人民ノ希望トハ殆ント一轍同軌ニ出ツルモ政府ノ意見ト人民ノ意想トハ全く反対ノ点ニ出テ維新以來政府ニ抗敵シテ罪ヲ國事ニ得タル者三五ノ少数ニ止マラサル也今其最モ著明ナルモノヲ列挙センニ横井参与大村兵部大輔広沢參議ノ三頭官ハ忽焉刺客ノ刀下ニ斃レ岩倉大臣ハ喰違ノ危難ニ逢ヒ又富永有隣大藏源太郎等ハ山口ニ叛シ今村百太郎藍田静方等ハ秋月ニ起

リ丸山作樂岡崎狂介等ハ政府ヲ変改セント欲シ加陽榮太上野堅吉等ハ熊本ニ暴動シ前原一誠奥平謙輔等ハ萩ニ騷擾シ江藤新平島義勇等ハ佐賀ニ謀叛シ西郷隆盛桐野利秋等ハ鹿児島ニ憤起シ片岡健吉山田平左衛門等ハ政府ヲ覆ヘサント欲シ島田一郎長連豪等ハ大久保參議ヲ紀尾井坂ニ要殺シ陸奥宗光林有造等ハ政府ヲ変革セント謀リ河野広中田頼野秀顯等ハ政府ヲ転覆セント欲シ富松正安河野広体等ハ加波山ニ暴動シ八木重治村松愛蔵等ハ兵ヲ挙ケテ政治ヲ改良セント謀リタリ其他細民貧夫ノ政治ノ為メニ苦メラレ小人窮スレバ斯ニ乱スル之暴動ニ出テタル者前後枚挙ニ遑アラサルナリ抑モ彼ノ政治改革ノ目的ヲ達セント欲シテ罪ヲ国事ニ得ル者ト云ヒ又此ノ政治ノ為メニ苦メラレテ暴動スル者ト云ヒ自ラ好シテ政府ニ抗敵スルニアラズ実ニ万々止ムヲ得サルモノアリテ然ルナリ余ノ如キモ亦止ムヲ得サルノ場合ニ逢ヒ父母兄弟ノ恩愛ヲ絶チ多年国事ニ奔走シテ政治改革ノ大志ヲ懷キ慷慨悲憤ノ余リ遂ニ誤テ縲綬ノ身トナリ鉄窓暗キ処ニ呻吟スルノ大不幸ニ陥リ多年ノ辛苦一朝水泡ニ帰シタリ筆シテ爰ニ至レバ熱淚雨ノ如ク鉄腸將サニ断ントスルノ思アリテ遂ニ一句ヲ得タリ曰ク(宿志一朝掃水沫。男兒憤淚灑南風)余熟ヲ思フニ此ノ如ク一国ノ法律ヲ恐レズシテ政府ニ抗敵スル者ノ統々輩出スルハ政府ノ名譽ニアラズ又國家ノ美事ニアラサルハ勿論ニシテ畢竟施政ノ道其宜シキヲ得サルニ因ルナリ苟モ施政ノ道其宜シキヲ得バ海内帖然政府ニ服從シ仮令ヒ千ノ教唆者アリ万ノ煽動者アリト雖トモ豈其教唆煽動ニ乘シテ或ハ動亂ヲ起シ或ハ要路ノ頭官ヲ刺スカ如キ狂態ヲ學ブ者アラシヤ蓋シ我政府ノ施政処分ニシテ過去現在ノ差別ナク余

ガ認メテ以テ不正トナシ庄制トナスモノ多々アリト雖トモ奈何セン今日縲綬ノ身ニシテ一々之レヲ枚挙スルノ余裕ヲ得ズ甚タ隔靴搔痒ノ歎ヲ免レズ然レトモ政府官吏ニシテ余ガ此ノ意見書ヲ通読シ之ヲ良心ニ問ハバ直チニ感スル所ナルベシ故ニ余ハ喋々細論スルノ勞ヲ省キ左ノ數言ヲ以テ此一章ヲ結了ス可シ

凡ソ一国ノ政府タルモノハ彼ノ君子ハ行事ノ是非ヲ論セスシテ先ツ衆心ノ向背ヲ見ルノ轍ニ倣ヒ天下人民ノ希望スル所ト社会公論ノ傾向スル所トニ從テ施政ノ方針ヲ定メサル可ラス又平常官民一致親睦ノ方法ヲ求メ上意下通シ下情上達スルノ道ヲ開ク可シ治國平天下ノ術素ヨリ一ナラスト雖トモ其要訣ハ此ノ數言ノ範圍ヲ出テサルヘシト信認スルナリ

憲法 第五

憲法ニ二種アリ一ヲ欽定憲法ト云ヒ一ヲ國約憲法ト云フ此ノ二者ノ中孰レカ最モ我國ニ適當ナルヤヲ考フルニ國約憲法ノ最モ適當ニシテ実益アルヲ知ルナリ其故如何トナレハ欽定憲法ハ天子自ラ独斷專決ヲ以テ制定スルモノナレドモ國約憲法ハ天子ト人民ノ間ニ於テ相議シ相定ムルモノナレバナリ且ツ夫レ憲法ハ國會ノ基礎ニシテ行政ノ根源ナレバ其良否ハ大一國ノ盛衰ニ關係スルニ付キ決シテ之ヲ忽諸ニ附シ去ル可ラズ若シ我國ノ如キ藩閥寡人政府ニシテ庄抑主義ヲ執ルノ際ニ當リ欽定憲法ヲ採用スルニ定ムルトキハ要路ノ大臣ガ必ス天皇陛下ノ聰明ヲ掩蔽シ矯テ聖意ノ在ル所ナリト揚言シ唯政府ノ実益ヲ求メテ人民ノ不利益ナル憲法ヲ制定スルハ鏡ニ掛ケテ見ルカ如シ是余ガ國約憲法ヲ採用セント欲スル所以ナリ

国会 第六

明治廿三年ニ至レバ国会ヲ開設セラル、ノ勅諭アルヲ以テ日本人民ガ從來夢想ニダモ及バザル国会ヲ実見スルハ正ニ近キニアリ然レトモ余ハ素ヨリ国会ノ名称ヲ喜ブ者ニアラズシテ国会ノ実益ヲ望ム者ナリ故ニ国会ヲ開設スルニ至ルモ其実権人民ニ移ラズシテ政府ノ為メニ左右セラル、ガ如キ不幸アラバ国民ノ權利ヲ保全シ利益ヲ生出スルノ国会ハ翻ツテ政府ガ人民ヲ圧抑スルノ好器械トナルニ至ル可シ左レバ仮令ト国会開設ノ日ニ至ルモ今日ノ町村会府県会ト同一般ニシテ唯規模ノ大ナルガ如キ不充分ノ国会ハ寧ロ国会ナキノ愈レルニ如カサルナリ余ノ公議与論ト同ジク希望スル所ハ民撰議院一局ヲ設立シ立法經濟ノ事ヲ議院ニ委任シテ其実権ヲ堅フシ政府官吏ノ為メニ毛頭モ左右セラル、コトナキヲ要シ凡ソ国家方般ノ事皆国会議院ニ依テ決定スルニアリ而シテ議員撰挙ハ普通撰挙ニアラズシテ多少制限ヲ立ツルヲ必要トスレトモ其撰挙ノ權限ハ可及的広濶ニシテ多ク民間人材ヲ議院ニ網羅セザルベカラズ既ニ人材ヲ議院ニ網羅セバ其議院ノ權利自ラ堅固ニシテ政府官吏ノ為メニ左右セラル、ノ患ヘナク能ク權利ヲ保全シ利益ヲ生出スルヲ得可シト信スルナリ然レトモ斯ク断言セバ或ヒハ人民ノ便益ノミヲ計リテ政府ノ便益ヲ計ラズ偏頗ナリト難スル者アランモ知ル可カラサルヲ以テ茲ニ其決シテ然ラサル所以ヲ略論ス可シ抑モ政府ヲ立テ或ヒハ議院ヲ設クルカ如キ其趣意ハ則チ人民ノ幸福安寧ヲ保護スルニアリ且ツ夫レ建國ノ本体ニ因テ論スルモ人民有テ然ル後政府アルモノニシテ政府有テ然ル後人民有ルニアラサルナリ然ラバ則チ人民ハ本ニシテ政府ハ末ナリ

人民ハ一国ノ主ニシテ官吏ハ公僕ノ地位ニ立ツ者ナリ唯君主國ニ於テハ皇帝ヲ尊敬シ神聖ニシテ犯ス可ラザルモノトシ國法ヲ以テ之レヲ制スルコトナリ特ニ之ヲ人民ノ上位ニ置クニ過キザルノミ加之元來日本國民ハ多年圧制政治ノ下ニ屈從シタル習慣アルヲ以テ今日猶ホ未タ其陋習ヲ脱スルニ至ラス常ニ逢迎卑屈唯命是從ヲ以テ國民ノ本分ナリト妄信シ政府ノ命令ハ其曲直當否ヲ論セズ勢ヒ屈服セサルヲ得サルノ有様ナリ此ノ際豈ニ圧制暴虐ニ抗拒シテ權理ヲ擴張シ自由ヲ伸暢セントスルノ好氣カアランヤ國民既ニ此ノ如ク卑屈ナレバ政府ニ於テ能ク其狀態ヲ懺察シ自由權理ト幸福安全トヲ保護スルハ蓋シ当然ノ義務ナリ是レ等ノ理由アルヲ以テ一層特別ノ注意ヲ加エテ人民ノ便益ヲ計ラザル可ラズ若シ夫レ然ラスシテ徒ニ欧米諸國ノ議院制度ヲ學ビ上下二局ノ議院ヲ設ケテ上院議員ニハ現任ノ元老院議員及ヒ華族若シクハ官權黨ノ素封家等ヲ撰任シ特別非常ノ權力ヲ与ヘテ政府ノ藩屏幫助トナシ下院議員ニハ今日ノ府県會議員ノ少シク財產多キ者ヲ撰任シテ充分ノ權限ヲ与ヘサルカ如キ不當アラバ下院ハ總カニ一國ノ經濟上ニ參預スルニ止マリテ之レヲ確定スルノ權ナク況ヤ立法ノ大權ノ如キハ到底之レヲ得ルノ道ナカラントス而シテ下院ノ討論決定シタル事項ハ概ネ皆上院議會ニ至テ破棄セラレ下院ノ決議ハ實際ニ行ハレザル如クコトアラバ下院ハ全ク有名無実ニシテ空シク經費ヲ要シ上院ハ唯政府ノ便宜ヲ計一ノ器械トナリテ議院ノ議院タル実益ヲ見ルコトナカル可シ不幸ニシテ此ノ如キ惡結果ヲ生セバ人民一般議院ノ圧制ヲ受ケテ匪測ノ損害ヲ蒙ルニ至ラントス是レ余カ一局議院ノ制度ヲ認可シテ二局議院ノ議ヲ排破シ以テ議

院ノ実益ヲ実地ニ占領セント欲スル所以ナリ

結 論

以上国事管見ヲ第六章ニ區別シテ陳述シタル所其文章字句ハ各異ナリト雖トモ其大意ノ帰着スル所ハ政治改良ノ四文字ニ過キサルノミ因テ茲ニ前第六章ノ大意ヲ総括シテ其欠漏ヲ補綴シ以テ此ノ篇ヲ了スベシ

熟ラ我明治政府ノ施政ヲ觀察スルニ其創業ノ際ニ於テハ幕府ノ压制政治ニ換フルニ改進政治ヲ以テシ百般事物ノ旧弊ヲ破リテ開明ノ点ニ進ミタル状況ハ恰モ沛公ガ秦ヲ破リテ関中ニ入り父老ト法ヲ三章ニ約シタルカ如シ爾來日々々々改進ノ景況ナリシカ明治十二年以來官民乖離シテ全ク反対ノ点ニ立チ政府ハ人民ヲ压制スルノ政略ヲ施行シ人民ハ政府ニ抗拒シテ自由権理拡張セントコトヲ計画シ為メニ或ヒハ高知ニ国事犯ノ獄起リ或ヒハ東京ニ国会ニ関スル地方連合会アリ或ヒハ集会条例ノ頒布アリ或ヒハ五十三号布告ノ発行アリ(請願建白ニ関シタルコト)或ヒハ開拓使官有物拂下ケノ事件アリ或ヒハ福島ノ国事犯事件アリ或ヒハ高田ノ国事犯事件アリ或ヒハ加波山ノ暴動アリ或ヒハ埼玉ノ騒擾^(まき)アリ或ヒハ飯田ノ国事犯事件アリ或^(まき)ハ大坂ノ国事犯疑獄起リテ世人ノ耳目ヲ聳動シ一國ノ動乱ヲ生セントシタルモノ一ニシテ足ラス是レ畢竟政府ノ施政其宜シキヲ得スシテ民情ニ適セサルニ因ルナリ然ルニ政府ハ毫モ省思スル所ナク明治十八年十二月諸官省ノ大改革ヲ断行シ多少政治ノ局面ヲ変シテ益々巧妙ナル压制政略ヲ施サントシテ压制家ヲ以テ雷名ヲ天下ニ轟カ

シタル三島通庸ヲ以テ警視總監ノ要職ニ任シ敵ニ国事家ノ挙動ヲ探偵シテ殆ント手足ヲ措ク所ナカラシム抑モ三島通庸ハ嘗テ福島県ニ令タリシ時非常ノ压制ヲ施シ遂ニ県内ノ動揺ヲ醸スノ大失策アリテ県内ノ人民深ク三島ヲ惡ミ就中加波山事件ノ被告人等ハ之レヲ要殺セント欲シタリ又天下ノ志士モ皆之レヲ惡マサル者ナキナリ夫レ既ニ此ノ如ク政府ハ多ク压制官吏ヲ以テ顯要ノ地位ニ置キ専ラ警戒ヲ敵ニシテ國家ノ治安ヲ保ツヲ口実トシ而シテ政府タルノ威力ヲ全フシ官吏タルノ地位ヲ保ツノ一事ニ辛苦シテ人民ノ利害得失ニ慮及スルノ余裕ナキ有様ナレバ今日政府ガ国事家ヲ敵視シテ或ハ名譽ヲ害シ或ハ自由ヲ奪ヒ或ハ生命ヲ断チ遂ニ絶無ニ帰セシメ天下無敵高枕安眠ノ快楽ヲ得ントスルハ压制政府ノ通情ニシテ深ク怪ムニ足ラサレトモ抑モ亦冷笑ス可キ一事ナリ凡ソ天下ノ物抑レバ則チ揚リ防ケハ則チ溢ルノ性質ヲ有スルモノナリ左レハ古聖人ハ國ヲ治ムルト水ヲ治ムルトハ同一理ナルコトヲ説キ以テ後世主治者ヲ戒メタリ今夫レ政府ハ強盛ニシテ人民ハ微弱ナレバ實力ノ戰爭ヲ開クニ至ラハ勝算ノ政府ニ婦スルハ掌ヲ指スヨリモ明ナリ然レトモ政府自ら實力ノ強盛ナルヲ恃テ傲慢ニ流レ鼠窃狗偷ノ群盜何ゾ懼ルニ足ラント天下ノ国事家ヲ視ルコト禽獸虫魚ノ如ク益ス压制ヲ施スアラバ民間安ゾ劉邦項籍ノ徒アリテ突然憤起スルナキヲ知ランヤ虎狼外ニ罅隙ヲ窺フニ当テ国民内兵乱ヲ起スアラバ善者アリト雖トモ復タ之レヲ奈何トモスベカラザルニ至ルベシ且ツ夫レ民間ノ實力微弱ナルニモセヨ一致聯合シテ各地一時ニ蜂起セバ政府實力アリト雖トモ狼狽錯愕シテ意外ノ失敗ヲ取ルコトアラシモ知ル可ラス清ノ太祖ハ遺甲十三服ヲ

以テ北轡ニ至タリ米国民ハ相来ヲ携ヘテ独立ノ目的ヲ達シ北条早雲ハ一劍ヲ以テ關八州ヲ領スルニ至レリ是レニ由リテ之レヲ觀レハ烏合ノ兵ト雖トモ機ニ變ニ応シテ突然憤起セバ志ヲ天下ニ成スモ敢テ難事ニアラサルナリ況ヤ我政府ハ今日民間ノ実力ニ比較シテ強盛ナリト云フマデニテ真ニ金城鉄壁ノ堅固政府ニアラサルニ於テヤ又況ンヤ政府ハ纜カニ威力ヲ以テ人民ヲ屈服セシメ皮相ノ治安ヲ保ツニ過ギスシテ真正ナル德政ヲ施行シ一般人民ヲ心服セシムルモノニアラサルヤ蓋威力ヲ以テ压制ヲ施シ自由ヲ束縛シテ皮相ノ治安ヲ保ツハ凡庸ナル政治家ノ常套ニシテ永ク太平ヲ維持スル能ハスト雖トモ之ニ反シテ德政ヲ施シ国民ヲ心服セシメハ決シテ争乱ノ生スルコトナカルベシ古人曰政ヲ為スニ德ヲ以テセハ假令バ北辰其所ニ居テ衆星之レニ共フガ如シト又呉起曰ク君其レ德ヲ修メヨ德ヲ修メスンバ舟中ノ人皆敵国ナリト善ヒ哉此ノ二人ノ言ヤ官吏ノ威恃ムニ足ラス甲兵ノ多キ恃ムニ足ラス山河ノ險恃ムニ足ス恃ムベキモノハ唯德ニアルノミ政府既ニ德ヲ恃テ以テ善政良法ヲ施行セハ人民必ズ脱服心從シテ國家靜寧無事ナルベク政府モ亦安全長久ナルベシ蓋余ハ敢テ政府ニ向テ抗敵スル者ニアラズ又縲綏ノ身トナリテ難艱ヲ嘗ムルヲ好ム者ニアラズ又生命ヲ棄テ、父母兄弟ノ悲歎ヲ招カントスル者ニアラズ唯今日ノ压制政治ヲ改革シテ善美ナル立憲政体ヲ建テ上ハ皇帝陛下ノ宸襟ヲ安シ奉リ下ハ國家人民ノ安全幸福ヲ謀リテ勤王済民ノ実功ヲ立テ内ハ則チ國家太平ヲ保チ外ハ則チ外交政略ヲ張リテ直正ナル独立帝國ノ体面ヲ全フセント欲スルニアリ彼ノ通常暴徒ガ民間ヲ擾乱シ或ハ富貴功名ヲ望テ野心ヲ逞フセント欲スル

自由黨靜岡事件に關する新資料

者トハ素ヨリ同日ノ論ニアラス余カ恩愛ノ繫繩ヲ絶チ一身ヲ犠牲ニ供シテ政治ヲ改良セント欲シタルハ蓋シ偶然ノ發意ニアラサル也

明治十九年七月十七日

広瀬重雄

湊省太郎 訊問調書

六月廿八日
六月廿九日

変則トハ強盜ヲ

問 汝カ変則ヲ実行シタル原因ハ如何ナラス事ヲ云フ

答 變則ヲ実行シタルノ原因ハ自己ノ利益ヲ圖リタルモノニアラス全クハ國事ニ起因シタルモ此事ハ是迄モアル事ニテ多ク強盜ヲナシ名ヲ國事ニ借ルノ管アリ仍テ第二回ノ御取調ニ於テ國事上原因シタル事ハ御取消ヲ願置キタリ然レトモ御尋アレハ尚委敷上申仕候私カ國事上心ヲ委ネ同志ヲ募ラントシタルハ明治十五年申ニ始マリ同十六年中マテ彼是尽力スルモ更ニ得ル能ハス私カ竹馬ノ友ト称スルモノハ皆官吏小学校教員等ニナリ國事ナド談スル人ハ無之真野真悠ハ精神モ確乎タル人ニテ何卒交際ヲ求メントスルモ能ハス打過キ居ル内明治十六年十二月中旬同人ノ發起ニテ練武館ト申ヲ設立シ劍術鎗術体術ノ教授ヲナス事トナリ生徒モ二三十人入學シ其内ニ有志五六人ハ有之其開館ノ時祝文ヲ送り以テ此挙アル単ニ教授ノミニアラス将来凶ル処アルアリテノ事ナラント真野ガ精神ノアル処ヲ試ミタルニ果シテ私ノ意ト同感ナリシヤ明治十七年一月中旬私カ鈴木音高ニ居ル際年始ノ為メ真野真悠カ来リ共ニ一酌ヲ催シ数名ノ來人モアリ其

一〇三 (二二九)

談話スル処ヲ押込ノ内ニアリテ之レヲ聞キタルニ頗ル私ト同感ナル由ニ付其席へ立出テ色々談話ノ末弥面白キ人ナリト思ヒ其帰途ヲ青樓ニ同行シ他人ヲ退ケ互ニ思想ヲ吐露シ尚ホ此処ニテハ真実ノ咄シモ出来サレハ練武館ニ来リ呉候ト申ヨリ同館ニ至リ親密ナル咄シヲナンシ虚名ヲ求メス何事ヲモ実行スル精神アルハ鈴木辰三カ然ラントテ相携ヘテ同人方へ至リ私ハ従前惡意ニモアラサレハ真野真愆ヨリ辰三ヲ激セシムル言葉ヲ以テ彼ヲ挑ミタリ其後又真野ヨリ同人ヲ説キ終ニ同意セシメタリ夫ヨリ鈴木音高ヲ説キ込マント申ヨリ又音高ヲモ説キ込ミタリ其三人ヲ説キ込ミタルハ真野ハ勤王精忠ノ聞ヘアル人ニテ辰三ハ何ノ主義アルモノニモアラス只精神ノ固キヲ撰ビ音高ハ政黨員ニ名簿モ乗リ居ルヲ以テ加入セシメタリ始メ私ト真野ノ間ニ於テ図リタルハ大臣參議ヲ暗殺シ自分等ハ是レニタヲレルヲ以テ足レリトスルノ決心ナリシモ音高カ入リテヨリ之レヲ擴張シ広ク同志ヲ募リ事ヲ広大ニナサント申事ニナリ再度静養山ニ相会シ音高真野鈴木辰三西村藤三郎私ノ五人ニテ右決行スルニ付同志ヲ募ル事ヲ相謀リタリ茲ニ一ツ申上置ク事アリ元來日本ノ歴史ヲ閱ミスルニ 天皇陛下ニ対シ聊カ不敬ヲ加フルノ意思ニアラス畢竟執政官ニ対シテナシタル事モ単ニ朝敵ト記スルノ例アリ是ト同一ニテ私トモノナス処ハ決シテ 天皇陛下ニ対シ不敬ヲナスノ意ナキモ右ノ如ク見做サレテハ本意ニ背ク事故此意ヲ御酌取アリタシ而シテ明治十七年二月ニ浜松ノ中野二郎三郎カ金指ヨリ浜松マテ道路開鑿ノ事ニ付県令へ嘆願ノ為メ来リ

タルニ付恰モヨシ同人トモ相談シ広ク同志ヲ結合スル事トナシ静岡江尻町清若ト申料理屋ニテ真野鈴木二人中野私モ相会シ同年三月ニハ東京ニ於テ自由党會議アルニ付之レへ参会シタレハ同志ヲ得ル事モアラント頻リニ中野鈴木音高カ申ヨリ然ラハ参会スヘントテ音高中野ハ上京ナシ宮本鏡太郎ヲ得テ帰リタリ此ノ時ハ銀行ノ金ヲ大藏省ニ廻送ノ拳アリ之ヲ奪ハント図リタルモ海路ヨリ運送シタルニ付其事モ遂ケス四五月ハ空敷経過シ同年六月初ニ広瀬重雄カ愛知ニアリ村上佐一郎小池勇ト謀リ代言社ヲ設立シ三人トモニ私共ト同主義ニテ結合シ居リ広瀬モ婦リ来リ同人ハ清水綱義ハ志太郡ニ名望モアレハ同人ヲ説キ込マント同地ニ趣キ私ハ小林喜作鈴木辰三真野真愆私ト覚眠社ニ集合相談ノ上愛知ト連合スル事トナシ其ノ為メ私ハ同地へ向ケ出發シ愛知ニ趣キタリ其當時尾張派ト三河派ト分離シ居リ之レヲ一致セシメント村上佐一郎等カ尽力スルモ其頃尾張派ノ方ニテ吉田岡田等ハ變則事件ヲ実行シ居リ自然三河派ヲ輕蔑スル処アリ又一方ハ尾張人ハ口而已ニテ実行ハセスト蔑視スル模様ニテ終ニ其結合モ行ハレス村上小池等ト三州豊橋ニ会スル事トナシ小池ヲ同道スル管ニテ同家ニ滞在相待ツ内私ハ一日先キニ発シ豊橋ニ来リ居ル処へ小池モ来リタルニ静岡ヨリ清水村上広瀬ノ文通ニテ藤枝在清水宅ニ会スル事トナリ終ニ變則手段ヲ決行スル事トナリタリ其小池ヲ同道シ帰ル際兼テ謀リ居リタル中野二郎三郎山田八十太郎ヲ同道セントシタルニ兩人ハ拘留相成居リタリ而シテ石川いと方及今一軒へ押入リタル其翌日則明治十七年

七月十五日同地ヲ発シ東京ニ来リ宮本ノ説ニ依リ栃木県人福田定一郎平尾八十吉ニ謀リ兵ヲ拳ントシタルニ且下同人等ハ栃木県庁開庁式ニ際シ臨場ノ大臣参議及同県令ヲ暗殺セント計画ニテ事既ニ迫リ呼ヒ来リ帰ルト申ヨリ其事ナシト見合セ他日ヲ計ラント申タルモ既ニ決心ノ事ナレハ同意ヘナシタルモ直ニ帰リ兩人トモ死亡仕候夫ヨリ帰県スルヤ赤井景昭カ来リ居ル其処分ヲナシ居ル処ヘ加波山ノ拳アリ埼玉県ノ暴拳アリタリ中野二郎三郎モ当時保釈中窃カニ来リ諸方ノ有志モ統々事ヲ拳クルニ我同志ニシテ安然捨置ク訳ニハアラス速カニ事ヲ拳ケン諸君ノ考ハ如何ヤト申頻リニ事ヲ速カナラン事ヲ進メタリ同年十月ノ末埼玉県ノ拳アルヤ辰三真悠小林私トモ覚眠社ニ集リ此上ハ愛知ト連合シ事ヲ拳ケント私カ同年十一月ニ該地ヘ趣キタレハ宮本広瀬村上モ居リ村松愛蔵八木重次江川甚太郎謀リ尾張派三河派モ信州飯田桜井平吉ヘ面会ノ為メ参リ居ル川澄徳カ帰ルヲ待ツテ合併シ事ヲ拳ケントスル内松村愛蔵等捕縛ニ相成タリ続ヒテ十二月七日ニ私モ捕ヘラレタリ明治十八年二月十九日放免ト相成三月三十一日ニ静岡ヘ帰り病氣ニテ打臥シ八月十五日ニ出発広瀬重雄カ永野ニ於テ公判相成ルニ付罷越シ同人カ放免トナルヤ相共ニ名古屋ニ至リ其途中広瀬カ相謀リ到底第二段広ク通シテ事ヲナス事ハ出来ザルナリ諸方同志ハ死亡シ此上ハ第一ノ手段ナル暗殺ノ事ニ拠シ事ヲ凶ラント決心仕共々上京スル事ト定メ十二月廿四日名古屋ヲ発シ浜松ニテ中野宮本山田ニモ謀リタルニ皆同意ニテ十二月廿六日同地ヲ発シ宮本ト共ニ静岡

自由党静岡事件に関する新資料

問
ハ廿七日ニ帰り其夜清水湊ヨリ乗船伊豆ノ下田湊ヘ上陸同地ニテ病氣療養ヲナシ十九年一月十九日ニ着京仕候中野山田モ事ヲ拳クル一周間前ニ通知アレハ直ニ上京スル約定ニ有之候是ヨリ先キ十二月廿六日ニ同月二十三日附太政大臣左右大臣ヲ斃シスル旨発令相成倍上京ヲ急キタルモ病氣ニテ遅延シタリ夫ヨリ着京有志者ノ議論ヲ聞キ聊カ思考ヲ異ニシタリ始メハ伊藤伯カ内実内閣ニアリテ大政大臣ヲ任スルノ権力アルモ正面ニ頭ハレサル処ナレトモ既ニ総理大臣ノ地位ニ立チ正面ニ之レヲ引受ケラル、以上ハ同伯ノ意見通り行フ事ヲ得ルモノナリ果シテ然ラハ明治十八年前ノ事ヲ以テ同伯ヲ罪ミスルト申事ハ万々ナキ事ナリ将来藩閥政治ヲナスヤ公平無私其弊ヲ改ムルヤ之ヲ傍観スルニ如カストハ一般有志ノ意見ナリシ然レトモ従来ノ如クニシテ頑固改メサルニ於テハ兼テ決心スル如ク実行スル外ナシト申内広瀬荒川等モ着京仕色々迫ルモ先ツ東京有志ニ就キ實際ノ説ヲ聞クベシト申タレトモ兩人ハ東京ニ交際ナケレハ聞ク処モナク夫レカ為メ先キニ出京ナシタルニアラスヤト申ヨリ私カ伊藤伯ヘ奉呈シタル第一ノ献白書ヲ示シタリ而シテ日ヲ送ル内ニ最早此上ハ同伯ヲ暗殺スルノ外ナシト決心シ第二段ニ指出スベキ書面ヲ広瀬ニ認メ呉レト申置キタルニ私ノ思フ処ト異ナリ居ルニ付未タ不指出此書面ヲ出セハ同時ニ事ヲ拳クルノ時ナリト決心シ六月十一日当地出發帰県同志ヲ募リ来ラント用意シ居ル処ヲ取押ヘラレタリ

荒川太郎ハ其暗殺事件ニ加リ居ルニアラスヤ

答

大目的タル暗殺ノ事ニ至リテハ多ク包ミ居リタリ之レヲ明カシ居リタルハ宮本真野広瀬中野山田鈴木小池ニシテ音高ニモ未だ明カサス村上清水ニモ同様ナリ其同志ヲ募リテモ其挙行スル当日マデハ云ハサル心得ナリ尤變則事件ハ与カラサルモノニテ真野荒川ハ全ク包ミ居リタルモ其実ヲ明カシ居レリ其他ニ匿シ居ル事ハ無之荒川ハ變則事件ハ其意志ハ充分アリタルモ実行スルノ期ナキモノト思フ若シモ実行シ居レハ明治十八年中ニ有之候私カ名古屋ニ居ル際變則ヲナシ居ル事ハ同人ニ明カシタリ故ニ共ニ挙行セントシタルモ當時名古屋ノ組カ捕ヘラレ其共犯タル事明瞭シ居ル加藤米三郎ハ一端捕縛ニナリタルモ放免トナリ徘徊シ居レハ或ハ其人ヲ離シ置キ他ノ共犯ヲ探ルノ手段ニ出タルモノト思ヒ地理ニモ暗ケレハ同地ニテハ実行セザルナリ

問

如何ナル場合ニ強盗ノ事ヲ荒川ニ語リタルヤ

答

其時分ハ何カ実績カナケレハ共ニ死シテマテ事ヲナストノ信用ヲ得サルニ付其実ヲ告ゲタルモノナリ別ニ誓約書ノ取換シニアラスシテ尤人ノナシ能ハサル事ヲ以テ盟約ノ証拠トナシタルモノナリ

問

然ラハ太郎モ何カ其証拠ナル事ヲ申タルヤ

答

東海道大磯在水島保太郎ト拳兵ノ事ヲ約シタリト明カシタリ

問

汝ノ事ハ直ニ身ニ及フノ大害ヲ明カシタリナレハ今少シ荒川ノ申タル事アル筈ナリ

答

明治十七年ノ末東京ヲ発シ村松愛蔵ヨリ帰国セヨト申遣シタルニ付其時同人ト凶ル事アリタルモノト見ヘ十八年一月末村松カ

捕ヘラレタル跡魯一ノ照会ニ依リ面会シタルニ付信シタルモノナリ

問

尾張ノモノト共ニ犯シ居ラスヤ

答

尾張連中カ犯ストキハ太郎ハ他出シ内ニ居ラサルナリ

問

汝カ静岡ヨリ帰京スレハ直ニ決行スル筈ナルヤ

答

静岡ニ行キ中野山田真野小池小山徳五郎鈴木辰三河村弥市村上

問

佐一郎ニ謀ル積リナリシカ之ヲ連レ来リ直ニ決行スル筈ナリ

問

小山徳五郎河村弥市ニハ兼テ暗殺ノ事ハ告ケアルヤ

答

固ヨリ告ケアルナリ

問

実行ノ方法ハ如何

答

未タ一定セス衆議ニ依リ定ムル積ナリ

問

主タル汝ニシテ其方法ヲ考ヘ置カサル筈ナシ

答

其方法ハ構造シテ云ヘハ如何ナル事モ云エマスガ實際其計画ハ

問

河村弥市ハ變則ノ事ノミナラス暗殺ノ事モ知り居ルトノ申立ニ

答

依リ取調タルニ同人ハ知ラスト云カ如何

問

同人ハ単ニ變則ノミナラス暗殺ノ事柄マテ知り居ル事ハ中原ヨ

答

リモ承知仕居リカタク私カ名古屋ヨリ放免トナリ浜松ニ歸リタ

問

ルハ明治十八年三月廿日頃ナリ其節私モ河村ニ直接シタルニ実

答

ニ變則ハ誤リタリ此上ハ片時モ早ク目的タル暗殺ノ事ニ着手ナ

問

シ呉レ度私ハ内ヲ片付置クカトマデ思ヒ居ルト申迫リタル其時

答

左様申ニテモ直ニハ参ラント申タレハ家族ノ扶助ヲ何トカナシ

問

呉レト申モ帰宅セシメタリ当時金指銀行ニテ強取シタル金ノ事

ニ付辰三ニ甚タ怪敷事有之中野山田モ大ニ立腹シ辰三へ向ケ私利ノ為メニナス事ニアラザルヲ金錢ノ事ニ付卑劣ナル所為有之ニ於テハ以后同党ニアラス絶交スルトノ書責ヲ遣ハシタルモ握リ込ミタルノミ何ノ回答無之トノ事故夫レハ不都合ノ事ナレハ辰三ヲ呼ヒ出シタル方可然ト申書面ヲ遣シタルハ直ニ来リ何カ変則ニ能キロニテモアルヤト平氣ナル顔ニテ有之一同之ヲ責入タルニ辰三カ然ラハ私カ静岡ニ於テ一仕事ナンシ其謝罪トセント申ヨリ然ラハ左様セヨト辰三ハ帰リタリ其助力トシテ河村弥市ヲ呼出シ辰三へ向ケ遣シタリ私モ同時浜松ヲ発シ車ニテ帰リタレハ三月三十一日帰着仕候河村ハ翌四月一日ニ到着仕候夫ヨリ小林喜作真野真徳私トモ相集リ雑談ノ上相分レ今デハ申上タレハトテ指支モ無之辰三カ安倍川ニテ被取捕タルトキ同行シタルハ其河村弥市ニ有之其時辰三方ニ止宿シ居リタルモ出テ行クトキ二人連レニテ出ツルトキハ人目モアレハ私方へ止宿セシメ呉レト申則私方ニ止宿シテ同行仕夜明ケ頃ニ弥市カ帰リ来リ辰三ハ取押ヘラレタリト申ニ付大ニ驚キ弥市ニハ辰三ノ家族へ咄シテハナラント申置キタルモ終ニ相咄シ私ハ室田ヲ尋ネ音高方へ参リタルモ藤枝へ参リ居リ帰ラサルニ付直ニ私カ迎ヒニ参リタリ

問 辰三ハ音高モ同行シタリト云フカ如何
 答 音高ハ参ラス三人ナレハサヲ屋カ参リ居リタリト思ヒマス
 問 辰三ハ音高及汝ノ三人ナリト申カ如何
 答 音高カ参リ居ラサルハ明瞭仕候私カ参ラサル事ハ河村カ能ク知

自由党静岡事件に関する新資料

ル処ナリ同人カ申ニハ安倍川ノ木ノ処ニ立チ居リタレハ一寸待ツテ居レト申辰三カ安倍川ノ方へ参ルニ付何事カト思フ内ヲイライト呼フ声アリ又呼子ノ音カスルニ付其佩刀ヲ堤ニ埋メ置キ帰リタリト申タリ

右参考ノ為メ訊問ヲナシ之レヲ録取シタルモノナリ

明治十九年六月廿九日

於警視庁

警部 森 沢 徳 夫

宮本鏡太郎〔参考調書〕

六月廿八日
 六月廿九日

問 汝カ遊歴ノ意志ハ如何

答 各地方ノ情況ヲ実察シ其ノ内事ヲ挙クルノ有志ヲ見付ケル為メナリ

問 事ヲ挙クルトハ兵ヲ挙クルヤ

答 夫レ程大ナル見込ニハ無之暗殺手段ノ事ナリ

問 若松ニ至リ能キ人ヲ見付ケタルヤ

答 安瀬敬藏羽島諦吾^(吉村)ノ兩人アリ其内安瀬敬藏ハ河野広中ノ兄トマテ云レタル人ニテ余程慥ナル人ニアリタリ

問 夫レヨリ何処ニ行キタルヤ

答 夫ヨリ越後ニ出テタリ其途中八里程出テタル処ニ小島忠八ト申同志ニ出テ合ヒタリ通常ノ人ト見受ケタリ越後国津川ト申処笠原忠節ト申医師アリ同人ハ身ヲ以テ運動ハセサレトモ人ヲ助クル人ナリ新潟ニ至リタレハ新喜太郎ト申者アリ山際七^(貞・野か)ト申者アリ^(小か)同県會議員ニテ今ハ大坂ニテ縛セラレ居リ又同県會議員柳

三郎ハ着実ニシテ有志失敗ノ跡ヲ扶助シタル等ノ事ヲナンシ居レ
リ鈴木庄司ニモ面会シタリ是ハ胆略アル人ナリ其他多ク面会シ
タレトモ取ルル人ハ無之夫レヨリ佐渡國ニ至リタレトモ全國ニハ
何モ無之

問 夫ヨリ何処ニ行キタルヤ

夫ヨリ三条ニ婦リ飯沼直吉ニ面会シタリ左レトモ為事人ニモ無
之柏崎ニ至リ松村文次郎ニ面会此モノハ英潔ナリ高田ニ於テハ
森山信一ト申誠心家ニ有之其他能ク揃ヘ居ルモ為指人物ハ居マ
セン

問 夫ヨリハ

長野県下飯山ニ至リ鈴木利三郎ニ面会シタルモ為指人ニ無之
。須坂ニ於テ中村三折ト申医師アリト聞キ来リタレトモ仕方ノ
ナイ人ナリ

。矢代ニ於テ柳沢五郎ト堀内樫郎ニ面会先ツ通例ノ有志ナリ
。上田在ノ小安曾村立野國一郎トテロヲ以テ立ツト申風ナル民
権家アリ

。小室ニ於テ石塚重平ト申モノハ名望モアリ当時大坂ニ縛セラ
レタリ同地堤伊三郎ト申者アリ惣テ穩ニ有志ノ運動ヲ助クル人
ナリ

問 夫レヨリハ

飯田近辺ハ彼ノ飯田一件ニテ皆取押ヘラレタルニ付今ハ一人モ
無之皆フルヘ居ルナリ

問 其次ハ

答 美濃國中津川宿林淳一ト申医師アリ随分熱心家ナリ其手下ト見
ルヘキ人ノ高木竹次郎内谷吉之助ハ林ノ命令ニ依レハ如何ナル
事ヲモナス人ナリ飛彈國高山ニ至リタルニ前代未聞ノ未開ノ地
ナリ民権家ナドテハ更ニ無之越中富山ニ至リタルニ実ニ交際ス
ル人ハ無之高岡ニ到リ同地ニハ新聞売捌キ所ニ南磯一郎寺島正
節ノ二人ヲ見付テ来リタリ其所ニハ稲垣示ノ出タル処ナリ南寺
島モ大坂事件ニテ縛セラレタリ石川県ニ至リ県會議員二人程ニ
面会ノ筈テ誰ニモ面会セスシテ婦リタリ福井県ニ至リ岡野伝杉
田定一ニ面会シタリ尤モ杉田ニ面会ヲ求メタルモ終ニ面会セス
鯖江ニ至リ菊地健三トテ豪胆ニシテ使客膚ノ人ナリ身ヲ以テモ
ナシ財産ヲモ散スル人ナリ松村才吉増田耕次郎ハ武生ニ居リ土
地ノ名望アリ夫ヨリ西京ヲ經テ山城伊賀伊勢ヲ巡リタルモ是ハ
慰ミノミテアリタリ

問 此度舉行セントスル暗殺事件ニ付何人斗リノ人ヲ要スルヤ

答 湊モ静岡ニ婦リ島森友吉ハ岐阜県ニ婦リ私ハ栃木県ニ參リ同志
ヲ連レ来ル積ニテ人モ弥何人ト確定ハ無之五十人アレハ五十人
丈ケノ事ニテ或ハ監獄ヲ破リ官署ヲ襲フ筈若シ人数カ少ナケレ
単ニ暗殺ニ止ムル積リナリ

問 汝ハ栃木県ニ至リ誰々ニ謀ル積ナルヤ

答 矢野由次郎ハ県地ニ交際モ多ケレハ同人ヲ携ヘ行キ人ヲ拵ヘル
積リナリ私ハ是迄交際シ居ルハ榊原経武田村順之助塩田奥造新
井章吾等ナリ尤モ新井ハ大坂ニ捕縛セラレタリ宇都宮中山丹次
郎是等ノ人々ニ聞キ人ヲ募ル積リナリ

問 矢野由次郎ニハ咄アルヤ

答 栃木県ニ帰ルト申ニ付同行スルト申尤只行クトハ思ヒ居ラス

問 此度暗殺事件ヲ東京ニテ謀リ居ルハ誰々カ

答 湊私荒川太郎島森友吉広瀬重雄ナリ

問 鈴木音高ハ

答 同人ハ不同意ニ有之候

問 島森友吉ハ如何斗リノ事ヲナス筈ナルヤ

答 同人ハ人ヲ募ル事金ヲ持参スル事ビストルヲ持参ノ筈ナリ

問 何時迄ニ来ル筈ナルヤ

答 七月中旬迄ニハ来ル筈ニ有之候

問 荒川ハ何所凶リタルヤ

答 同人ハ湊広瀬ノ保証ニ依リ信シタリ

問 駿遠地方ニ於テ兼テ謀リアルモノハ誰々ナルヤ

答 浜松ニテ中野山田ヲ頭トナシ彼レ等ニ委任シアリタシ

問 村雨案山子ハ

答 同人トモ曾テ一運動ヤラント謀リ居リ十七年以来時々事ヲナス

ニ希望ヲ変シタルニ付弥此事ヲ以テナサント云ヘハ応スルモノ

ニテ其談判ノ為メ湊カ同地行カントシタル処ナリ

問 河村弥市小山徳五郎ハ

答 河村ハ夜分二度計リ面会シタルナリ小山徳五郎ハ変則ナリ其他

何事ヲナスモ豪胆ニシテ謀ルニ足ル人ニ有之候

問 湊カ静岡ニ至リ如何斗ノ事ヲ謀リ帰ル筈ナルヤ

答 同人カ参ルニ当リ謀リタルハ先ツ静岡ニ至リ鈴木辰三浜松ニ至

リ中野山田掛川ニテ白戸某及豊橋ニテ村雨案山子ト三州田原ノ

有志白井吉神谷磯吉トノ間ニ軋轢ヲ生シ居リ其原因ヲ湊カ知

リ居リ之ヲ説キ同志ニ入レ愛知名古屋ニ入り同志ヲ引キ岐阜ニ

至リ島森ノ拳動ノ実否ヲ探ル筈ニ有之候

問 飯田照次郎ヲ知ルヤ

答 同人ハ飯田照吉ニハ無之ヤ夫レナレハ三田辺ニ居リ音高ノ方ニ

テ面会シタリ音高ハ端書ニテ住所ヲ問合セタレハ返事カ来リ居

レハ知レル筈ナリ

問 今回挙行スル意思ハ何ヨリ発シタルヤ

答 私モ各県ヲ遊歴シテ浜松ニ帰り居ル処ニテ湊ニ面会シ共ニ東京

ニ来ル事ニ決シタリ私ハ遊歴シテ各地方人心ノ眠リ居ル際ナレ

ハ私カ一人奮発シタカトテダメダト思ヒタレトモ兼テ暗殺ノ事

ハ熱心ノ事ナレハ直ニ湊ノ説ニ応シテ上京スル事トナリタリ

問 決行ノ方法ハ

答 秋風カ吹ク頃ニ至リ府下数十ヶ所放火シ皇居近傍ニモ火ヲ放テ

ハ大臣方カ皆内閣ニ出頭セラルベシ其時山田カ第一等ノ大ナル

ダイナマートヲ投シ一同破裂シ自分モ共ニ死亡スルノ心組ニ有

之

問 荒川ニ暗殺事件ヲ語ルニハ兼テ申変則実行ノ者ニ非サレハ共謀

スル筈ナシ如何

答 荒川ハ私カ変則事件ヲバ知り居リタルニ付私モ明カシテ咄ヲ仕

候

問 荒川カ居リタル島森友吉方ニ止宿シタルヤ

答 湊モ私モ共ニ止宿シタル事有之候

問 島森友吉ニモ汝カ是迄変則ヲ実行シタル事ハ咄シ居ルヤ

答 私ハ直接ニ咄シハシマセンカ湊或ハ荒川太郎ヨリ聞キタルモノカ言葉上知り居ル様子ニ有之候

問 矢野由次郎ニハ咄シタルヤ

答 湊モ私モ明言ハセサレトモ彼カ独立ヲ以テ変則ヲ決行セント申ニ付中々六ヶ敷モノニテ容易ニハ行ナエンソト申タレハ私等カ實際アル事ハ知ル筈ニ有之候而シテ実行スルニ人カ入用ナリト申ニ付人ハ当方ニ有之ト申タリ又ワレカ行フカト申タレハ夫ニハ及ハント申タリ

問 変則ヲ行フ事ヲ謀ル位ヒナレハ汝等カ実行ナシ居ル事ヲ明言セサル筈ナキカ如何

答 暗々裏ニ彼レモ知り居リタルニ相違ナン

問 矢野カ何所カヘ押入ラント申タルニ非ラスヤ

答 矢野カ申タルニアラス夫レハ私カ栃木県宇都宮ヨリ三里程東ニ当リ高根沢村薬種屋宇都某ニテ救命丸本舗ト申セハ分リ候其内、入ランカト湊ハ咄シタルモノニ有之候

問 矢野ハ何処ニ居リタルヤ

答 東京ニ来リ四五ヶ所モ換リテ終ニ馬喰町三丁目丸三ノ内ニ止宿致シタリ

問 其処ニ尋ネ行キタルヤ

答 尋ネ行キタリ

問 其ノ内ニ止宿シタルヤ

答 止宿仕候

右ハ参考ノ為メ訊問ヲナシ其要領ヲ録取シタルモノナリ

明治十九年六月廿九日

於警視庁

警部 森 沢 徳 夫

〔参考調書〕

問 愛知ニテ懸意ニナシタルモノアリヤ

答 八木重次村松愛蔵川澄徳次桜井平吉江川甚太郎中島助四郎ノ六名ハ長野重罪裁判所ニテ御処分相成私ト伊藤平四郎ハ無罪放免ニ相成タリ

問 名古屋ニテ捕縛ニナリ居ルモノハ

答 二十四五名有之内私カ知り居ルモノハ祖父江道雄岡田利勝塚原久輪吉久^(野か)能孝太郎ハ知りタリ其ノ他ハシラス

問 此ノ関係ナキモノニ懸意ナルモノアリヤ

答 只交際シタルモノハアルモ国事上政事上ニ付交際シタルモノハ無之

問 宮本湊ヘ荒川太郎ヲ照会シタルハ汝カ

答 湊ハ私ヨリ先ニ承知仕候宮本ヘハ私カ照会仕候

問 島森友吉ハ

答 明治十八年十二月私カ東京ニ出ツル為メ名古屋ヲ出発スル前ニ面会ニ来リタリ

問 荒川島森ニハ今回目論見居ル大臣方暗殺ノ事ヲ申談シタルヤ

答 何モ申談シタル事ハ無之

問 他ノモノハ申タリト云フガ如何

答 私共カ交則手段ヲ行フタル為メ彼等モ法律ノ罪人トナル事ハ忍
ヒザル事故包蔵仕候実ハ荒川湊及宮本私トモ相謀タル次第ナリ

問 島森ハ

答 同人ハ資金ヲ出ス管ニ有之候

右参考ノ為メ訊問ヲナシ之ヲ録取シタルモノナリ

明治十九年六月廿九日

於警視庁

警部 森 沢 徳 夫

広瀬重雄参考調書

問 松村弁次郎ヲ知り居ルヤ

答 松村弁次郎ト申者ハ知リ人ナリ

問 玉水トモ云フカ

答 然リ号ヲ玉水ト申マス

問 何故知リ人カ

答 荒川太郎ノ照会ニテ面会仕候

問 何所ニテ何時面会シタルヤ

答 明治十九年五月中旬ニ私寄宿所市ヶ谷田町巷丁目七番地長円寺
ニテ面会仕候

問 松村(まき)ヲ何ヲ為ス者ナルヤ

答 農ト聞キタリ

問 何ノ為メ面会シタルヤ

答 国事上ニテ面会シタリ

問 政黨員カ

答 旧自由黨員ニ有之候

問 如何ナル事ヲ議シタルヤ

答 同人ハ兼テ荒川太郎ヨリ尤モ過激手段ヲ実行スルニハ適當ノ人
ト聞キ居リ一度面会シテ相謀ラント申ヨリ私寓所カ荒川太郎ノ
所ニ来レト申越シタレハ早速私宅ヘ来リタルニ付当路ノ頭職方
ヲ要殺セン事ヲ謀リタレハ彼レニ於テモ素ヨリ其目論見アル事
ナレハ期セスシテ一致仕候ナリ

問 如何ナル方法ヲ以テ要殺スル筈ナルヤ

答 要殺スル事ハ已ニ一決シタルモ未タ其方法ニ至リテハ密カニ相
談スル暇無之同人モ不遠東京ニ在住スル約束ニテ有之タリ而シ
テ其用ニ供スル器械万般ノ事ハ惣テ同人カ準備スル事ニ決定仕
居申候

問 何度面会シタルヤ

答 再度面会仕候始メハ五月中旬二度目ハ六月ノ上旬ナリ

問 二度目ハ何処ニテ面会シタルヤ

答 二度共私宅ニテ面会仕候

問 其頭職ヲ斃ス目的ノ人ハ

答 内閣総理大臣ヲ要殺スル積リナリ

自由党静岡事件に関する資新料

問 荒川ハ井上伯ヲモ要殺スルノ考ナリト申カ如何

答 成程其事モ咄シハアリタルモ私ハ人数カ少ナキ事故先ツ一人而已ノ心得ナリ来タ其処ハ充分確定セサル処ニ有之タリ

問 要殺事件ノ起原ハ何時カ

答 明治十八年十一月下旬ニ私カ信州ニ於テ国事犯事件ノ放免ヲ受ケ帰途名古屋ニ至リ湊宮本私ノ三人カ相談ナシタルカ始マリニ有之始メ同志ヲ結合シテ兵ヲ挙クル一件ハ中止シテ小運動ヲナス事ニ決シタルモノナリ

問 其事ヲ議定シタルハ誰々ナルヤ

答 宮本鏡太郎湊省太郎松村弁次(即・脱か)荒川太郎私ノ五人ニ有之候

問 荒川ハ鈴木音高モ入り居ルト云フカ如何

答 私ヨリハ謀リタルコト無之

問 真野真徳モ同意ナリト荒川ハ云ヒ居ルカ如何

答 同人ハ当時懸疑ヲ受ケ居ル身ナレハ少々見合ハスト申風ナル寛慢ナル事ニ有之タリ

問 荒川ハ上京ノ途次真野方ニ居リ夫ヨリ上京シタル者ニテ同人ヨ

リ謀リ居ルニ非ラスヤ

問 其所マテハ聞カサルナリ

答 中野二郎三郎山田八十太郎モ加ハリ居ルト云フカ如何

問 是レ等モ私ハ深ク謀ラサルモ荒川ヨリ謀リ居ルモノト思ヒマス

問 島森友吉モ知り居ルヤ

答 素ヨリ同人ニモ謀リタルモノナリ

問 同人ハ如何ナル事モ為ス管カ

答 決行スルモノニ適合スル丈ケノピストル及ヒ刀ヲ持チ出ス管ナ

リ

問 何時決行スル管ナルヤ

答 島森友吉カ器械ヲ携ヘ本年六月廿日マテ着京スル管又湊省太郎カ静岡県ヘ参リ婦リタレハ決行スル管ナリ

問 本年二月中ニ決行ノ管ナラスヤ

答 ナルベク急キタルモ何分形勢ヲモ能ク見タル上ト申事ニテ未タ何日ト日ハ期セサルナリ

問 湊ハ何ノ為静岡ヘ行クヤ

答 島森カ器械ノ準備ハナス管ナレトモ之ヲ決行スルニハ何トナク金ノ入用モアレハ黨員中ニテ金ヲ募集スルノ管ナリ

問 如何ナル場合ニ決行スル管ナルヤ

答 内閣ヘ出頭ノ途次公然ト要殺スル積リナリ其ノ目的ヲ達スレハ直ニ自首シテ其処分ヲ受クルノ意ナリ尚ホ申上置候小池勇ハ私

兄弟ヨリモ厚クナシ居レハ同ヲ必ス呼寄セ連中ニ加フル考ナリ

問 右説示ス通りカ

答 (まき)村松弁次(即・脱か)ハ器械ハ島森カ受負居ルモ尚ホ不足ナル処ハ同人カ補助スルト申タリ又要殺ノ事ハ断然決行スルト申タレハ其事ヲ御

書取相成度候

右問答ヲ説示シ記名調印セシム

明治十九年七月十二日於警視庁第二局ニ

警部 森 沢 徳 夫

被告人 広 瀬 重 雄

右正本ニ拠リ謄写スルモノ也

明治十九年七月十二日

巡查 山口昇一郎

〔山田八十太郎 書取書〕

書取ヲ以左ニ陳述ス

自分儀今回被告事件ニ付御訊問之未明治十七年中豊橋行ノ砌ヨリノ事ヲ申上候仰モ吾々カ政府ノ事ニ付着目スル処ノモノハ一朝一夕ノ事ニアラスシテ政府ノ失政最モ甚シキ官有物払下ケ云々時ヨリシ夫々益々革命ノ最モ必要ナルヲ覚知シタリ茲ニ於テ静岡ノ同志ト大イニ成ス処アランコトヲ謀リ自分中野ト共ニ静岡ニテ計画セシコトヲ賛成シ一ツハ東京ニテ大臣ヲ誅シ一ハ隣県ニテ兵ヲ拳革命ノ先鞭ヲナサントセシカ變則ノコトニ至リテハ勢不得止聊カ幫助ナシタル迄ナリ何トナレハ自分ハ死ヲ以ナスノ事ニ非サレハ手ヲ出サ、ルノ決心ナリ然ルニ十七年六月廿日ト覚候湊省太郎來リ弥々近日決行ナサンニ付テハ金力ノナキニ困却ス何トカ良策ハナキヤトノコトニ付自分答云金策ノ方法ノナキニアラサレ共之レニ從カハソコトヲ恐ルトノ事ニ付自分云善悪共ニ語ルベシ從カハサルモ他言スルコトナシ押シテ語ヘシ湊云然ラハ語ラン他ニ非ラス富家ニ押シ入り暫時借ルハ如何自分答云ク其ノ言ニ至テハ甚タ不同意ナリ我輩ノ如キハ良心ノ潔ヨリ何ニカ他ニ策モアラント能ク熟考ナサン茲ニ於湊少シク思ヒ

ヲ殆シ然ラハ最大ノ良策アリ曲ケテ從フベシ其良策トハ他ニアラス今回大藏省ヨリ大坂ニ運送ナスノ紙幣百万円程アリ之レヲ押取ナスハ可ナラン茲ニ於テ自由ハ之ヲ考ルニ至極良策ナラント存シ速ニ同意ヲ表シテ云如何ニモ宜シカラシ人民ノ物ヲ押借ナスハ好マサルモ暴悪ナル政府ノ金ヲ押取シ政府ノ改革ノ為メニ成スハ最モ好シ決心以テ押取スベシ弥計画ナサレ何日頃運送成スヤ聞タシ湊云昨夜掛川ノ宿リシテ本日当浜松ナリ然ラハ是ヨリ計画ナスモ当地ハ同地ノ少ナキニヨリ直チニ豊橋ノ有志ニ計ラシムルノコトニシテ発車ナサンメ自分ハ紙幣ノ運送ノ模様ヲ見極メ明朝発車ノ事ニ約シ夫々運送方模様ヲ見ルニ頗ル怠惰ノ姿ニテ掛リ官並ニ巡查等ハ袴式丁モ前ニ行キタルヲ見テ自分ハ之レ必ラス遂タルナラント勇ミ豊橋ニ着シ村雨案山子ヲ訪フニ同志ハ十日程前二十里程アル処ニ行キタル趣キニテ湊ヨリノ書狀ヲ村雨ノ家内ヨリ差出シタルヲ見ルニ村雨ハ不在ナリ依テ直ニ岡崎ニ行キ村左上一郎ノ居ルナレハ之レニ計リ横山ノ人夫ヲ撰ヒ之レニ當テント存スルニ依リ婦豊ヲ待ルベキヨシノ文ニ有之ヲ以テ相待居リタルニ十二時頃婦リ來リ村上ハ居ラス玉虫某モ東京ノ留守ニシテ有志ノ一人モナキ如何セン真ニ遺憾ナリトノ事ニ付自分モ策ノ尽タルコトヲ歎シ之レ天我々ヲ扶ケサルナリ又好機會アラシ今回ハ五ニ放念セント茲ニ於テ湊ト別レ同人ハ名古屋ニ行キタリ自分帰浜ナシタル也然ル処同年七月下旬湊來浜シ弥々着手セントノ見込ニテ愛知ノ同志ト連合ノ為メ彼ノ地ニ趣^(オモ)ニ付自分ニモ用意アリタキ由ニ付則チ用意ナシ居タルニ湊外ニ愛知ノ同志皆縛ニ就キタルニヨリ之レヲ果ス能ハス如何ナサント苦慮ナシ居タルニ不幸中ノ幸

山田八十太郎

御掛り

警部 武東 晴一殿

荒川太郎 参考 調書

問 汝ニ示ス荒川第六号証書面ノ当テ名玉水トハ姓ナルヤ

答 玉水ト申号ニ有之

問 其姓名ハ

答 松田玉水ニ有之

問 号ナレハ本名アル筈ナリ如何

答 松田モ此頃聞キタルモノニテ名ハ存マセン(まま)

問 何所ノモノナルヤ

答 神奈川府中在トノミ聞キタリ

問 書翰ノ肩書ノ処ニアラスヤ

答 其肩書ナル神奈川県北多摩郡小川新田町田久五郎ニ居ルト申事ナリ

問 松田ハ何故知リ人カ(まま)

答 明治十八年四月頃遊曆ノ為メ名古屋ニ来リタル事アリ其時知り合ヒト相成タリ

問 松田ハ何ヲナス人カ

答 書家ニテ夫レヲ以テ遊曆ニ出テタルモノナリ(まま)

問 政黨ニハ関セスヤ

問 聞タルもおそろしからんはくれつを死出の友なるこゝちをはしれ

十六室留置人

ナル湊ハ放免サレ帰県ナシタルヲ以テ弥之ヨリ進テ大臣ヲ誅スルコトニ計画ナシ居タル際十八年十二月下旬宮本鏡太(即・脱命)ノ来リ居ルノ処ヘ幸ニ湊ハ長野ヨリノ帰途立寄シニ付弥決行ノ期ノ延ヒルハ我々ノ勉メサルニアラン依テ同志中ノ同志ヲ撰ヒテ事ヲナサントノコトニ付最モ同意シ夫ヨリ直ニ宮本湊ニ依託シ東京ニ行キ準備ヲナサシメ置キタルニ本年六月上旬湊ヨリノ書状ニ弥決行ノ期近キニアルヲ以テ万事話合ノ為メ行クトノ事成ルヲ以テ相待居タルノ際今回御拘引ニ相成遺憾無限義ニ有之候先ニ申述置タル同志中同志ヲ撰ヒタル人名ハ左ノ如シ小池勇荒川太郎広瀬重雄真野真徳湊省太郎中野二郎三郎宮本鏡太郎自分ト八名ニ有之候此外ノ同志ハ其決行ノ際之レヲ申聞セ違約ナス者ハ斬首ナスコトニ極メ置キタリ過日御尋問ノ際申上候決行ノ時ハ爆裂彈ヲ投クル者ハ自分ニ有之候段申上置タリシカ如ク右爆裂彈ト共ニハジケ死スルノ役ハ自分ノ他人ニ之レヲ譲ラズ同志モ亦平素ヨリ話シ置ケリ依テ自分ハ変則之事ニ至リ肥満ナルト死ヲ決ルコトニ然ラサルヨリハ断然辞シテ共ニナサマレハ違約者ノ如ク後ニハナシタリ自分モ又変則ノ事ハ尋問ハス此ノ点ヲ以テ成スモ必ス私ノ事ノ非ラスシテ国事ニ尽スノ結構ハ火ヲ見ルヨリモ明ラカナラシ今回ノ義ニ付常事犯ニ終ルハ真ニ遺憾無限御推察奉仰候也右之通大略陳述仕候此ノ余ノ義ハ御尋問ニ対シ御答申上候也

附言 弥今回ノ決行ハ大略準備モ調タルヲ以テ爆裂彈ト共ニハジケ終ルノ決心ナルヲ以テ拙キ迄ニ辞世ニカエント

答 政党ニ加入仕居申候

問 何党ナルヤ

答 自由黨員ニ有之

問 其後面接シタルヤ

答 此度上京シテ三回面会シタリ

問 同人ト何か国事上謀リ居ル事ハナキヤ

答 何モ謀リタル事無之

問 汝モ他ノ事トハ異ナリ国事上ノ事ナレハ相謀リ居ル事ナレハ実

際ヲ申立テザルヤ

答 何モ相談セザルニ付申上クル事無之

問 汝カ父ヨリ島森友吉ヘノ書面ニモ常事犯ニアラザレハ固ヨリ覚

悟ノ上ナリ死スルトモ遺憾ナシト申居レハ包マス申立テサルヤ

答 何モ申上スル事無之

問 宮本湊モ申立テ居レハ包ムモ由ナキ事ナリ有体ノ事ヲ申立テサ

ルヤ

答 聊熟考シタル上御答ヲ申上ケン休息ヲ与ヘラレタシ

問 於是休息ヲナサシメタリ

問 事実ノ申立ヲナスヤ

答 私ヨリハ如何ナル事アリトモ白状セサルノ覚悟ニテアリタリ然

レトモ共犯ノ白状アレハ今更包ムモ由ナキ事ナリ是ヨリ事実ノ

申立テヲ仕候抑此度ノ目論見ヲ起シタルハ昨明治十八年十一月

ニ湊省太郎広瀬重雄カ信州ヨリ廻リ来リ名古屋ノ旅居ニ於テ是

マテ大運動ヲナサント謀リタルモ到底行ハレサルニ付小運動ヲ

ナシテ政府ノ転覆ヲ図ラン先ツ其事ヲ挙クルニハ當時尤要路

ニアリ権力アル大臣ヲ斃サン其事ヲ举行スルハ明治十九年二月

ト定メ一月中ニハ必ス皆上京スル事ト定メ相別レタリ

問 如何シテ実行スルノ見込ミナリシヤ

答 出省セラル、途中ヲ要撃スル筈ナリ

問 而シテ如何スルヤ

答 護衛ノ巡查モアレハ其場ニ殺サル、モアリ又殺サレシテ目的

ヲ達シタルハ其場ニテ割腹スル筈ナリ

問 大臣ニテ其目指ス人ハ

答 相談シタル当時ハ旧内閣ナレトモ其内権力アル伊藤井上兩伯ヲ

斃スノ目論見ナリ改革後新内閣ヲ組織セラレタルヨリ同志中論

カ異論アリタレトモ私ハ前説ヲ固ク取りテ動かサルナリ全志中

若躊躇スルモノアレハ広瀬私ノ二人ニテ決行スルノ筈ナリシ

問 出省掛ヲ要襲スレハ数手ニ分レサルヲ得ス如何

答 固ヨリ相分レテナス積リナリ

問 其謀リタルハ誰々ナルヤ

答 宮本鏡太郎湊省太郎山田八十太郎中野二郎三郎鈴木音高真野真

悠広瀬重雄鈴木辰三等ナリ

問 島森友吉ニモ謀リタルヤ

答 同人ニモ謀リタリ尤同人ハ手下ス管ニハ無之刀ビストル等ヲ

七人前ヲ出ス筈ナリ

問 松田玉水ニモ謀リタルヤ

答 同人ニモ相謀リ共ニ実行スルカ然ラサレハ死後私トモニ統ヒテ

其目的ヲ達シ貫フ積リナリシカ未タ謀リ居ラサルナリ

問 荒川第六号証書面中ニ上京シタル件トハ何ノ事ナルヤ

答 夫レハ則今回挙行セントシタル事柄ナリ

問 此書面後面会スレハ必ス相謀ル筈ナリ如何

答 五月日ハ覚ヘス府中へ松田ヲ尋ネ行キ旅居ニ於テ面会シタリ其

時ハ同地ノ祭祀ニテ頗ル混雜ナシ居リ一寸面会シタ事ナレハ今

回我ラカ上京シタルハ必ス一事業挙行スル考ナリト申タリ而シ

テ金貳円ヲ借用シテ帰リタリ

問 一事業トハ何ノ事ナルヤ

答 矢張国事上ノ事ナリ

問 夫レヲ申タルトキ山田(松か)ハ何ト申タルヤ

答 イツレ左様テアロウト思フタト申タリ其後近所ニ居教員カ病身

ニテ其妻ヲ迎ヘニ来リタトテ尋ネ来リ忽卒ノ際六月六日井生村

自由懇親会ノ会費ヲ貸シ呉レト申タレハイツレカ都合スルト申

帰リ六月四日ニ来リタルトキハ私カ留主(守か)ニテ会費ハ広瀬ニ托シ

置キ帰リタリ

問 町田久五郎ハ

答 松田ノ懇意ナルモノナリ

問 同人トハ通シタルヤ

答 自分ハ面会シタルニ学文モナク謀ルベキ人トモ思ハサルナリ

問 町田ニモ謀リタルナラン

答 是レニハ謀リマセン

問 井上仁太郎ニモ謀リタルヤ

答 彼レ等ハ到底謀ルニ足ラサルナリ

問 箕浦権平ハ

答 同人ハ旅居ニ居ル頃同宿仕タル縁故ヲ以テ同居シタルノミナリ

問 石井弥一郎ハ

答 同人モ取ルニ足ラサル人ナリ

問 松田玉水トハ弁次郎ノ事カ

答 弁治(郎・脱か)ト思ヒマス

右口供ヲ読示シ記名調印セシム

明治十九年七月十二日於警視庁

警部 森 沢 徳 夫

荒川 太郎

問 荒川太郎第二回参考調書

答 是迄ノ申立ヲ変スル事ハナキヤ

問 昨日御訊問アリタル節松田ト申タルハ松村弁治(郎・脱か)ノ誤リニ有之候

全人ハ仮令私カ斃ル、モ同人ヲ助ケ置ケハ私ノ心意ヲ継キ事ヲ

為ス人ト信シタルヨリ藏匿シタレトモ熟考仕候処彼レヲ社会ニ

残シ置ケハ私共ノ望ミニアラス且云フベカラサルノ所為ニモ及

フベシト断考仕候間本日有体ノ事ヲ上申セント思ヒマス全ク大

臣要殺ノ事ハ相謀リ居候ニ相違無之

問 然ラハ如何ナル事マデ相談シタルヤ

答 同人ノ事ヲ申上ケルナラ抑交際ノ始メヨリ申上ケネハナリマセ

問 同人カ昨十八年四月頃遊歴ニ来リタリトハ詐リニテ兼テ知ル相州小田原在ニテ教員ヲナシ居ル水島保次郎ヘヨリ曾テ発シタル端書ヲ添書ノ代リニ持参シタルハ則チ客年四月頃ニテアリタリ其頃ノ嘶シニハ決死ノ士五拾名斗リヲ募リ自宅近辺ニ住居セシメタシト申スニ付何故カト聞ケハ郷里近辺ニハ御旗場有之毎ニ行幸ニモ相成ニ付 車駕ヲ奪ヒ天下ニ号令ヲ下サントノ目論見ナリト此時ハ水島ヨリ持参シタル端書名古屋ノ消印ハアルモ着局ノ消印無之或ハ官エ被取上廻シモノニハアラザルヤト不審ヲ生シ頓着セサリシ夫ヨリ仝人ハ大坂ニ至リ薩州三州社ノ社長河野主一郎ニ面会セントテ参リ帰途又相尋ネ来リタリ其後水島ヘ問合せタルニ相違ナク端書ヲ以テ添書ニ替ヘタリト云フヨリ疑ヒモ晴レ早速松村弁治^(郎・脱か)ヘ向ヒ謝状ヲ投シタリ而シテ此度上京シテ明治十九年五月日ハ覚ヘス町田久五郎カ来リ同人ト全道ニテ府中ニ訪行キタルニ府中ニテハ嘶シガ出来ズ相携ヘテ町田ノ仝村其家ニ至リ其処ニテモ咄ス能ハス一泊シテ翌日甲府トノ中間山ノ内ニテ私カ目的トスル処ヲ嘶シタレハ仝人ハ意外ニ其場ニテ仝人ヲ突キ刺サント迄決心シタルモ又能ク考フレハ是レハ松村ガ発意ニアラス必ス他ニ教唆者アルナラン之レヲ糺シタル上ノ事ト其場ハ立分レ其後広瀬ト共ニ其意ヘ断念セシメ全ク私トモガ希望スル如ク大臣要殺ノ事ニ決定仕候其云フベカラサル目論見トハ如何ナル事柄カ

答 私ノロヨリハ上申出来マセン

自由党静岡事件に関する新資料

問 害ヲ 玉体ニマデ及ボサントノ事ニハアラズヤ

答 其事ニ有之候其事ガ有之ニ付私共ガ社会ニアレバドコマテモ抑制仕候得共彼仝人ト相成候トキハ或ハ実行セラルモ難計ニ付今回仝人ヲ覆フテ世ニ遺ス事ハ断念仕真実ノ事ヲ申上ル次第ナリ

問 尚外ニモ謀リ居ラスヤ

答 外ニハ無之

問 水島ハ何故懇意ナルヤ

答 同人ハ其朋友小野某ヨリ添書ヲ貰ヒ有一館ヨリ帰国スル際明治十七年十二月十四五日ニ面会仕候

問 仝人ヘモ謀リ居ラスヤ

答 同人ヘハ未タ謀リマセン

問 何故謀ラサルヤ

答 其頃ニハ大運動ヲナス含ミニテアリタリ

問 其事ハ謀リタルヤ

答 其事モ謀リマセン

問 今読示シタル通りカ

答 其云フベカラサル云々ノ事ヲ教唆シタルモノアリト御聞取相成テハ相違仕候松村ガ其意ヲ発シタル原因アルナラント探リタリナリ

問 果シテ其原因カ分リタルヤ

答 思フニ是レハ大臣等ノ施政宜シキヲ得サルカ故ナリト勘考仕候

問 松村ノ志思^(意志)ヲモ聞キタルヤ

答 其後聞キタルハ私ノ想像ト同一ナル事ニテ恐レ多キ事ナレトモ

一一七 (二四三)

主尊ニマデ及ボシタレハ其反動カ起リ目的モ遂ケラル
ト思フタリト答ヘタリ

右口供ヲ読示シ記名調印セシム

明治十九年七月十三日

於警視庁

警部 森 沢 徳 夫

荒川 太郎

島森友吉第三回調書

問 汝ハ第二回ノ訊問ニ答ヘタル事ハ誤リニハアラスヤ

答 真実ノ御答ニ有之

問 然レトモ湊等三四人ノモノカ均シク汝ト約シタリト云フヲ以テ

考フレハ汝カ知ラザル筈ナキガ如何

答 私ハ何モ聞キタル事ハ無之

問 左レトモ四人ヲ爰ニ取調ヘタルモノナレハ四筆ノ事ヲ申答ナリ

然ルニ皆同一ノ申立アルハ汝ト約シタルノ実証ナリ如何

答 夫レデモ約シタル事ハ無之

問 其約束アル事ハ四人ノモノガ自白スルニ付奉職モ汝ニ訊問スル

根ヲ生シタルモノナリ四人ノモノカ云ハサレハ知ル筈ナシ之レ

ヲ知ル以上ハ汝ニ約アル筈ナリ如何

答 実ハ荒川太郎広瀬重雄ヨリ大臣ヲ要殺スル見込ミナレハ刀ト鉄

砲ヲ借用シタリト相談有之之レヲ貸与スルノ筈ニ有之タリ

問 何故貸ス管ナルヤ

答 私ノ所有スル分カ四五本有之ニ付夫レヲ持参シ又猟銃ヲモ持参
ル筈ニ有之タリ

問 何故今迄白状セサルヤ

答 友誼ニ対シ詐リヲ申上タリ

問 広瀬重雄カ強盗ヲナン居ル事ハ知り居ルヤ

答 同人ハ謹慎ナシ居ル人ナレハ左様ナル事ヲナン居ルトハ存マセ
ン

問 宮本湊広瀬等ハ互ニ決心ヲナシ盟約ニ違ハサル為メ強盗ヲ犯シ

置キ進ンテ身ヲ国事ニ致サレハ退ヒテ強盗ノ汚名ヲ受クルニ
付之レヲ以テ盟約ノ証トナスモノナリ故ニ必ス彼レ等カ所為ヲ

告クル位ヒノ人ニアラサレハ大臣要殺ノ事ヲ打明ケ相談スル筈

ナキカ如何

答 然レドモ何モ聞キタル事無之

問 聞カザル筈ナシ

答 聞キマセン

問 宮本ハ汝ハ広瀬ヨリ聞キ湊等三人ハ強盗ノ所為ハ知り居ルト云

カ如何

答 何モ聞キタル事無之

問 荒川ナドハ疾ニ知り居レハ汝カ知ラザル筈ナシ如何

答 存マセン

右口供ヲ読示シ記名調印セシム

明治十九年七月十七日

於警視庁
警部 森 沢 徳 夫

松村 弁次郎 第二回 調書

問 汝ハ松村弁次郎カ

答 然リ松村弁次郎ニ有之

問 荒川太郎ハ汝方ヘ参リタル事アリヤ

答 私宅マデハ参リマセンカ府中ノ宿マテ来リ面会仕候

問 夫レハ何時カ

答 明治十九年五月七八日ノ頃ナリ

問 何ノ為メ参リタルヤ

答 明治十九年三月頃神奈川ヨリ今度上京シタリ何日頃ハ在宅ナル

ヤト尋ネ越シタルモ東京ノ宿所カ分明ナルニ付回答セス打捨テ

置キタルニ又同年四月上旬ニ東京牛込ノ牛天神ノ裏ニ住居ヲ定

メタルニ付同所カ広瀬重雄ノ内ニ来リ呉レト申越シタルモ其假

打捨テ置キタルニ五月六日ト覚ヘタリ町田久五郎カ東京ニ行ク

ガ用事ハナキヤト申来リタルニ付幸ヒ荒川太郎ノ処ヘ立寄り当

分出京出来ザルニ付其旨伝言ヲ頼ミタルニ其翌日町田同道ニテ

尋ネ来リタルモ私宅ハ取込ミ中ニ付府中宿ヘ止宿セシメタル事

アリ

問 其時如何ナル事ヲ咄シタルヤ

答 別ニ咄シハ不仕太郎ヨリ窮シテ居ルニ付金ヲ借用シタシト申ニ

付金貳円ヲ取替ヘタリ

問 太郎ハ府中ニアラス山ノ中ニ止宿シタリト云フ

答 夫レハ翌夜ノ事ナリ

問 何処ニ止宿セシメタルヤ

答 村名ハ知ラザレトモ字堀端ト牛蔵ノ間ニ町田ノ世話ニテ止宿セ

シメタリ

問 其内ヘモ参リタルヤ

答 相尋ネテ共々一泊仕其翌日共々府中ヘ帰リタリ

問 其途中ニテ国事上ノ事ヲ相謀リタルナラン

答 別ニ相謀リタル事ハ無之モ政事上ノ嘶シハ仕候

問 荒川ハ山ノ内ニテ相謀リタル事有之旨申立テ居ルカ如何

答 其時ハ精密ナル嘶シハ不仕其後広瀬重雄ノ内ニテ荒川私三人ニ

テ相謀リタル事有之候其時ハ広瀬荒川カ到底大ナル目的ハ遂ケ

得ザルニ付我々ハ小函結ヲ以テ小手段ヲ施ス積ナリト申ニ付如

何ナル事ヲナスヤト問ヘハ大臣ヲ要殺スルノ手段ナリト答ヘタ

リ仍リテ私ハソソナ事ヲナシタリトテ世上ニ感動ヲ与ヘル事ハ

無之寧ロ感動モナキ事ナレハ止メタ方カ然ラント申タルニ彼レ

等ハ既ニ決心ナシ居ルトテ聞キ入レザルナリ仍リテ私ハ能ク熟

考スルトテ後日ヲ期シ相分レタリ

問 汝ハ広瀬荒川ヨリモ尚ホ進ンダル事ヲ論シタルニアラスヤ

答 決シテ論シタル事ハ無之

問 荒川ハ尚ホ進ンダル事ヲ汝カ申タリト云フカ如何

答 如何ナル事ヲ荒川ハ申上タルヤ御訊問アレハ思ヒ出スカモ知レ

マセシ

問 汝ハ大臣ヨリ尚ホ進シテ皇室ニマテ害ヲ及ボサントシタルニアラスヤ

答 国体ヲ變更スル事ハ申タルモ玉体ニ害ヲ及ホストマテハ申マセシ

問 荒川ハ正ニ聞キタリト申居ルカ如何

答 申タル事無之

問 如何ナル手段ヲ用ヒテ要殺スル筈ナルヤ

答 夫マデ深く相謀リタルニアラス尚ホ十日ノ後ニ面会セント約シタル事ニテ只要路ノ大臣ニ危計ヲ施サント云タルマデナリ

問 汝ハ大臣要殺スルニ機械ヲ用意スル筈ナラスヤ

答 左様ナル約束ハ無之尤夫レハ岐阜県下ノモノヘ機械ノ事ハ頼ミ

アルト聞キタリ

右口供ヲ読示シ記名調印セシム

明治十九年七月十八日於警視庁

警部 森 沢 徳 夫

松村 弁 次 郎

訊問中大臣トアルハ単当路ノ人トノミ聞キタリ最終ノ答ニ機械トアルハ総テ入用ノモノト改ム

意見 上 申 書

岐阜県美濃国可兒郡池田町屋村十番地平民

小 池 勇

抑モ自分カ明治十年ノ交ヨリ政治上ノ思想ヲ起シ現政体ニ向テ不満

ヲ懐キ之カ改革ヲ謀ラントスルノ熱心ハ日ニ高度ニ進ミ言論ニ文章ニ汲々力ヲ尽シタリシモ如何セン其目的ノ到達スルヲ得ス終ニハ理論以テ事ヲ成ス能ハス寧ロ腕力以テ革命ノ大事ヲ実行セントスルノ決心ヲ促シタルノ原因ハ一々之ヲ列挙スルニ違アラス又之ヲ枚挙シテ反覆論弁ヲ試ミントスレハ頗ル長キニ渉ルヲ以テ今之ヲ細説スルヲ欲セス否細説スルハ敢テ其必要ヲ見スト思情スルカ故ニ唯身分カ精神ノ存スル所ト其政治上ニ不満足ヲ懐キシ所以ノ梗概ヲ略陳シテ以テ貴官ノ電覽ヲ仰キ而シテ自分カ聊カ国家ニ尽スアラントスル微意ノ在ル所ヲ察知セラレテ公明正大ノ御処置アラント望マント欲スルナリ

(讀みか)

第一新聞集會出版ノ三条例諸願建白ノ二規則等ヲ制定発布シテ言論文筆ノ自由ヲ箝制シ言路ヲ壅塞シ所謂階前百里ニシテ下情上達セス其人文ノ自由ヲ檢束スルノ甚シキ是レナリ

第二現時ノ立法府タルヘキ元老院ニ充分ノ実権ヲ与ヘ之ヲシテ行政府ノ干渉ヲ受クルナク独立以テ事ヲ議セシメス往々該院ノ議シテ以テ不可トナスノ法律条規も行政府ノ甚シキ干渉ヲ以テ之カ再議ヲ要シ終ニハ文字ノ修正条項ノ加除ニ止マル如キ決議ヲナサシメ而シテ行政府ハ 奉勅ノ二字ヲ以テ之ヲ天下ニ布告シ畏クモ其責ヲ

聖上ノ御一身ニ帰シ奉リ動モスレハ九重ヲシテ怨府タラシムル如キノ感アル是レナリ

第三各地方ノ氣脈ヲ通シ民意ノ向背ヲ察シテ施政ノ便否ヲ論シ以テ全国人民ノ休養ヲ謀ルヘキ一大機關タル各地方官會議ヲ年々ニ開設

スルコトヲナサス国家ノ開明ヲ図リ事物ノ改良ヲ促スニハ亦罷ル可カラサル事トハ雖トモ重租苛稅斯民ヲシテ負担ニ耐フル能ハサルノ歎ヲ發セシムル是レナリ

第四各地人民ノ休戚ニ関シテ最要ナル地方經濟ノ得失ヲ審議詳論スル府県会ノ權限ヲ抑制シテ其区域ヲ狹隘ニシ唯其府知事県令カ視メス所ノ議案ヲ檢閱可否スルモ止マル如キノ感アラシムル是レナリ
第五明治十四年ノ 大詔ニ因テ国会開設ノ期將ニ近ニアラント

ス然ルニ国家法律ノ精髓タル憲法ニ至リテハ未タ明カニ其如何ナル主旨ヲ以テ編成サル、ヤハ知ラスト雖トモ窃カニ之ヲ現時ノ事情ニ徴シテ考察ヲ下セハ自分カ熱心以テ企圖スル所ノ國約憲法ニ非スシテ欽定憲法ナルヤ必セリ然リ而シテ其議院ノ如キモ之ヲ一局トナサスシテ之ヲ二局トナシ亦其議員モ之ヲ普通選舉トナサスシテ之ヲ制限選舉トセラル、カ如キ情状アリ此事タル素ヨリ国家命脈ノ関スル所至大至重ニシテ輕々論評スヘキニ非スト雖トモ苟モ憲法ヲ制定シ議院ヲ組織シテ國利民福ヲ謀ラント欲セハ宜ク之ヲ一國ノ與論ニ問ヒ勉メテ人民ノ自由權理ヲ伸張センコトニ注意スベシ然ルニ今反テ公衆ノ希望ニ反シ與論ノ敢テ可トセサル憲法ヲ制シ議院ヲ設ケント欲セラル、傾向アル是レナリ

此他大ニシテハ条約ノ改正因循苟且既ニ幾歲月ヲ經過スルモ未タ之ヲ成ス能ハス國權張ラス國威振ハス動モスレハ外國ノ凌蔑ヲ受ケ國民ヲシテ切齒扼腕ニ耐ヘサラシム又之ヲ小ニシテ地方自治ノ精神ニ悖リ郡区戸長等ヲ公撰ニシ往々土地民情ヲモ熟知サル他邦人ヲ以テ之カ任ニ当テ其地方人民ヲシテ不滿ノ怨聲ヲ發セシムルカ如キ又窃

カニ其裏面ニ入テ要路大臣ノ内情ヲ察スレハ或ハ公義ヲ滅シテ私情ヲ逞フスルノ形跡之ヲ明言スルニ忍ビサルモノ一ニシテ足ラス蓋シ是レ畢竟現政府タル其名君民同治ノ美アリト雖トモ其実二三地方ノ人物ヲ以テ組織シタル所謂有司專制ニシテ朋党比周シテ天下ノ公議ヲ容レサルノ弊アレバナリ此故ニ自分於テハ既ニ前陳ノ如ク理論以テ目的ヲ達スル能ハサルヨリ腕力以テ革命ノ大事ヲ実行シ之カ弊ヲ矯ハメント欲シ窃カニ各地ノ同志ヲ求ムルノ際明治十七年二月広瀬重雄カ書信ニ因テ愛知県知多郡半田村ニ到リ広瀬村上等ト合議シテ天下ニ同志ヲ募リ拳兵以テ事ヲ成サントスルノ盟約ヲナシ爾來斷ヘス此事ニ汲々たり然リ而シテ其十七年七月ニ至リ広瀬清水ヨリノ來書ニ応シテ綱義カ落合村ナル宅ニ到リシハ素ヨリ以テ静岡ナル同志輩ト出會合議目的ヲ遂クルノ手段ヲ謀ラント欲セシニ外ナラスシテ始メヨリ略奪ヲ為サントノ意ニハ非ラサルシ然ルニ其會議ノ結果意外ニ出テ同志ヲシテ愈事ヲ發スルノ期ニ望ミ曖昧言ヲ左右ニ訛シテ兩端ヲ觀望シ或ハ凌巡畏避スルノ患ナカラシメンカ為メ其略奪手段ヲ実行シ一たび法律ノ罪人タリシ以上ハ徒ラニ退テ常事犯タラシヨリ寧ロ進テ國事犯トナリ斃テ已ムノ決心ヲ確メントノ說多數ナルヨリ自分モ之ヲ拒ム時ハ或ハ不熱心ノ疑ヲ容レラレ為メニ目的ヲ果スノ勢力ヲ微弱ナラシメンコトヲ慮ハカリ終ニ之ニ同意スルニ至レリ而シテ其同志ヲ募ラント欲スルノ急ナルヨリ清水カ宅ヲ辭シテ帰國ノ途次即十七年七月十八九日頃愛知県名古屋ニ至リ兼テ知ル所ノ村松愛藏カ寓ヲ訪ヒ密カニ謀ル所アラントセシモ彼レ當時東京ニ在リテ檄文散布ノ事(是ハ長野ニテ彼等カ公判ヲ開カルタル後ニ推知セリ)ニ奔走シ不在ナリシヲ

以テ空ク帰宅セリ其十一月初旬ニ及ヒ広瀬重雄カ再ヒ名古屋ニ来リシヲ幸ヒニ同人カ下宿ニ至リ相伴フテ村松カ寓ヲ訪ヒ階上ニ於テ略ホ意中ヲ明カシ以テ拳兵ノコトヲ約シ数月ヲ期シテ相起リ戮力協心必大事ヲ成サンコトヲ談セリ然ルニ村松等ハ其翌十二月ニ至リ密謀発覚シテ終ニ囹圄ノ人トナリシモ自分等於テハ未タ其实ヲ知ラレス唯一時ノ嫌疑ニ止マリシヲ以テ尚深ク世間ノ動靜ヲ察シ窃カニ時期ノ熟スルヲ俟チシニ昨十八年八月頃広瀬カ長野ニ於テ放免ノ帰途自分カ宅ニ一泊セシ際大井憲太郎等カ將ニ密カニ謀ル所アラントスルノ趣キヲ語りシカ故ニ事発セハ直ニ起テ之ニ応セント欲セシモ是亦早く既に政府ノ探知スル所トナリ各地ノ同志ハ萎靡逡巡振ハサルヨリ慷慨已ム能ハス本年一月ニ至リ断然意ヲ決シ縦令同志ハ僅少ニシテ大事ヲ成スニ足ラサルモ奮発以テ目的ノ幾分ヲ果シ斃シテ後ニ已マンノミト同月廿日ヲ期シテ故山ヲ去リ途次同志者ヲ促シ東京ニ来リテ広瀬等ニ会シ急遽事ヲ謀ラントセシハ自分カ当時筆記シ置キタル幽居余情(是ハ去月十六日家宅捜索ノ時警察官ハ普通ノ詩稿ト思ヒシカニ一見セシ儘ニ押取セザリ)ト題セシ詩稿及ヒ其序文ニ詳カナリ然レトモ尚ホ其利害如何ヲ再三再四熟慮セシニ或ハ一ノ事ニ因テ深く感発スル所アリシヨリ終ニ出発ノ期ヲ緩フシ窃カニ政府ノ行為如何ニ注目スルノ際図ラスモ今回ノ発露ニ及ヒタリ夫レ既ニ如期(まだ)ノ情状ニシテ自分カ精神タル唯一身以テ国家ニ尽サント欲スルノ外敢テ他アルニ非ラス聞クカ如キハ廟堂昨冬ノ大改革ヨリ以来稍々其弊ヲ革タメ私情ヲ棄テ公義ヲ採リ秘密ノ手段ヲ用ヒスシテ公明ノ主義ヲ執ラレ其條約改正ノ如キモ端緒ナル會議ヲ開カル、コト既ニ六七回ニ及ヒシト冀クハ政府向後ノ施政ニシテ深ク

民意ノ傾向ヲ察シ廣ク与論ノ在所ヲ視テ以テ全国人民ノ休養ヲ謀リ内ハ完美ノ政体ヲ立テ善政ヲ民ニ施シ外ハ条約改正ニ充分ノ結果ヲ得テ国權ヲ伸張セラレハ自分等カ如キ区々タル微躬僅令千百ヲ亡フモ敢テ憾トスル所ニアラス況ンヤ法律ノ在ル所公明至大ノ裁判ヲ以テ其犯罪ヲ罰セラル、ヲヤ敢テ避クル所ニ非ラサルナリ右ノ次第ナルヲ以テ罪跡隠滅シ法網ヲ遁レントスカ(ル、脱か)如キ卑劣ノ所為ハ曾無之法律ノ在ル所甘シテ刑ニ就クベキハ素ヨリ期スル所ナレトモ去ル十一月第三回御尋問ノ際貴官カ論サレタル如ク自分等カ所為ハ其原因事上ヨリ出タルモ確實ナル証跡ナリ且共謀人ニシテ其目的外ナル犯罪ヲ犯シタルカ故ニ国事犯ヲ以テ其罪ヲ論スル能ハス宜ク常事犯ヲ以テ処分スベシトノ言ニ至テハ退テ之ヲ熟考スルモ謹テ其命ヲ奉スル能ハス何トナレハ自分カ精神ト所為トハ前頭既ニ其概略ヲ述ヘタル如唯一身國家ニ報ヒントスル外他アルニ非ス当初連判状及ヒ盟約書ヲ毀棄シタルカ故ニ之ヲ今日ニ呈出スル能ハサルモ此ハ是レ自分一人カ申供ニ非ス広瀬村上モ定メテ同一ノ申供ヲナセシナラン又村松愛蔵ニ謀議セシハ之ヲ同人ニ尋問シ且自分カ筆記シ置キタル幽居余情等ヲ一見セラレハ其国事犯タルノ事實分明ナルベク其略集ヲシタル如キモ全く目的ヲ果サントスルノ意ヨリ出タルモノニシテ一身一己ノ私利ヲ謀ラントシテ為シタルニ非ス畢竟スル所国事ハ自分等カ犯罪ノ遠因即チ根本ニシテ略奪ハ近因即チ枝葉ナリ然ラハ即チ之カ罪ヲ問フモ其枝葉ヲ棄テ其根本ヲ取ルベキハ理ノ当ニ然ルベキ所ナリ若シ又共謀者中国事犯ヲ以テ問フ可カラサルノ罪状アリトセハ宜ク明カニ之カ限界ヲ立テ国事ト常事ト各別ニ罰セ

ラルペン然ルヲ共謀者中数罪ヲ犯シタルアレハ逆管テ其レ等ノ所為ヲ闕リ知ラサル自分迄同ク常事犯ヲ以テ処分セラル、カ如キノ理アラシテ裁刑ノ適用擬律ノ如何ニ至テハ公判開庭ノ日ニ於テ論スベキナレハ今日強テ之ヲ弁スルヲ要セスト雖トモ一タヒ尋問調書ニ記載サレタル以上ハ之ヲ異翻スル為メ充分ニ思想ヲ吐テ論セサルヲ得ス且仮リニモ常事犯ヲ以テ之ヲ視ラレ之ヲ処セラル、ニ至テハ自分カ榮譽ヲ汚スハ素ヨリ論勿ク甚快トセサル所ナルヲ以テ其不文ヲ顧リミズ敢テ茲ニ意見ヲ開陳シテ以テ貴官ニ尚ホ一層ノ御注意ヲ乞ヒ公明正大ノ御処分アラシコトヲ謹テ奉仰候也

明治十九年七月十七日

右

小池 勇

警視庁第二局

警部 森 沢 徳 夫殿

後記

本資料の解説については、本塾名誉教授中井信彦氏の御援助をうけた。
その学恩を謝す。
(昭和五十六年十二月八日)